

第 13 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成19年12月 7 日 開会
平成19年12月13日 閉会

南 部 町 議 会

第 13 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（12月7日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○提出議案提案理由説明	5
○請願第3号から陳情第8号の上程、委員会付託	11
○散会の宣告	12

第 2 号（12月10日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	14
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	14
○職務のため出席した者の職氏名	14
○開議の宣告	15
○一般質問	15
工 藤 幸 子 君	15

工 藤 正 孝 君	2 2
立 花 寛 子 君	2 5
○散会の宣告	3 7

第 3 号（12月11日）

○議事日程	3 9
○本日の会議に付した事件	3 9
○出席議員	3 9
○欠席議員	4 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 0
○職務のため出席した者の職氏名	4 0
○開議の宣告	4 1
○一般質問	4 1
松 本 陽 一 君	4 1
川守田 稔 君	4 6
工 藤 久 夫 君	5 7
○散会の宣告	7 2

第 4 号（12月13日）

○議事日程	7 3
○本日の会議に付した事件	7 4
○出席議員	7 4
○欠席議員	7 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 4
○職務のため出席した者の職氏名	7 5
○開議の宣告	7 6
○議案第102号から議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1

○議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
○議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
○議案第107号から議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
○議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
○議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
○議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
○議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
○議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
○議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
○議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
○議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
○議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
○議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決	151
○議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
○議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決	154
○議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
○議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決	156
○議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
○請願第3号から陳情第8号までの委員長報告	159
○請願第3号の質疑、討論、採決	160
○請願第4号の質疑、討論、採決	161
○陳情第8号の質疑、討論、採決	165
○発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	165
○常任委員会報告	167
○閉会中の継続審査の件	167
○日程の追加	168
○町長提出議案追加提案理由説明	168
○議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決	169
○閉会中の継続審査の件	170
○閉会の宣告	170

○署名議員 1 7 3

第13回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成19年12月7日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 請願第3号 高すぎる国保税の引き下げを求める請願書
- 第 6 請願第4号 「産業廃棄物中間処理施設建設反対を求める意見書」採択のための請願書
- 第 7 陳情第8号 法務局職員の増員に関する陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小 野 寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐 々 木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
福 地 総 合 サ ー ビ ス 課 長	庭 田 卓 夫 君	名 川 総 合 サ ー ビ ス 課 長	田 村 淑 延 君
南 部 総 合 サ ー ビ ス 課 長	山 口 裕 貢 君	会 計 管 理 者	坂 本 與 志 美 君
名 川 病 院 事 務 長	堀 合 悦 夫 君	老 健 な ん ぶ 事 務 長	佐 々 木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総 務 課 総 務 推 進 監	小 萩 沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐 々 木 秀 雄 君	社 会 教 育 課 長	工 藤 光 行 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	中 村 喜 雄 君	農 業 委 員 会 会 長	沼 畑 俊 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勝 君	代 表 監 査 委 員	鈴 木 聰 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

◎開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第13回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時06分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

○議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る12月3日開催いたしました議会運営委員会におきまして、第13回南部町議会定例会の運営について協議いたしました。決定事項をご報告いたします。

本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案、条例制定及び一部改正、一部事務組合の規約変更、契約の締結、平成19年度補正予算等22件でございます。そのほか、案件といたしましては、請願2件、陳情1件、議員提出議案1件、常任委員会の報告等がございます。請願と陳情につきましては、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することにいたしました。一般質問は6名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表、そのとおりでございます。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日12月7日から12月13日までの7日間といたしました。なお、12月8日、9日は休日のため、12月12日は議案熟考のため、休会といたします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

して、議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

本定例会の地方自治法に基づく出席要求は、町長、教育委員長、選挙管理委員長、農業委員会会長、代表監査委員であります。

.....

◎会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において5番松本陽一君、6番河門前正彦君を指名いたします。

.....

◎会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日12月7日から12月13日までにしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、12月7日から12月13日までの7日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました7日間の会期中、12月8日、9日は休日のため、12日は議案熟考のため、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの3日間は休会とすることに決定いたしました。

.....

◎諸般の報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

なお、監査委員より、平成19年度定期監査の結果について報告がありますので、その写しをあわせて配付しております。

今期定例会の上程は町長提出議案22件、請願2件、陳情1件、議員発議意見書案1件、常任委員会報告及び閉会中の継続審査の件、それぞれ3件でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

.....

◎提出議案提案理由説明

○議長（小笠原義弘君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、12月議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の平成19年第13回南部町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席を賜り、開会できますことに衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたしました案件であります。南部町奨学基金条例の制定ほか、条例の一部を改正する条例の制定についてが4件、一部事務組合の規約変更、総合振興計画基本構想について、電算システム等の契約の締結など、ほか平成19年度一般会計、各特別会計補正予算案18件の合わせて22件であります。提出案件の概要をご説明する前に、9月議会以降のこれまでの町政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

まず、9月17日から18日にかけての秋雨前線停滞に伴う大雨災害の被害状況につきましては、11月30日の議会全員協議会において報告、説明させていただきました。国の災害査定も終了し、今議会に補正予算1,308万円を災害復旧費として計上しており、予算議決後、今月中に工事を発

注し、速やかに復旧を進めてまいるところでございます。

今回の大雨では町内3地区に避難勧告を発令いたしました。幸いにも人的被害、住家への被害はなく、事なきを得ました。河川の警戒や土のう積み、排水作業など、昼夜を問わず対応に当たられました消防並びに関係の皆様に対し、改めて感謝と御礼を申し上げる次第であります。

私は、これからの災害に対しましては、自主防災ということを強く推進していかなければならないと考えております。地震で倒壊した家屋から助け出された人の多くは、家族はもちろんですが、ご近所や地域の人たち、住民の手によって助け出されております。消防機関初め警察、自衛隊などの救助の専門家の皆さんはすぐには現場に駆けつけて来られないのが現状であります。消防団員自身が被災者になるおそれさえあるわけでございます。

ことし4月1日に福地地区のあけぼの町内と、11月1日に南部地区の駅前町内会に自主防災会が設立されました。町内の皆さんの自主的な判断で設立されたとのことで、防災に対する町内の皆さんの意識の高さと積極的な活動に敬意を表する次第であります。

災害に対しましては、行政はもちろん第一次的にその対応に当たるわけですが、自分の身は自分で守る、そして地域で守ることがぜひ必要であります。この10月に開催した町の防災訓練には福地地区の防災会、名川地区の火防団の皆さんから積極的に参加していただきました。災害においては個人ではできない対応や活動も、団体では協力してできることがたくさんあります。町では、今後とも自主防災会に対して、可能な限り支援、応援してまいりますので、全町内に自主防災会の設立をぜひともお願いするものであります。

次に、町総合振興計画についてであります。昨年8月に南部町総合振興計画審議会を組織し、八戸大学田中哲教授に会長をお願いし、計画の基本構想について活発な審議を重ねていただきました。先般、この基本構想の内容がまとまり、11月13日に田中会長より答申を受けたところであります。このたび、今議会にこの基本構想について議案として提出いたしましたので、ご議決を賜れば正式決定されるものであります。

基本構想につきましては、この後議案審議におきましてその内容を詳しく説明させていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、多目的バスの試験運行についてであります。11月19日から12月16日までの28日間にわたり試験運行することとし、現在、南部バスに運行を委託し、3台のバスで町内を循環する路線、横断する路線など、5路線において朝、昼、夕方の1日3回運行中であります。試験運行中は、毎日運転士による各停留所ごとの乗降調査を行っており、また、来週からは町職員がバスへ乗り込み、利用者へのアンケート調査も実施する予定であります。今後は、この試験運行の結果をも

とに、利便性の高い路線、時刻表などの検討を行い、地域公共交通会議の協議を経て、来年4月からの本格運行に向けてまいりたいと考えております。

次に、水稲、果樹等の作柄状況であります。県の調べでは水稲に関しましては低温と日照不足などにより平年作に達しませんでした。果樹につきましては病虫害の被害も少なく、台風の影響もなかったこともあり、収量は平年作以上となりました。とりわけリンゴにつきましては肥大等も順調で、収穫期には平年を上回る大玉傾向となりました。晩生種の品質は着色がよく、糖度も高く、良好な出来柄との報告を受けており、価格も高目で推移していると聞いております。

ことは、町営市場においてもナシ、ブドウなどのほか、長芋、食用菊も高値で推移したほか、野菜の出荷量も伸びたため、目標売上額の28億円は達成できる見込みとなりました。また、町営市場ではこのたび国の頑張る地方応援プログラムを活用した町営市場活性化プロジェクトとして、リンゴの糖度、酸度、重さを測定できる光センサーを導入し、厳選したサンふじの出荷を始めており、果樹の里南部町にふさわしいブランドを確立してまいりたいと考えております。

私は先般、東京で開催されました全国町村長会議に出席してまいりましたが、今大会においては地方の非常に厳しい状況にかんがみ、地方交付税の財源保障、調整機能の堅持と総額の復元、農山漁村対策、過疎地域対策の充実強化、医療・保健・福祉施策の強力な推進など6項目の決議案を採択いたしました。地方の町村の活力なくして国の活力はないと言われてきておりますが、自助努力のみでは限界があることも事実であります。国と地方、都市と地方のあり方についての制度改正、改革はこれから正念場であります。町では現在、平成20年度の予算要求を取りまとめ中ではありますが、収入の伸びが期待できない中で、多様化する住民ニーズにこたえ地域の活性化を図っていくためにも、お互いに知恵を出し合い、新町のまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の一層のご理解、ご支援を切にお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして、順にご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第102号、南部町奨学基金条例の制定についてであります。合併前に制定され、合併後もそれぞれで運用されてきた南部町名川小林奨学基金条例と南部町福地奨学基金条例を廃止し、これらの基金を合わせて南部町奨学基金条例として一本化するもので、基金の額は合わせて1億5,262万2,000円となりました。これにより、有能な人材の育成にさらに資することができるようになります。

次に、議案第103号、南部町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。就学区分による貸付額を見直したほか、一部にしか適用のなかった免除規定を新たに設け、

学校卒業後、引き続き10年以上南部町に居住した場合には、貸与を受けた額の2分の1以内の返還を免除することができるとしたもので、施行後の奨学金受給者に適用し、有能な人材の定住化にも資することとしたものであります。

次に、議案第104号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、町職員の育児短時間勤務制度に関し必要な事項を定めるもので、これまで育児制度は3歳に達するまでの休業制度でありましたが、改正により、小学校に達するまでの子の育児について期間が延長され、また勤務時間についても新たに短時間勤務制度を設けて、子育てを行う職員の働き方をより多様化できることとしたものであります。

次に、議案第105号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。要保護児童の早期発見、保護を図るための南部町要保護児童対策地域協議会の設置に当たり、当該委員に対する報酬及び費用弁償を定めるため改正を行うものであります。

次に、議案第106号、八戸地域広域市町村圏事務組合理約の変更についてであります。八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部を建設することに伴い、八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に積み立てた関係市町村からの出資金に相当する額の処分手続を定めるため、規約の一部を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第107号、三戸地区環境整備事務組合理約の変更について、及び議案第108号、三戸地区塵芥処理事務組合理約の変更についてであります。これまで三戸地区環境整備事務組合で処理してきたし尿脱水汚泥の処分について、三戸地区塵芥処理事務組合で共同処理することとなることに伴い、規約の一部を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第109号、南部町総合振興計画基本構想についてであります。地方自治法に基づき、南部町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため定めるもので、今後10年間を展望した南部町のまちづくりの四つの基本理念と将来像を掲げ、その実現に向けてまちづくりの基本方向と目標、施策の大綱という構成となっております。また、新町建設計画との整合性も考慮して策定されたもので、このほど総合振興計画審議会より答申を受けたもので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第110号、土地改良事業災害復旧の施行についてであります。平成19年9月17日から18日にかけての秋雨前線による大雨災害により被災した水田と水路の災害復旧工事を施行するに当たり、土地改良法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第111号、税総合システム購入契約の締結について、及び議案第112号、コンピュータ機器購入契約の締結についてであります。契約金額がそれぞれ3,000万円を超えており、これらの契約の締結について議会の議決を求めるものであります。税総合システムにつきましては、税システムのみならず、住民記録、印鑑登録などのほか、後期高齢者医療制度にも対応した総合システムとして導入するものであります。また、コンピュータ機器導入については、導入時期の早かった名川地区三つの小学校の教材用パソコンのサポート期間が終了したことに伴い、今回これを更新し、パソコン機器を導入するものであります。なお、他の地域においても順に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、議案第113号、土地の取得についてであります。南部町学校給食センター建設用地として5,038平方メートルを購入し、この売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第114号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第3号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ2,735万7,000円を追加し、予算の総額を100億9,906万8,000円とするものであります。歳出の補正につきましては、期末手当等の支給率を改正したことに伴い、人件費を計上している項目において補正したものであります。

それでは、主な内容について項目ごとにご説明申し上げます。

まず、第2款総務費につきましては、総務管理費、選挙費などを減額いたしました。徴税費に過年度還付金として150万円を追加したほか、戸籍住民基本台帳費に電算ネットワークシステム更新のため、備品購入費に1,214万9,000円を追加いたしました。

次に、第3款民生費であります。国民健康保険基盤安定事業に係る増加分として国民健康保険特別会計への繰り出し金789万9,000円、老人医療費通知委託料に199万5,000円、制度改正により増加した児童手当に735万円、学童保育の臨時職員賃金に130万2,000円などを追加いたしました。

次に、第4款衛生費であります。浄化槽の設置基数が当初見込みより増加したため、設置者に対する補助金を240万6,000円追加したものであります。

次に、第6款農林水産業費で追加補正の主なものは、サクランボの雨よけハウスを整備するおいしい果物産地振興事業について追加要望が認められたことに伴い、果樹振興費の支援事業補助金に977万円、地籍調査事業費として、福地地区の数値情報化の業務費として155万4,000円を追加したほか、減額補正として農地情報利用効率化事業が中止となったため、農業委員会費の農地地図作成業務委託料など1,052万6,000円、農業集落排水事業特別会計繰り出し金1,410万9,000円

をそれぞれ減額計上しております。

このほか追加補正の主なものは、第7款商工費、頑張る地方応援プログラムとして南部町産農産物一次加工拡大プロジェクト事業を実施するため、市場アンケート調査委託料に210万円、バーデハウスの委託料864万7,000円、農林漁業体験実習館特別会計繰り出し金607万3,000円、第8款土木費、道路橋梁維持費に160万円、第2 苦米地駅前団地建設費に1,000万円、農林水産業施設災害復旧費に244万1,000円、公共土木施設災害復旧費に1,063万9,000円などを追加計上したほか、運動公園整備工事の入札減により、保健体育施設整備費を1,032万9,000円、学校給食センター設計業務の入札減により、給食センター管理費を2,148万5,000円、それぞれ減額、計上しております。

これに充当する財源として、普通地方交付税が2,791万2,000円、国庫支出金として公営住宅整備事業補助金430万円、公共土木施設災害復旧費補助金606万円、県支出金として国民健康保険基盤安定事業費負担金1,194万3,000円、おいしい果物産地振興事業補助金589万4,000円、地籍調査事業補助金116万4,000円、農地等災害復旧事業費補助金118万4,000円などを追加したほか、町債については合併特例債、ふるさと運動公園整備事業債など2,300万円を減額補正したものであります。

次に、議案第115号、平成19年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）についてであります。職員手当等を15万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を2億2,337万5,000円とするものであります。

次に、議案第116号、平成19年度南部町農林漁業体験実習館特別会計補正予算（第2号）についてであります。売り上げ収入を減じて一般会計からの繰入金607万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を7,753万8,000円とするものであります。

次に、議案第117号、平成19年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ9,019万円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億6,538万円とするもので、歳出の主なものは一般及び退職被保険者等の療養諸費に8,041万円、高額療養費に787万1,000円、保健事業に52万1,000円、老人保健医療費拠出金と介護納付金については一般財源を減額し、国県支出金を追加する財源内訳補正であります。

これに充当する歳入の主なものは、国からの財政調整交付金8,115万1,000円、保険基盤安定負担金として一般会計繰入金789万9,000円、前年度繰越金114万円などを追加計上したものであります。

次に、議案第118号、平成19年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであり

ますが、人件費など52万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億4,244万円とするものであります。

次に、議案第119号、平成19年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。介護予防計画作成業務などの一般管理費に244万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,063万3,000円とするものであります。

次に、議案第120号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。人件費を2万2,000円追加し、一般会計繰入金を減額するもので、予算の総額を2億7,251万6,000円とするものであります。

次に、議案第121号、平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。加入奨励金、人件費など74万8,000円を追加し、一般会計繰入金を減額するもので、予算の総額を9億9,465万3,000円とするものであります。

次に、議案第122号、平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）についてであります。人件費、奨励金などを追加し、予算の総額を30億5,156万4,000円とするものであります。

次に、議案第123号、平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）についてであります。人件費、賃金などを減額し、修繕料、業務用備品等を追加したもので、歳入歳出予算の総額は変えないものであります。

以上、ご提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、またご質問に応じまして、本職初め副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明をいたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご議決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、会期中に人権擁護委員の候補者の推薦についての案件を追加提案させていただきたいと思っておりますので、つけ加えさせていただき、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

◎請願第3号から陳情第8号の上程、委員会付託

○議長（小笠原義弘君） 日程第5、請願第3号から、日程第7、陳情第8号までを一括議題といたします。

本日までに受理した請願2件及び陳情1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので報告いたします。

なお、常任委員会は、本日、本会議終了後開催いたします。

.....

◎散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月8日、9日は休日のため休会とし、12月10日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時40分）

第13回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成19年12月10日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

10番 工 藤 幸 子

1. 町民の健康問題について
2. 河川の洪水について

1 番 工 藤 正 孝

1. 平成21年度から始まる市場手数料の自由化に伴う町の対応について

12番 立 花 寛 子

1. 水害対策について
2. 産業廃棄物中間処理施設について
3. 国民健康保険税について
4. 後期高齢者医療制度について
5. 新年度予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君

17番 佐々木 元 作 君

19番 西 塚 芳 弥 君

18番 東 寿 一 君

20番 佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小 野 寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐 々 木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
福 地 総 合 サ ー ビ ス 課 長	庭 田 卓 夫 君	名 川 総 合 サ ー ビ ス 課 長	田 村 淑 延 君
南 部 総 合 サ ー ビ ス 課 長	山 口 裕 貢 君	会 計 管 理 者	坂 本 與 志 美 君
名 川 病 院 事 務 長	堀 合 悦 夫 君	老 健 な ん ぶ 事 務 長	佐 々 木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総 務 課 総 務 推 進 監	小 萩 沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐 々 木 秀 雄 君	社 会 教 育 課 長	工 藤 光 行 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	中 村 喜 雄 君	農 業 委 員 会 会 長	沼 畑 俊 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勝 君	代 表 監 査 委 員	鈴 木 聰 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

◎開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第13回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために、質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間の5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますので、ご協力のほどお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

10番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（10番 工藤幸子君 登壇）

○10番（工藤幸子君） さきに通告しておりました2点について、町長にお伺いいたします。

まず、1点目でございますが、町民の健康問題、町民の健康増進の推進及び対応状況についてでございます。

健康増進法が制定されました。これを受けて、さまざまな問題が浮上しています。最近、地球が同時多発的に複数の病気にかかり、総合病院に入院する状況が多いなど、深刻な問題になっていることはご存じのとおりであります。しかし、健康で心豊かな生活をだれしも求めています。我が町町民も決して例外ではありません。文明社会における町民の健康について、町長、また増進課はどのような環境づくり、どのような施策をもってどのように実現を図って、安心、安全、

安定を見ているのか。

例えば、たばこの問題でありますが、人間に害を及ぼす環境悪はさまざまある中でこのたばこの問題は、アスベストや、年間売り上げ10億円と言われております殺虫剤や芳香剤よりもはるかに危険であり、たばこの煙には4,000種類の化学物質が含まれ、うち60種類が発がん物質で、その含有量は本人が吸う主流煙よりも周囲の人が吸う副流煙のリスクが意外と高く、喫煙が原因のがんと疾患、心臓病や脳卒中で早死、早死にする人は10万5,000人のうち半分はがんと推定され、交通事故による年間死者数の10倍以上であります。吸わない人も副流煙で年間1,000人から2,000人と推定されているのであります。

先ごろの新聞にもありましたが、県内の健康増進法の認知度が低く、効果的対策を施している施設は123件、全面禁煙は63件、不安定分煙は177件で、約7割でありました。さらに、県内では周囲の人に迷惑だと認識されているが、健康増進法の理解も低く、啓発が必要だとし、今後積極的に対策の導入を働きかけていかなければならない。これからはますます町民を守ってやらなければなりません。

さらには、役場職員が相次いで不健康悪にさいなまれておりますさまは、町長や健康増進課サイドでどのように認識されているのか。環境悪ではなく自助努力に任せているのか。切なるご答弁をお願いするものであります。

次に、二つ目として河川の洪水について。河川、馬淵川の水害防止の進捗状況はどうなっているのか。自然の力、中でも洪水のはんらんはただ傍観するのみで、手を施すすべもありません。あるのは、予測して時期が来る前の災害予防策しかないのであります。二度と悪夢のような災難に遭いたくない、被災者の心の奥底からの願いであります。大洪水の足音が聞こえる前に予防策を講じなければなりません。馬淵川門前地域の工事も不完全のまま工事中断であります。一時休止なのか、工事終了なのか、お伺いいたします。

数日前、私は八戸、八幡橋付近を通りましたら、八幡橋付近の馬淵川護岸工事を行ってありました。昨年、町長のご説明では馬淵川の河口、つまり下流から工事をすべきというお話もあり、八戸を含めた馬淵川洪水会議を開くことになっていることを示唆したお話がありましたので、その会議の結果に基づいた施工であるのかと思いながら現場を見てまいりました。河口付近から着手することになったのかということと、現在、大向船場平地域、最近の長雨、豪雨の際に内水があふれ、床下浸水があったので、駅前と大向の護岸の工事のつながりが問題であるのではないかと思う次第であります。馬淵川護岸工事はどうなっているのか、進捗状況をお伺いするものであります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思いますが、まず最初に健康問題でございますが、限られた時間でございますので、今、たばこの部分というのはこの議場でもって初めてお伺いしたわけでございます。できれば、我々も具体的に答弁を申し上げたいという立場から、1行健康問題の部分の中でたばこに関してという項目を入れていただければ、より具体的に答えることができると思いますので、町民の健康増進進捗ということでございますから、我々はいろいろな角度からもちろん資料も準備しました。そういう中で、今回主にたばこの部分でございますが、足りない部分もあろうかと思えますけれども、一応は課の方でも取り組んでいる部分を紹介しながら、また町民の健康というものは子供から老人まで幅広い中での取り組みをしてございます。それはまた別の機会にでも説明をしたいと思えますけれども。

まず、たばこの問題、非常に全国において問題になってございます。私もたばこを吸う1人なわけでございますが、以前と違いましても吸う場所が本当に限られている。会議等でもそうですし、乗り物についても東北新幹線においてももう吸うところが一切ないと、こういういわゆる分煙という形がもう周知されているわけでございます。

平成15年5月から施行されました健康増進法第25条におきまして、受動喫煙の防止について学校、体育館、いわゆる公的機関などなど多数の者が利用する施設を管理する者は、利用者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないという努力義務が規定されてございます。また、健康増進法に基づく国の「健康日本21」、これは今後「南部健康21」も作成中でございますが、そういう部分にきっちりと目標を掲げて取り組まなければならない。そういう一つの県の「青森21」の中においては喫煙による影響の知識の普及活動、そしてまた未成年者の喫煙ゼロ運動、また先ほど言いました分煙の徹底、知識の普及という。そして4点目は禁煙支援、これは全市町村で受けられるようにと、こう大きく分けて四つの目標を掲げて取り組みをしております。

このことによりまして、厚生省においては都道府県知事に受動喫煙防止対策についての通達がなされております。保健所の主幹事業としまして喫煙による影響の知識の普及、そしてまた先ほ

ど言ったたばこ自販機への未成年者への販売防止対策、これも今進められておりますし、公共の場、こういう場においてのいわゆる分煙化の推進。先般、県の保健所の部長さんも役場の方にも見えました。全面禁煙という方法と完全分煙という、そういうやり方ということで、当町においては公的機関、ほとんどが完全分煙という形を今とっております。完全まではっていない部分がありますけれども。ここについても今後担当課の方にも公的施設、これをチェックして、当然完全分煙となりますと、予算をかけて整備をしていかなければなりません。そういうためにもどのぐらいかかるものなのか、これは先般、部長が来たときに担当課も同席をしながら、まずしっかりと調査をして、ここはいいのか、ここはまだ足りないのか、そういう部分は調査して取り組んでいこうという指示はしてございます。

あと、主な対策でございますけれども、当然妊婦の喫煙の実態把握、個別指導、こういうものも保健師を主体として指導を、また取り組みを行ってございます。若年習慣病予防としましては、小中学生の健康教室でたばこの害というものについて指導、またアンケート実態調査も行っております。

それで健康チャレンジ事業ということの対策としまして、いわゆる禁煙をしたいと、そういう方々に対して励まし支援ということで、現在何人かの方々が禁煙を実現していると。こういう部分もしっかりとこれからも取り組んでいかなければならない。第一に私は大事なものは、すべての方々に吸うなど、これも吸われている方にすれば大変酷なところもありますし、我々の南部町というのはたばこ農家という農家もございます。それと健康は別な部分が当然あるわけでございますけれども、当町にはたばこ税1億2,000万が歳入で入ってきております。非常にたばこ税というものは限定された予算ではなくて、町の事業を行っていく上にどういう使い道をしてもいいというフリーな中での財源でございまして、そういう部分、財政面から考えますと、非常にありがたい収入なわけでございます。ただ一方、健康という立場から考えますと、やはり吸い過ぎという部分にはしっかりと注意をしながら、同じたばこでも非常に濃度の高いたばこもあれば軽目のたばこもあるようですから、そういう部分というものも指導をしながら、そしてまた吸う方がまず一番気を使わなければならないのは、やはり吸わない方々、そういう方々が周りにいるときに喫煙者の一つのマナーとしてやはり一人一人も気をつけていかなければならないのではないかなど、このように思っております。

詳しい部分が再質問でございましたら、また担当課の方から現状等々につきまして答弁をいたしたいと、こう思います。

次に、河川の洪水についてでございますけれども、現在の状況等でございます。馬淵川の治水

対策につきましては第8回定例会におきましても答弁をしておりますが、これまで国、県当局のご配慮をいただきながら、馬淵川広域基幹河川改修事業として苦米地工区、これ8回のときにも答弁をしております、苦米地工区、福田工区、剣吉川工区、大向工区の4工区を順次工事をしてきており、いずれにおきましても、平成18年度で完了しております。

特に大向地区でございますが、昨年の災害等で床上浸水等があったわけでございます。そのときはちょうどまだ工事中でございました。完成してございませんでした。今回、ことしの秋雨前線による大雨のときにおきましては、大向地区は全く去年と違って床下、床上浸水はなかった。この効果というのは間違いなく出たと思っております。ただ、調査をしましたら、昨年の雨量とことしの雨量が同じであっての比較であれば完全に効果があったという部分を言い切れるんですが、去年の雨量よりはことしは川の水も少なかったという。ただ、私も現場を見ました。それにしても工事前の堤防の水位、去年のときの水位、ことしの水位、去年より少なくとも去年の堤防の上の水位でございましたから、これは効果はしっかり出たなど。ただ、あとまだ上流部もしくは線路、跨線橋の下の部分、そこからの部分がより以上の雨のときのいわゆる内水といいますか、そういう部分が可能性としてまだ残っているのかなど、これはまたその状況になってみないとわかりませんが、これはまた県の方にしっかりとその旨は伝えてありますし、状況を見ながらこれはまた対応をしていかなければならないと、こう思っております。

また、猿辺川の八幡地区、門前地区の河川改修工事につきましては県単独河川改修事業と、県道南部田子線の道路改良事業で、昨年度から一部工事に入っております。見ていてご存じだと思いますが。今年度は県道側と八幡橋の橋台工事を行い、順次整備をすると、県の方から報告を受けてございます。

今後は国土交通省青森河川国道事務所、また青森県県土整備部、そして八戸市、三戸町、当町により昨年設置しました馬淵川の総合的な治水対策協議会において行う相内地区、ここの地区においては輪中堤整備で対応をするということが決定しておりますので、地域の浸水被害の防止には間違いなく役立っていくだろうと考えております。

また、この事業の推進に当たりましては、ことし11月に国土交通省東北地方整備局及び国土交通省本庁の河川局、直接私ども河川局長に時間をとっていただいて直接局長に要望活動をしてまいりました。そしてまた、同月の30日でございますが、馬淵川水系河川整備計画策定のため、東北地方整備局、青森河川国道整備事務所と青森県県土整備部の主催によりまして馬淵川水系河川整備学識者懇談会と、これは第1回目でございました、1回ということは今後2回、3回、4回あるというふうに聞いてございます。ここに参加をしまして、今後馬淵川の整備と、こういうも

のを学識者の方々も交えながら取り組んでいくことも新たに設立されて動いております。こういう場所もまた活用させていただきながら、災害水害防止というものをしていかなければならないと、こう思っています。

今後でございますが、名川地区で実施されております災害危険区域指定、これを南部町全地区を対象に拡大するなど、再度災害防止の観点から十分な防災対策を講じていかなければならないと考えておりますので、議員の皆様初め、また住民の皆さんからご理解をいただきながら一つ一つしっかりと整備をしてまいりたいと。

今、大変、当町に限らず国自体も厳しいというお話を我々も要望活動に行くとされますが、しかし住民が安心してやっぱり暮らせる、そういうためにはやはり特に一級河川、これは国がやっぱり責任を持ってやるべきではないのかなと、こういうこともいろいろな会合に行く機会がありますので、そういう部分はしっかりと伝えておりますし、一気にすべてというのもこれも現実的ではない部分がありますので、しっかりとその状況状況ということを見ながら、しっかりとその状況を伝え、そして当然我々の地域が早く完全に整備されていくためには部分的な当町の部分、被害が起こるところ、ここをまず整備をしていただきながら、河川の下流の整備も同時進行でこれは取り組んでもらわなければならないと、そういう思いで今後とも取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 門前地区は大分工事も進んですばらしくなる気配が日々見えておりますけれども、中には工事これで終わったのかなというような内水問題が発生していますので、その辺は何が原因なのかちょっとわからないというそういう状態で、担当課の方々から少し調査をしていただきたいなど、そんな感じがしています。

それから、喫煙ですけれども、この本庁の3階の廊下の一画に喫煙所といいますか、ボックスがあるんですけれども、あの喫煙機というか、どのくらいの効力があるのかその辺、何も喫煙室を設けてくださいとかという以上に効果があれば、それはそれでいいと思いますけれども、その辺をもしおわかりでしたらお答えいただきたいと、こう思っています。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） それでは、先に喫煙所の効果についてということで申し上げます。

以前、庁舎に関する喫煙について保健所から指導を受けたときがございました。今ここに、3階の西側の角に設置してありますけれども、空気清浄機でございまして、中にフィルターがついていて、その上でたばこを吸いますと空気が中に吸われていくわけでありまして、すべてではないということで受けていました。ですから、その空気が外にも行って、他のたばこを吸わない職員に行かないように措置をしてくださるようという言葉はいただいておりますけれども、何%外に逃げるか出て行くかというところまではやはり保健師さんたちも確実な調査はできないですけれども、そういう指導でございましたので、完全にとりますと、全く分室としてああいふ空気清浄機が設置されて、また換気扇が全体の空気が外に抜けるようなことになればいいわけでありまして、そうなりますと1室設ける、町長も先ほど申し上げましたように多額の費用がかかるものですから、費用を考えながら、そして少ない費用で効果を上げるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 門前地区の被害のことですけれども、今回南部田子線が通行どめになりました。今、町長が答弁いたしましたとおり、今年度、県道も整備いたします。それから、反対側の八幡地区の堤防のかさ上げを行いながら、さらには橋台を今工事に入りました。今これから八幡地区の方々、通行どめになりますけれども、橋台工事を行って橋のかけかえも行うという予定で今進めております。それで、大向工区につきましては町長の方でも答弁ありましたんですけれども、今回我々の方の調査もしましたけれども、内水の被害もほとんどありませんでした。ということで、これだけの長雨の中で上流に降った雨であればほとんど堤防を越えない限りは地元而降った雨が少なければ内水被害はほとんど起こらないのかなというふうに思っております。

それから、八戸市の櫛引橋からの下流ですね、右側の工事のことだと思いますけれども、今これがまさしく馬淵川の総合治水対策協議会で行っております堤防の工事でございます。ということで、右側を順次整備して行って、さらに今、河川整備計画を今年度は行っておりますので、順次上流の方にその整備計画をしていきたいなということを伺っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 喫煙に関しても前向きに考えてくださっている様子なので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。工事大変お忙しい中、一生懸命頑張ってくださいありがとうございますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

1番、工藤正孝君の質問を許します。工藤正孝君。

（1番 工藤正孝君 登壇）

○1番（工藤正孝君） 平成21年度から始まる市場手数料の自由化に伴う町の対応についてを質問事項といたします。手数料の設定や生産者への公表時期など自由化に伴う町の対応を、全国で市場手数料が自由化になるに当たり、近隣の卸売市場も手数料の上下は検討すると思います。現在、南部市場の手数料は果実類で7%、野菜も7%ですが、八戸中央卸売市場など8.5%となっています。今の南部市場運営状況を十分に検討し、手数料の上下について早目に生産者に伝えなければならない義務が町側にはあると思います。

その理由として、農家の野菜作付品目選考は昨年の販売単価10アール当たりの所得、生産経費、生産経費の中には機械費、病虫害防除費、資材費、人夫賃等があり、畑の連作障害、そして品質、味、耐病性にすぐれた種選等、種選び、1年間の生産計画は大変な事情があります。また、果樹への作付にかえる農家も考えられ、そのために起こる優良系統の苗木確保を急ぐ生産者のためにも一刻も早い時期が最良と考えます。農家生産者の利便性を考慮し、町の対応をお伺いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤正孝議員のご質問にお答えを申し上げます。

平成21年度から始まる市場手数料の自由化に伴う町の対応ということでございますが、まず市場手数料につきましては、町営市場の委託販売手数料は平成10年4月1日から野菜及び果実並び

にその加工品ともに7%の手数料をいただいて現在に至ってございます。市場の場合、中央卸売市場、地方卸売市場があるわけですが、中央卸売市場の委託手数料については平成16年6月に卸売市場法の一部改正がなされ、これまで上限として定めていた手数料の果実関係が7%、先ほど工藤議員もおっしゃってありました7%、野菜関係が8.5%、平成21年4月からでございますが、卸売手数料の弾力化を図るということから、機能、サービスに見合った手数料を徴収することができるよう改正がされたところでございます。

地方卸売市場の委託手数料についてでございますが、ほとんどの市場が中央卸売市場に準じた取り扱いをしているのが今までの現状であるというふうに認識をしてございます。ただ、町営市場の委託販売手数料を見直すということにつきましては、議員ご指摘のとおり、当然生産者の方々、また市場関係者に与える影響というものが大きなものが当然考えられてくるわけでございますので、我々としましては今後近隣の市場の動向、また情報をしっかりと収集しながら、当町には町営市場審議会委員の方々がございます。当然審議会の方々からしっかりとご意見を賜りながら、今後この手数料というものをどのようにしていけばいいのか、これはいろいろな方々からまず聞いて、その中で判断をしていかなければならないだろうと、こう思っております。

極力農家の方々が収入減につながらないようにしてまいりたいと、こう思っておりますし、もう一方の観点からすると、町営市場の運営と、町長はそういう立場にも管理者にもなっておりますので、町負担ができるだけないようにしなければならない。そのためには農家の方々の手数料も極力現状のままでいきたい。じゃあそれを両方とも実現していくためにはやっぱりいい農産物をまず出荷してもらおうと。市場においてしっかりとその農産物を販売できる、このことが市場の当然安定運営にもなっていくわけでございますので、そういう部分も農家の方々に、当然農協もでございます、農協の出荷されている方々、これまた農協もなければ農家の南部町の農産物というのも全部は当然さばき切れないわけでございますから、農協出荷も当然あります。その中で町営市場という、町として行っている市場もありますので、農協出荷また町営市場への出荷、それはおのおのが、生産者が判断していくわけでございます。やはり条件がどちらがいいんだろうと。そういう中での出荷になってくるわけでしょうから、我々市場職員も一体となって、今リングにつきましてはセンサーをつけて非常に安定した糖度等がはかれるということで評判がいいというふうに聞いております。そういう部分も取り組みをしながら、まず市場の運営をするためにしっかりと出荷体制をどうしていけばいいのか、そのことが確保されてくれば手数料という部分も抑えていくこともできるだろうと、こう思っておりますので、21年もそう時間もあるわけではございませんから、しっかりと今後、今年度または来年度においていろいろな会議また意見交換、

そういう部分に取り組みながら、相談をさせていただきながら適正な手数料にしていきたいと思います、こう思っています。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） 町長がおっしゃいましたように、農協の出荷等というのも考えられます。最近では農協では一般果樹の販売がすばらしく向上しておりまして、もちろん生産者の高品質がそういった状況にあると思います。また、八戸市場である近隣のこの辺の農家の方々は、八戸市場あたりを視野に入れて、私は8.5%で考えて言いましたけれども、仮に一つ例がありますが、弘果市場がジョナゴールドが高かったために、そっちまで何百箱も持って販売した方がおられます。商品というものは少し少なくなれば高くなり、多くなれば安くなるといった現況も踏まえながら、近隣の市場、あるいは十和田、いろいろあると思いますが、現在のそういった市場の手数料等、現況等がわかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） お答えいたします。近隣の市場ということですので、県内の市場の状況をお知らせしたいと思います。

県内には中央卸売市場が3者、地方卸売市場がうちの方を含めて5者ございます。うちの方を除いて、先ほど町長も説明したとおり、野菜関係は8.5%の手数料、それから果樹関係は7%の手数料ということで、県内の中央卸売市場、それから地方卸売市場ともそういった手数料をいただいて運営しているということでございます。

あと、今言った以外に三戸郡内には三つの市場がございます。といいますのは、季節ごとに日にちを決めて運営している市場でございますけれども、まべち農協名川支店青果市場さんの場合は6.5%の手数料をいただいているということでございます。そのほかにしんせい五戸浅田青果市場さんがありますが、そちらは7%の手数料ということです。そのほかには同じく五戸町にマルコ青果市場というのがございます。そちらの方も5%の手数料をいただいているというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） わかりました。町長の考え方、前向きな考え方が非常にわかりやすかったので、今後生産者が利用しやすい市場とわかりやすい対応をお願いして、そして市場運営側と仲買人、生産者等の勉強会や情報交換等を開催し、活気ある市場運営をお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤正孝君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

（午前10時47分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時01分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 一般質問を続けます。

12番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。12月定例議会に当たり、一般質問を行います。

水害対策について。水害とまちづくりについて町民と話し合いを行う考えはお持ちではないでしょうか。9月17日、18日にかけての秋雨前線停滞に伴う大雨災害に遭われた皆様へ心からのお見舞いを申し上げます。河川の警戒や土のう積み、排水作業など、昼夜を問わず対応に当たられました消防団員の皆様並びに関係の皆様に対し、改めまして感謝とお礼を申し上げます。

毎年のように水害に見舞われております現在、町の対応が待たれるところでありますが、地域が広がった分、限られた予算の中では災害復旧には手がつけられておりますが、遅々として進まないと受け取っている住民もあり、町側の災害に対する考えや対策を理解してもらう意味からも住民との話し合いは必要ではないでしょうか。質問には水害と限定いたしましたが、総合振興計画との関係からも住民懇談会を開くことを提案するものであります。

産業廃棄物中間処理施設について質問します。県が許可したアセス青森への許可取り消しを求

める考えはないかについてであります。平成7年、産業廃棄物焼却施設として許可されたその許可を取り消していただかない限り、アセス青森との関係は終わらないのではないのでしょうか。県知事名で許可が出されているわけですから、強力に県へ許可取り消しの行動を起こすべきではないのでしょうか。県が許可を出した当時、関係市町村長からの意見聴取は求められなかったため、自治体が事業所の動向を把握することは困難で、住民に至っては知り得るはずがありません。現在、ようやく住民の知り得るところとなり、環境影響と住民生活上、施設建設は相入れないということで住民が反対しております。農業委員会では土地の転用に対して不許可相当の意見書を提出しております。町長は反対と意思表示しているにもかかわらず、住民説明会が開かれております。それをとめるためにも、県に許可取り消しを求めるべきです。答弁願います。

問題の2点目であります。農業委員会、産廃業者、南部町、町議会が一堂に会しての住民説明会を開くべきではないのでしょうか。産廃業者側は住民の合意を取りつけようと足しげく通ってきているのに、役場はどうなっているのか、町長は来ないのか、町内が違う人は来るべきではないなどの意見が話されるなど、事の真意を知りたい人が参加しにくい雰囲気があり、また町や議会の態度を知りたいという声があります。ここに来てようやく産廃施設が建つらしいと話題にはなっていますが、一地域の問題にとどまっているように感じられます。農業観光で成り立っている地域であるわけですから、グリーン・ツーリズム関係者やもっと多くの農業生産者に産廃施設建設について知らせるべきではないのでしょうか。さまざまな分野の方の参加を募って、町主催の説明会を開くべきではないのでしょうか。

国民健康保険税について。国保税を引き下げる考えはないかについて質問いたします。今までも何度となく質問に立ち、予算議会や決算議会では国保会計について住民負担が重いと反対し、改善を求めてまいりましたが、一向に改善されず、国の方針でますます悪い方向へ進み、住民の国保に対する負担は耐えがたいものになってきております。ですから、何度も何度も質問するわけであります。町長の姿勢として社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする国保法第1条を尊重するなら、住民の負担を少しでも軽減するために努力すべきではないのでしょうか。一般会計や国保会計が苦しくても、創意工夫して国保加入者の負担軽減を図っている自治体はあります。もう少し国保税が安ければ払いやすいのに、払いやすい金額に引き下げてほしいという声に町長はこたえるべきではないのでしょうか。答弁を求めます。

後期高齢者医療制度について。同制度の撤回、中止を求める考えはないかについて質問いたします。政府は2008年4月から、75歳以上の高齢者を対象に後期高齢者医療制度を創設するとともに、70歳から74歳の窓口負担を2割に引き上げようとしています。新しい制度は専ら医療費削減

を目的にしたもので、高齢者への過酷な負担と医療内容を制限することが大きな特徴です。

具体的には、

1. 現在扶養家族となっている保険料を負担していない人も含め、75歳以上すべての高齢者から保険料を取り立てる
2. 年金から保険料を天引きする
3. 保険料を払えない人からは保険証を取り上げ、医療を受けられなくする
4. 受けられる医療を制限し、差別する別建て診療報酬を設ける

などです。

これに対し、まさにうば捨て山ではないかの怒りの声が巻き起こっております。病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく、国と企業が財政負担し、高齢者が支払える範囲で十分な医療が受けられるようにすべきではないでしょうか。高齢者に高負担と差別医療を押しつける後期高齢者医療制度について撤回、中止を求める考えはないか、町長の答弁を求めます。

次に、後期高齢者広域連合議会で話し合われた内容を公開する考えはないかについて質問いたします。広報なんぶちょう10月号に、平成20年4月から老人医療が後期高齢者医療制度に変わりますの記事の中に広域連合の仕事内容は書かれています。しかし、これだけでは詳細はわかりません。まして、広域連合議会で重要な議案が審議された内容が住民に知らされないのでは、広域連合議会への不信感だけが募るのではないのでしょうか。住民の意見を結集して改善していくためにも、連合議会の公開を求めます。

新年度予算についての質問です。予算書1冊と二、三ページの予算説明書だけではその内容はよくわかりません。そこで、できるだけ具体的なポイントを明らかにした予算事項別明細書をつくっていただきたい。予算の編集に当たっては、各課から詳しい予算要求書がつくられるはずですから、詳しい明細書をつくることは可能ではないのでしょうか。また、参考資料として予算に基づく町民負担状況表、予算の積算に用いた工事の統一単価表、各保育所の保育人員数、階層別一覧表、生活保護概要、国民健康保険概要などの資料を予算説明書と同時に配布できないでしょうか。予算審議を活発にするとともに、決算審議に参考になる予算説明書の充実を図るためにも、事業名の内容、新規や継続の区別、地区名などの明記が必要と考えます。総合振興計画や事業別の年度計画と予算を突き合わせるためにはどうしても必要です。予算説明書の充実を図るべきではないでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、水害対策でございますが、町民との話し合いを行う考えはないかという内容でございます。町ではこれまで行政員会議や民生児童委員の会議の際、時間をいただきながら三戸消防署からご協力をいただいて、署員による講話なども取り入れながら、水害のみならず地震災害、火災などについても意見交換を実施してきたところでございます。また、防災訓練や消防団の会議などを実施しながら、地域情報の把握や防災意識の高揚に努めているところでございます。

町ではことしの3月に風水害や地震災害等の必要な防災体制の確立のために、南部町地域防災計画を作成し、議員の皆様には5月に開催した全員協議会においてご説明をしているところでございます。同時に、県が水防法の規定により作成しました浸水想定区域図をもとに浸水区域の表示、緊急時の連絡先、緊急時の心得、また防災情報の入手方法、避難所の一覧、避難判断水位の目安などを示した南部町洪水ハザードマップを作成し、町内毎戸配布のほかに消防団、防災関係機関、小中高の学校関係、要介護者利用施設等にも配布をしております。また、南部町のホームページにおいても、南部町洪水ハザードマップを掲載しております。

現在、県では土砂災害防止法に基づく区域指定等の基礎調査に着手し、平成20年度に区域指定が行われる予定で進んでおりますので、その後に各市町村では土砂災害ハザードマップの作成を進めることになっております。この土砂災害ハザードマップは、マップがそれぞれその範囲がほぼ町内会レベルの範囲になると想定されますので、地域住民の情報等を盛り込むことが重要であると考えておりますので、作成に当たりましては来年度後半ごろには住民説明会を県と町と協同しながら開催する、もう既に計画でおります。この説明会においてはマップに地域の情報を盛り込むための話し合いのみならず、町民の皆様とさまざまな意見交換ができるものと考えております。

水害対策、治水対策につきましては先ほど工藤幸子議員にも答弁をしております。国、県そしてまた治水対策協議会等においては重点の整備または河川監視カメラ等の設置等、実証していく予定でおります。そういう部分もしっかりと情報を周知しながら、よりよいまちづくり、安心して暮らせる水害対策等に取り組んでまいりたいと、こう思っております。

次に、産業廃棄物中間処理施設についてでございます。県が許可したアセス青森への許可取り消しを求める考えはないか。また、農業委員会、議会、産廃業者等と会しての説明会を開く考え

はないかということでございますが、まず1点目、平成7年12月25日に青森県からアセス青森に対し、設置許可がされております。その後、平成18年3月30日にアセス青森から県に対し、変更許可申請が出され、現在県で変更許可について審査しているわけでございます。

平成7年の県の許可に対して取り消しを求める考えはないかというご質問でございますが、県が業者に対して行った権限の行使、処分に対して違法性や瑕疵がない以上、現段階において、その状況で私どもが法律を不相当との考えで取り消すということは、違法があっている場合はこれ当然我々は違法性について取り上げていくわけでございますが、今の段階で許可申請を出している中で法律の中で手続を進めているときに、私どもの方で手続というのは私はできないのではないのかなと。また逆に業者の方からの別な訴え等々も考えていかなければならない。

もう既に町も、そしてまた議員の皆さんも地元町民の皆さんも、我々は議員の皆さんと県に行って、我々の町内ではもう役場も議会も住民も反対であるということをきっちり伝えてきているわけでございます。はっきりと今現在も業者の方々には一切考えは変わっていませんということをもう行っております。広報等でも周知もいたしました。農業委員会の手続というのは、これは法律に基づいた農業委員会の意見を求めるというふうになっておりますので、これは法にのっとった手続で農業委員会も妥当ではないという回答を出しているわけでございます。これにつきましてはもう従来と変わってございませぬので、その気持ちはもうはっきりと相手方にも伝えておりますし、今後も同じ考えで伝えてまいりたいと、こう思っております。

次に、国保税でございますが、議員も先ほど何回もご質問をいたしましたと言いました。私も何回も回答をいたしました。それでもう、毎回回答したとおりですと、こういう回答にしたいなと思っているんですが、そうすると余りにも心ない回答と思われても困りますので、あえてまた言いますが、まず国保税の趣旨というものは議員ももうご理解をいただいていると思いますが、基本的に加入者の中でこれは対応していくというのが基本でございます。しかしながら、当然国の税金、また町の持ち出しも当然しております。繰入額、18年度で2億3,000万。19年度においても2億2,000万という部分を町負担でもって対応しているわけでございます。この国保税を引き下げるということはすなわち、さらに一般会計からの繰り入れをしなければならないという中で、議員は非常に引き下げ引き下げということを、町民には非常に聞きやすい部分があるでしょうが、我々は町の総合的なまちづくりをしていかなければならない。一つのことを無料化する、そうするためには逆の何かを今まで以上に今度はサービスの低下を、何か別の部分で下げていかなければならないという、こういう総合的な中で負担もしていただく部分、でも軽減できる部分、そういう部分はどのぐらいまで町としてできるのか、そういう部分も判断しながら取り組んでい

る、この一つには国保税もあるということでお願いを申し上げたいと思います。

国保税はその分医療費がかかった、その分を確保しなければならないという中で当然軽減の対応もしてございます。納める方々、非常に厳しい中でというのも我々も理解していないわけではございません。でも、そんな中でやはり将来的な国保の安定、そしてまた南部町の財政の安定化を図っていくためにはそれぞれの部分においてお願いをしながらしていかなければならないと。そういう一つだけの責任者じゃない、総合的な責任者にも私は当然立場なわけでございますので、そういう部分でまずは我々もコストを下げながらむだなものはないのか、さらに調査検討をしながら進めていきたいと、こう思っております。

次に、後期高齢者制度について制度の撤回、中止を求める考えはないかということでございますが、この制度においても国において高齢者の医療の確保に関する法律第48条及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第36条に基づき設立をされたものであり、各都道府県において関係条例等も整備され、もう既に来年の4月から開始に向けて準備が進められております。そういう中で当町だけ撤回中止、これは大変な混乱を招く。今まで老人保健で行っている部分をまずは分けてということでございまして、ここにおいて国の法律の中で決定されてきた、そしてもう既に最終段階の状況の中においてこれはもう撤回中止を求めると、そういう次元、段階のものではないというふうに考えております。

それから、広域連合の公開する考えはということでございますが、議員も連合の方にもいろいろお聞きすればすぐにわかることだと思っておりますが、できるだけ間違ったご判断はしないでいただきたいなということは、もう既にまずは連合会の議事録の公表はされてございます。連合の傍聴も可能でございます。議事録が完成された後にはホームページにおいてももう既に公開もされておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、新年度予算についての予算説明書等の充実を図るということでございますが、予算書の形式につきましては地方自治法施行令第144条、地方自治法施行規則第14条に基づき、規則別記様式に示され、調整することとされております。このことにより、様式等は町単独に編集することはできないこととされております。ご質問の歳入歳出予算事項別明細書における説明部分を詳細に明記してもらいたいということでございますが、詳細につきましては予算特別委員会等々において担当課長から詳細に各個別事業ごとに説明をし、対応しているというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、住民の方々への周知につきましては、現在においても広報において概略を掲載し、周知を図ってきているところでございますので、今後非常に、特に住民の方々には広報誌というもの

が一番の周知の大きな手段になると思いますので、その充実にも努めながら取り組んでまいりたいと、こう思っています。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず、水害についてであります。今回もいみじくも他議員からの答弁に丁寧に町長のお答えがありましたが、またこういう内容が直接住民の皆さんに届けられるならば、もう少し住民の皆さんからの町に対する目も違ってくるのではないかと、こういうことから直接の住民懇談会とかそういうようなものを提案したかったということです。提案させていただきたいと思います。

ところで、若い方々はホームページとか、そういう機械に明るい方は多いと思いますが、何せそういう機械に精通しなければなかなか難しいものですので、直接お話しされた方が効果があるのではないかとということで取り上げました。ホームページを利用される方は大いに利用されていると思います。

次に、アセス青森についての産廃問題であります。現在県が審査している段階で違法性がないなら仕方がないというか、違法性がないならこちらから力を入れて反対というようなことは難しいというような町長の答弁に受け取ったわけですが、住民が反対をしているということが産廃問題を解決する一番の大きな力ですが、しかし町長はこの町を代表する者としてもっともっと県に中止していただくように要請することはできるのではないかとということで取り上げているわけです。現在、幸いにも役場、町内、住民とも反対しているということは重々承知しておりますが、しかしそうであるのに産廃業者の住民説明会が何度となく行われますと、やはり住民の皆さんも脅威に感じて、もう来ないでほしい、こういう気持ちになるのは当然ではないでしょうか。ぜひこの点で住民説明会がもう開かれずに、もうこの産廃問題は中止になったと町長の口から直接聞きたいがためにこの問題も取り上げているわけです。町長のもう少しの強力な姿勢を望むものでありますが、いかがでしょうか。

また、関連しての一堂に会しての説明会ということについては、住民の皆さんがまだまだ一地域の上斗賀、下斗賀町内に限定されている、そういう状況になっているために、まだまだ産業廃棄物中間処理施設建設の計画があるということを承知していない住民もあるわけです。まして当町は農業で成り立っているわけですから、グリーン・ツーリズムで活躍されている団体や、その他達者村にかかわる方とか、また農業生産者など、また環境問題にも関心を持たれている方もお

られるでしょう。そういう方を巻き込んで町の姿勢を理解してもらうことは十分に必要ではないでしょうか。そういう立場から町長に直接町主催の住民説明会を開催していただきたいと、ということからこの問題を取り上げているのでございます。町長の再度のお考えをお聞きしたいと思います。

次、国保の引き下げについてであります。町長の答弁にも町の持ち出しもあるし、一般会計からの繰り出しをもっと多くせよと言うのかというようなこともありました。現に滞納世帯も多く出てきておりますし、また資格証明書も発行されている世帯も多くなっているのですから、もっと自治体の仕事ぶりを要求したい、もっと工夫したやり方で国保加入者の軽減を取り払っていただきたいという要求は当然の質問ではないでしょうか。

資格証明書を発行されますと、病院窓口で医療費を全額支払うことになり、そのために病院に行けない。また医療費が払えないのに何とか医者に行って医療費の滞納があるという。そうでなければ重症化して死亡する例も出てきております。もう少し福祉を守るという気持ちからもっと強力に国保の問題を、金額だけの問題ではなくて、住民の皆さんの今置かれている状況をもっともっと自分の問題として把握して、国保引き下げのために努力していただけないのでしょうか。

自治体に全部問題を押しつけるというのは酷ではありますが、では今、国は国保会計からどういう事業を組んでもよくなっているのか。国保加入者が保険料を納め切れない状況の中で、国保会計に占める事業量がふえているかに聞いております。そうすれば、やはり必然的にお金が必要になってきている、こういうシステムになっていると思いますので、じゃあ国の動向はどうなっているのか、はっきりしたところをお聞かせ願いたいと思います。

後期高齢者についてであります。前の答弁では後期高齢者医療広域連合議会の内容は傍聴できないとかいうような答弁があったためにここに入れたわけですが、それでは会議録や、これは紙媒体でくくったものです、とかは、どういう形でどういうところに配布されるのか。住民の皆さんが気軽に見られるところに準備されるのか。また、傍聴も許可されているということですが、それではいつその日時などをどういう形で知らされるのか。場所はというふうになっているのか。この情報はどのようにしてつかむことができますか。また、ホームページで開かれているといっても、全部の皆さんに当てはまるわけではありませんので、この点はどのようなになっているのでしょうか。

さて、先ほどの町長の答弁にありましたが、後期高齢者医療制度そのものについて私はこのように考えております。人はだれでも年をとります。若いころは元気でも、高齢になればいろいろな病気が出てきます。そういう高齢者を別建ての医療保険とすることには何の道理もありませ

ん。ヨーロッパ諸国など、国民皆保険が確立している国の中で年齢で被保険者を切り離し、保険料や医療内容に格差をつけている国はないのです。医療費がかかるといって、高齢者を邪魔者扱いし、暮らしも健康も破壊していく最悪の制度がこの後期高齢者医療制度なのです。この制度が最も威力を発揮するのは、団塊の世代が後期高齢者となったときです。そうなっても国の財政負担がふえないよう、国民負担増と給付抑制の仕組みをつくろうというのが後期高齢者医療制度なのです。今の高齢者はもちろん、将来高齢者となるすべての国民から医療を奪い取るものです。高齢者を扶養している現役世代にも重い負担がのしかかる制度であるため、政府に制度の中止撤回を求める、この最大の理由がここにあるわけですが、町長はそれでは制度そのものについて、町長ご自身はどのようなお気持ちを持っているのかお聞かせ願いたいと思います。これは今だけの問題ではないということを訴えたいと思います。

また、町長1人だけ中止とかとは言えないという先ほどの答弁にはありましたが、首長としてではなくて議会としては平内町議会や外ヶ浜町議会ではこの制度の中止撤回を求めた意見書を上げている。このようにやはりこの制度に対する改善の運動は大きく盛り上がっているということをお話しさせていただきます。

では、再質問に対する町長の答弁を求めます。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、産廃の件でございますが、もう議員の皆さんとも反対の立場として行きました以外にも私は県に行くたび関係機関、我々の気持ちはもう変わっていませんということを随時、直接県の方に申し上げております。また、その意見のときには、決して今ある場所だけの反対ではありませんと。達者村事業、グリーン・ツーリズム進めている町として、仮に場所が違ったところに話が来たとしても私どもは反対であると、こういうことをはっきりと伝えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。いろいろな町内の関係団体、そういう方々にも顔を出します。当然、そういう席でも町民からも聞かれます。今答弁した内容をしっかりとそういう方々にもお伝えをしておりますので、まず町としても恐らく議員の皆様も住民の方々も、もうこれは同じ反対意見であるというふうに返しておりますので、その気持ちでいきたいと思っています。

国保税の場合はもう毎回立花議員さんとの議論は平行線をたどる部分があるわけでございますが、国保税の制度自体についても疑問を持っている部分があるでしょう。我々もやはり規定の

通った軽減、低所得者、そういう部分の方々にはしっかりとした軽減、対策でも対応しておりますし、ここにつきましては医療費が下がれば当然国保税を下げられるわけでございます。しかし、医療費が下がっていかないと、ここはもういつもやっぱり平行線をたどる議論なわけでございまして、まずは一つは国保税の中で取り組んでいく。これは決して今だけではない、一つの夕張を出してまた申しわけないんですが、さまざまな部分の積み重ねがああいう形になって、今いつとき夕張の市民はサービスが向上し、よかった、そういう部分がいっぱいありましたでしょう。そのツケがでも今どうなったでしょうか。より以上の今負担を強いられている。そうなったときに、払えない。じゃあ、安い方にもう移って行ってしまおう。本当にそうなったときは、まさに逆に高齢者だけが残ってしまうと。そういう将来にならないためにもやはりお願いするべきものはお願いをしながら取り組まなければならないというのも国保の制度であることをぜひご理解もいただきたいなと思っております。決して我々は悪徳商法のようなそういう取り立て、またそういう賦課をしていない。必要な部分をお願いをしなければならないということであります。常に引き下げに限らず、国保については調査検討は常にしなければなりませんし、また国保運営審議会の方々からもしっかりとご意見を聞いて、その中で金額等も決めさせていただいておりますことをご理解いただきたいと思います。

それから、後期高齢者でございますが、会議録については現在はホームページで完成後に見られるということでございますが、実は先般、連合の職員が役場に来ました。といいますのは、県の会長が副連合長になるということで委嘱をされております。ある部分においては南部町長という立場、連合に行くと副連合長と、そういう立場なわけでございまして、先般は出張で私は会議に出られなかったんですが、今後そういう会議にも出ます。そういう中で改善できるもの、こういう意見があるという部分においては、連合会において意見を述べられる機会というのは出てくると思いますので、こういう意見も出ていますよということは伝えながらいきたいと、こう思っております。

傍聴日時等の周知はどうなっているか、これは担当課長の方から説明をさせたいと思っておりますし、年齢別でしている国、これは国それぞれあるわけでございまして、ヨーロッパ、スウェーデンと非常に福祉に関しては手厚い保護をされている。しかし、じゃあその税源がどうなっているかということ、ご存じのように消費税が30%、40%と、そういう中でやはりそういうサービスができる。じゃあ、私どもがそういう負担をお願いをして、そこの部分はじゃあ理解いただけるかとなると、やはりそれはまだ簡単に理解をいただけない。そういう中で国においてもさまざまな考え方の中でよりよい制度はどういうやり方なんだろう。これがヨーロッパみたいに消費税が何十

%の負担でもそれでも老後が安定しているという部分であれば、その負担も惜しまないよと、そういう国民性等がある国と、まだそこまでいっていない国という部分ということもあるのではないかと、こう思っております。

いずれにしても、常に改善すべきものは常に改善方法を考えていかなければならないと思いますし、この国保を含め、後期高齢者、これは一つはいわゆる医療費がどこの部分が負担になっているのか、そこをしっかり説明をし、その対策をどうしていけばいいのかと、そういう一つの考えからこのような制度になってきたと思っております。あとは担当課長の方から答弁をさせたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） それでは、後期高齢者のことですが、どうしてこう老人いじめという議員からの言葉ですが、現行の医療制度については生活習慣病を原因とした疾患を中心に入院及び外来による治療が増加するといった傾向にあり、財政運営の責任や現役世代と高齢者との負担の責任が明確になっていないという問題がございます。こういうことを踏まえまして、この後期高齢者医療制度等ができたわけです。若年者の負担とそれから高齢者の負担、もちろんかなり違いがございますが、これ以上またふえる状況にございますので、そうするとまた若年者の方々にも影響が出るということの趣旨でこの医療制度ができたものでございます。

次に、公表についてということでございますが、広域連合のホームページに議事録が載ります。いつやるのかということでございますが、これも11月30日でしたか、11月に1回あったということでございまして、新聞等にもその経緯は載ってございますが、これをどのように町民の皆様伝えるのかということでございますけれども、2月までには毎戸配布において制度の詳細を知らせることとなってございます。県及び国もやりますし、当町としても回覧等含めまして周知をさせていきたいと、そう思っております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 再々質問、最後の質問になりましたが、産廃問題についてであります、

町主催の説明会はどうしても開かないのでしょうか。そのお気持はないのかどうか。一堂に会しての説明会は今だからこそやるべきではないでしょうか。

国保税の引き下げについてであります。医療費が高いと思っているのは南部町だけの問題ではありません。ある自治体では国保加入者の医療費の減免、また申請減免など、国保加入者との交渉で引き下げている自治体もあります。金額や予算だけの問題ではなく、国保加入者の現状に寄り添う心がないのではないのでしょうか。福祉の心を持った町長になっていただきたいと考えております。

後期高齢者連合議会についてであります。県内40市町村から広域議員が出ているのは20市町村だけと聞いております。町長は貴重な一員として制度について熟知され、制度内容の改善や中止を広域連合議会で発言していただきたいのであります。保険料については、

1. 低所得者に配慮して設定する
2. 独自の減免制度の確立を検討する
3. 従来どおり75歳以上の高齢者に資格証明書を発行しないよう、これからでも改善に努めていただきたい。また、医療給付については後期高齢者の心身の特徴に配慮した医療給付となるよう、配慮していただきたい

と、政府への意見を発言していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

さて、福祉充実を求めますと、必ずといっていいほど財源問題に突き当たります。問題は国の予算の使い方にあります。もともと小さ過ぎる福祉国家だったのを構造改革の名で制度改悪を繰り返した結果、医療、介護、年金、生活保護などあらゆる分野で社会保障の崩壊、空洞化が進行しました。現在も政府は、消費税の増税か社会保障切り捨てかと、国民をおどしている状況です。政府のやり方は軍事費や町民には役に立たない公共事業は今後もふやし続け、大企業、大資産家への課税はふやさないまま、消費税だけを増税するというものです。このようなやり方ではなく、異常な大企業、大資産家優遇税制を改め、軍事費などの浪費にメスを入れ、社会保障の財源を生み出す、小さ過ぎる福祉国家を脱却し、社会保障や国民生活を充実することで日本経済も安定した発展の軌道に乗せることができると考えています。町独自の創意工夫で福祉への財源確保に努めていただくとともに、政府への政治転換を求めるなら、町政としても豊かになれるのではないのでしょうか。この点でも町長はどのようにお考えでしょうか。最後の答弁を求めます。

○議長（小笠原義弘君） 町長。一般質問の時間が残り少なくなりましたので、答弁は簡潔にお願いいたします。

○町長（工藤祐直君） 産廃につきましては、もう先ほども申し上げました。周知、町民には広報でも町の考え、また議員の皆さん、町民の思い、そういうことで広報の周知等で周知していくことも可能かなと、こう思っております。

それぞれ国保の問題につきましても、議員は一つだけそれぞれの町のここはこうやっている、ここはこうやっている、我が町はじゃあ別な部分でほかの町がやっていないサービス提供というのもいっぱいあるわけでございます。それぞれの自治体がそれぞれの財政状況を見ながら、できるものとできないもの、これはすべていいところだけほかの町村がやっている、それだけ引き出されて言われればまさに財政破綻は目の前に迫ってくる。そうならないように、我々は総合的な中でまちづくりというのを判断をしているわけでございます。決して住民の皆さんがどういう思いでいるか、そういうのも我々職員もしっかりと認識をしながらその中でお願いをしなければならぬ、我々もつらい中でのというものは将来やはり安定した南部町のまちづくり、こういうものもしなければならぬためでもあるということもご理解いただきたいと思います。

後期高齢者でございますが、これは議員の考えとして先ほど述べられましたでしょうし、私の考えとして広域連合の方で言う機会があれば、私の考えをまた整理しながら述べてまいりたいと思います。議員の考えの意見としては承っておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 以上で立花寛子君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月11日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後0時00分）

第13回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成19年12月11日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

5番 松 本 陽 一

1. 町道及び生活道路の整備促進について
2. 健康増進事業について

13番 川守田 稔

1. 特定健診・特定保健指導について
2. 飼料作物の導入について
3. スマートインターチェンジ誘致について

14番 工 藤 久 夫

1. 財政計画について
2. 公共下水道、農業集落排水事業について
3. 原油高騰の現状について
4. 町発注の公共工事について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君

15番 坂 本 正 紀 君
 17番 佐々木 元 作 君
 19番 西 塚 芳 弥 君

16番 小笠原 義 弘 君
 18番 東 寿 一 君
 20番 佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	農 林 課 長	岩 館 茂 好 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
福地総合サービス課長	庭 田 卓 夫 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	会 計 管 理 者	坂 本 與 志 美 君
名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君	老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社 会 教 育 課 長	工 藤 光 行 君
選挙管理委員会委員長	中 村 喜 雄 君	農 業 委 員 会 会 長	沼 畑 俊 一 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君	代 表 監 査 委 員	鈴 木 聰 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

◎開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第13回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

5番、松本陽一君の質問を許します。松本陽一君。

（5番 松本陽一君 登壇）

○5番（松本陽一君） おはようございます。それでは、私からさきに通告しておりました2点についてご質問させていただきます。

まず1点目でございますけれども、町道及び生活道路の整備について。まず、第1点は今後の町道補修計画についてであります。本町の町道の舗装率もかなり進んできておりますが、町道の舗装が開始されてから長年使用され、路線ではもう既に欠損箇所等が多く見られる路線もあるようになりました。町では毎年春には穴埋めや亀裂補修しておりますが、長くもたないようであります。このような欠損箇所をこのまま放置しておきますと、日常の交通に不便を来すばかりでなく、交通事故の発生原因ともなりかねないと思うのでございます。このような欠損箇所の本年度以降の改修路線計画がありましたら、お伺いいたします。

二つ目でございますが、改良舗装がおくれている町道の整備計画についてであります。町道が改良舗装整備されずに、奥の出口先の路線が先に舗装されている路線等がございます。事業補助等により優先されたのではないかとと思いますが、利用者の利便性を考えた場合、このようなお

くれている町道の整備計画がなされているのか、お伺いいたします。

それから三つ目でございますけれども、生活道路の整備についてでございます。毎日の生活のための町道や、町道認定基準に合致しない、いわゆる赤道などの生活道路として町道に準ずる役割をしている道路が少なくございません。これらの道路の改良についてであります、これらの民家の方々は常日ごろから生活の不便を来されております。特に、現在のように自動車が日常生活に欠かせない交通機関として利用されておりますと、これらの自動車が自由に使いこなせない、そういうふうなところに生活しておりますと、非常に苦痛を感じているのではないかなと考えられます。また、特に異常な大雪や救急要請当時の不安も抱えてございます。ことし急患のため、救急車が町道を通れず、私道を利用したと聞いております。生活基盤の上でも安全、便利な、どこにいても安心して生活できる生活道路整備についてお伺いいたします。

それから2点目でございますけれども、健康増進計画について。妊婦健診の無料化はできないか。近年、出生率が低下し、少子化が進行、そして社会全体の活力が低下していく中で、安心して子供を産み、育てられる環境整備づくりの一つとして妊婦健診の無料化を実施する考えはないか。

本町では、6月議会においてこれまでの一般妊婦健診の公費負担回数を2回から5回に、生活保護世帯及び低所得者世帯は4回から7回の実施に向けて予算確保されたことは非常に高く評価いたしたいと思っております。しかし、平常での妊婦の望ましい健診回数は、国の目安では妊娠から出産まで13から14回ぐらいといたしてございます。この健診を予定どおり受けることで、胎児の発育あるいは母体の変化の異常等の早期発見により応急対応できると、そういうふうなことで考えてございます。そして、健診指導を受けることで、やはり母性を大きく育てる、いわゆる母親になるという気持ちを大きく育てる、また、出産後の育児の準備、そういうふうな心構えができていくのではないかなと考えてございます。

特に、町内には産科医がいないために、八戸市や近隣の通院となるため、妊婦の交通費、そして健診の費用は保険適用外のため、1回当たり約5,000円から6,000円と費用負担がかなり多くなり、健診回数を減らしている妊婦が多いと聞いております。

このような中での出産で、平成18年度の南部町の妊婦届け出は106件、出産時には低体重などかなり危険性の高い、いわゆる未熟児、2,000グラム以下が5件、異常出産が1件となっており、また、定期健診を受けていない人が急変し、救急要請をしても、健診を受けていないと断られることもあると、そういうふうなことでございます。このような不注意で二つの命を失うおそれもあります。子供が健やかに生まれ、そして育つ環境づくりのために、妊婦届と同時に

妊婦の健診無料化と、今まで行っている乳幼児の医療無料化により、少子化対策の柱として安心して産み、育てることができる南部町を目指す考えはないか、町長の考えをお伺いいたします。

以上、ご質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、松本議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目、道路関係でございますけれども、町道につきましては通勤、通学等、住民生活、経済社会活動を支える最も基本的な社会基盤であり、安全で安心できる地域を実現するためには道路整備を計画的に推進することが必要不可欠であると考えております。

しかしながら、全国的な景気低迷により、地方交付税の大幅な削減、また道路特定財源の一般財源化が現在議論をされております。その状況が最終的にどういう形で落ちつくのか、今後の経緯というものもありますけれども、いずれにしても今までどおりの道路特定財源がそのまま堅持できないような状況下でもございます。我々も要望活動をし、私自身も国土交通省の局長とわざわざ時間をとっていただいて、道路特定財源の必要性というものを県の町村会長として訴えてきたわけでございますが、自民党の中においても、また民主党の中においても、まだいろいろな議論がされております。我々は道路整備を進めていくという中での考えからいくと、この道路特定財源というのが大きな財源になるわけでございますが、そこが一部見直しをされていった場合に、地方自治体の道路整備に影響がこれはもう間違いなく出てくるだろうと。そういう中で取り組みはしていかなければならないことをまずご理解をいただきたいと思います。

まず、町道の補修計画についてであります。平成18年1月の合併以来、過疎事業を基本に道路改良工事を行ってまいりました。平成18年度においては路線補修や除草工事、交通安全施設工事、側溝改修工事などの維持補修事業、そして高橋片岸線、平野場・下名久井野場線、青鹿長根・飛鳥線、二号尻引河原線、宮野・小沢田線、沖田面68号線、あかね線、下羽黒線などの新設改良工事を実施し、現在改良率が約38%となっております。

今後の整備計画についてでありますけれども、これまでの継続事業のほか、沖田面2－1号線及び日渡・青鹿長根線の道路改良を国の交付金事業により実施する予定としております。

3点目の町道認定の基準に達しない、いわゆる生活道路整備でございますけれども、先ほど申し上げましたが、道路財源、非常に厳しい現状であります。歳入も減少している中、全体的に整

備を進めていくには大変厳しい状況下であります。今後はしっかりとしたまづ道路整備計画、これを立てなければならないと。そして、特に緊急度、重要度の高い道路、これをしっかり計画を立てて順次整備をしてまいりたいと、こう考えております。

ちなみに一級路線、町道で41本、二級町道で44本、その他町道が1,250本、合わせて町道だけで1,335本という、大変な数でございます。そのほかにも町道外の路線、何千本とあるわけですが、そういう中で一気になかなか進めないというのもご理解いただきながら、しかし地域の要望というものはやはりまだまだ道路整備の要望がどの町内においても一番多い要望になってございます。そのことは行政連絡会議等においてもそれぞれの地域の要望、こういう要望も出していただきながら、すぐできるものはその年度内にもう実施しておりますし、また予算がかかるものについては若干お時間をいただきながら2年目で完成したもの、やはり予算的に金額が大きくなるものについてはどの事業活用してどの補助事業を持ってこられるのか、そういうことを検討しながら、短期、中期、長期と、そういう形で取り組みをしておりますので、今後もしっかりとまづは整備計画をつくって、そして進んでいくということが大事になってくると考えております。

2点目の妊婦健診の無料化ができないかという内容になると思いますけれども、妊婦健康診査の公費負担についてでございますが、19年度当初予算編成後において国から公費負担の望ましいやり方について示され、その中で少なくとも5回程度の実施やその時期と内容が示されるとともに、公費負担を原則とするという内容の通知がございました。産科医不足により出産できる医療機関が非常に限られてきておりますが、南部町における昨年度の出生数は123人でございます。ほとんどが八戸市内の産科医と、一部岩手県北の病院等において出産している状況でございます。今、重要なことは妊娠届がおくれた、いわゆるハイリスクの伴った妊婦の指導、胎児異常の早期発見と定期的な健診により、安全に出産、育児ができる環境が求められていると考えております。

妊婦健診委託料についてでございますが、年度途中でありましたが、19年度、本年度は6月補正予算を計上し、7月から5回と、生保世帯、低所得者世帯にあっては7回とし、別途子宮頸がん検査も加えて無料化としたところでございます。当面は、国の指針である公費負担まず5回、これを基本に現状の回数で支援していきたいと、こう考えております。なお、母子保健事業としましては、妊娠から出産、新生児、乳幼児までの健康管理、育児支援まで総合的に支援することが重要と考えております。

南部町当町における出産後の支援でございますけれども、乳児委託健診、無料券2回、公費負

担で行っておりますし、産婦・新生児家庭訪問、これは保健師または助産師の方々によつての訪問指導、そして乳幼児定期健診、相談、これは1歳未満、1歳6カ月児、2歳児、3歳児、4歳児というふうに区分をしながらも行ってございます。そのほかにも股関節脱臼検診、ことばの教室、いわゆる言語聴覚士、言語指導員による早期発見、早期訓練などを実施してございます。特に乳幼児定期健診につきましては、小児科医、歯科医による診察、及び法令外である2歳児健診、そして4歳児相談の実施も行っております。専門スタッフによることばの教室を開催するなど、これもまた南部町独自の事業にも積極的に取り組み、母子保健全体にわたって支援策を進めておりますので、ご理解を賜りたいと、こう思っております。

ちなみに、無料化全部となりますと、追加予算で540万の予算ということになりますので、財政状況もかんがみながら、全部といわなくても例えば5回から6回にできる可能性があるのかどうか、こういう部分については検討はさせていただきたいなど、こう思っておりますが、なかなか一気に500数十万となる、きのうもちょっと申し上げましたが、そういう部分においてほかの部分で何かの影響が出てくるわけでございまして、我々も5回よりは全回という部分においては皆さんどなたでもお金を払うよりはただの方がいいと、人の気持ちはだれでもそういう思いはあると思いますが、財政状況というものをしながら、またそれぞれの自治体によつての予算額というものも状況が違ふわけでございまして、そういう中で、しかししっかりと本当に母親が安心して子供を産める、そういう環境というものについてはしっかりと取り組んでいかなければならないと、こう思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。松本君。

○5番（松本陽一君） ありがとうございます。

道路関係の方の整備等でございますけれども、最後に聞きました、やはり生活道路の整備、これにつきましてはそれぞれ町道にしなければならないような状況下の中でも認定されていない、そういうふうな町からの手入れがされていないというふうな道路が多いわけでございます。特に、先ほどもお話ししましたがけれども、6月に救急事態が発生し、救急車を呼んだところが救急車が入っていけなかった、町道にですね、そういうふうな事態のところもございまして、やはりそういうふうな事態になりますと、高齢者等が多い地域がございまして。そういうふうなところでは非常に不安というんですか、そういうものが来られない場所に住んでいると。火事等でも同じでございますけれども、そういうふうなものについては周りの協力も得ながら、1世帯の場合

は仕方ありませんけれども、その路線上に2世帯以上あるようなところについてはぜひそういうふうなことが起きてもそういう車が玄関まで行かなくても庭先までは行けると、そういうふうなことでひとつお考えを進めていただきたいなと思ってございます。

それから、妊婦健診の無料化の件でございますけれども、先般、全員協議会のときに人が1人ふえれば25万から今回は15万ですよというような話がされたわけでございますけれども、赤ん坊も1人だと思えます。そういうふうな子供がふえていくということは南部町にとっても非常にいいことでしょうし、また活力が出てくるのではないかなというようなことで考えてございます。ことし生まれれば5年後には15万の交付税がふえるというふうな考えでございます。それ以外にも金がかかることはかかると思いますが、そういうふうなことで無料化にしても10万ぐらいじゃないのかなと、6,000円ぐらいにすればですね。そんな感じでおりますので、極力、先ほど町長が言われておりましたように、そういうふうな安心して産み、育てられる南部町づくりに努めていただければなど。ぜひこれからつくられます南部町基本計画、あるいは実施計画がこれからあるわけでございますので、それらに盛り込んでいただくことをお願いして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（小笠原義弘君） 以上で松本陽一君の質問を終わります。

13番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（13番 川守田稔君 登壇）

○13番（川守田稔君） おはようございます。私は本定例会におきまして、次の3点を質問したいと思います。

まず一つ目は、これから特定健診・特定保健指導という制度が開始されるわけですが、その開始に当たって町の取り組みの体制、どういう体制で臨むのか、検討中のこともあるかと思いますが、その辺を含めて取り組み体制について伺いたい。また、その有効性についてどのようにとらえておるのか所見をお伺いしたいと思います。

2点目に、飼料米ですとか飼料トウモロコシですとか、品種にこだわったことではございません、広い意味で飼料作物を町の政策として作付の導入を後押しするお気持ちは町にありやなしや伺いたいと思います。

3点目、スマートインターチェンジという規格のインターチェンジがあるそうです。本町において考えられる箇所を考えてみますと、福地パーキングエリアですとか、八戸にはなりますが高

岩104号線のあの付近の接続ということが、もし現実のことになれば南部町を含め周辺町村、産業全般においてメリットが生じてくる現象が起きるのではないかという私の考えをもとに、その導入誘致の可否を町当局の所見として伺いたいと思います。

以上3点であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田稔議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず最初に、特定健診・特定保健指導等についてのご質問でございます。特定健診及び特定保健指導につきましては、平成18年医療制度改革関連法案の改正によりまして高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年、来年でございますが、4月より実施することとなります。

主な特徴としましては、実施主体はこれまでの市町村から各医療保険者となり、40歳以上の被保険者、被扶養者を対象とする内臓脂肪型肥満、いわゆるメタボリックシンドロームに着目した健診及び保健指導の事業実施が義務づけられたところでございまして、このため市町村においては国民健康保険加入者が対象となりますが、社会保険や共済組合等の被扶養者についても被扶養者が住む地域において特定健診が受診できるよう、その体制を国において今協議しているところでございます。

現在、国の指針に従いまして特定健診及び特定保健指導の体制について、平成20年度から5年間の実施計画の作成を進めているとともに、これまでの健診実施機関である町立名川病院や財団法人青森県総合健診センターと定期的に協議を進めているところでございます。また、今般の制度改正に伴う住民への周知でございますが、去る10月18日、パンフレットを毎戸配布したところであります。

実施体制でございますが、重複するかもしれません。健康増進課において今、準備検討を進めているところでございまして、これまで健診の評価基準、保健指導等に係る保健師の研修会を3回、制度、システム、センターの事務等のいわゆる事務研修会を5回にわたり保健師初め課の職員を受講させるとともに、国、県からの情報収集に努めてまいりました。特定健康診査等実施計画の策定を今進めている段階でございますので、詳細につきましては未定の部分がまだありますが、制度的、技術的な部分が今固まりつつあるところでございますので、これがしっかりと固まってくればまたご報告をさせていただきたいと、こう思っております。

それから、有効性についてでございますけれども、本制度は高齢化の急速な進展に伴い、医療費の抑制を目標として心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧、高脂血症等の有病者やその予備軍を早期に発見し、重症化や合併症の予防に重点を置いたものとなっております。このことから、特定健診受診率、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率の目標が設定されております。

今回の制度改正によりまして、国保被保険者を対象とした健診となることから、従来の住民健診と違って対象者が確定しておりますので、明確な受診率が積算され、さらに掲げられた目標値のクリアを目指すことから、医療費の削減には相当の効果があるものと考えております。

町としまして、健診結果、特定保健指導を通じ、生活習慣病のリスクの発見や改善は重要なものと認識しておりますので、名川病院との連携を図りながら各種がん検診の同時実施、現在実施している健診結果説明会や各種健康相談及び家庭訪問、バーデハウスを活用したメタボリック予防教室の開催などによりまして、引き続き町民の健康増進の向上と医療費の削減に向けた施策を展開してまいりたいと、こう考えております。

特定健診等につきましては、再質問等がございましたら、担当課長から以降は答弁をさせたいと思います。

次に、2点目の飼料作物の導入でございますけれども、南部町で飼料を必要としている家畜別の飼養頭数でございますが、参考的に酪農家が3戸90頭、肉用牛農家28戸1,445頭、軽種馬農家等が5戸23頭という現状になっております。

国内の飼料自給率は約25%と言われておりますが、当町もほぼ同じ状況下にあると推測をしております。購買飼料と稲わら、牧草、サイレージ用トウモロコシを含む自給飼料などを組み合わせ、おのおの労働力や生産作物の状況に合わせた生産をしております。近年、畜産配合飼料の価格が、バイオ・エタノール用原料として見直された、特にトウモロコシ不足の影響で上昇し、畜産経営を圧迫している状況であると考えております。

飼料作物の栽培でございますが、コストの低減による畜産経営の安定、そしてまた遊休農地の解消策として大変有効であるわけでございます。飼料自給率の向上を通じて、食料自給率の向上に寄与することが求められてきているわけですが、労働力不足、また地理的条件等の問題から採算性が非常に厳しいというふうにも伺っております。現在、当町においての導入について取り組みはない状況でございますが、今後畜産振興関係者並びにさまざまな関係機関、県等々からも情報を得ながら進めてまいりたいと思いますが、非常に採算性の部分で難しい部分があるようでございますので、そういう部分もしっかりと見きわめていく必要があるだろうと、このように考え

ております。

次に３点目、スマートインターチェンジ誘致についてでございますけれども、現在特に車社会なわけございまして、先ほどの松本議員のご質問、町道に限らず生活道路の整備、この道路も含めながら、特にまた高速自動車道は地域住民にも非常に必要不可欠な道路であるわけでございます。都市部においては不要な道路というような発言をされる都市部の方の先生方がいるようでございますけれども、我々地方というものはまだまだ道路整備というのがおくられている、先ほども言いました町内会の会合、行政委員の会合、あらゆる会合に行ってもやはり出てくるのは道路整備というものは非常に要望が多いなど。当然、福祉の部分もそうでございますけれども。

そういう中で今回のスマートインターチェンジでございますが、これは国交省が昨年７月１０日に導入した制度でございまして、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗りおりできるように設置しているインターチェンジであります。自動料金収受システム、いわゆるＥＴＣを搭載した車両に限定されており、簡易な料金所の設置は義務づけられておりますが、料金徴収員が不要なため、従来のインターチェンジ化に比べ、低コストで導入できるというメリットがあります。現在、全国的に３１カ所のようにございます。東北地方においては岩手県に２カ所導入されておまして、利用者からは通勤時間が短縮した、また観光施設へのアクセス時間が短縮したなど、それなりの効果が寄せられるというふうに伺っております。

しかしながら、設置につきましてでございますが、要望する地域の地方公共団体が主体となって、地方自治体、地方整備局、高速道路会社などで組織する地区協議会をまず設置し、周辺地域の交通量や土地利用状況を踏まえ、社会便益や周辺道路の安全性、採算性、整備方法及び管理運営方法等を十分に検討調査を行い、所要の手続を経て設置することとなります。

東北縦貫自動車道八戸線でございますが、岩手県の安代ジャンクションから八戸インターチェンジや百石道路に通じる道路でございますが、管理会社であります株式会社ネクスコ・トール東北という会社でございますが、その会社によりますと、年間の利用台数は八戸線で約１３６万台、百石道路は約１６０万台であると伺っております。

議員ご質問の国道１０４号高岩地点及び福地パーキングエリアへの誘致でございますが、先ほども申し上げました高岩地区は、地方自治体が主体ということでございますので、八戸市が事業主体となるものでございます。また、福地パーキングエリア付近でございますが、ここについては非常に交通量が少ないという観点から設置は非常に困難であるのではないかなど、このように考えております。

高岩地点、八戸市さんの方に呼びかけをしていくことは必要かと、こう考えておりますが、当

然その自治体が予算を確保しなければならないと。そうなったときに当然、どこの自治体も当然、費用対効果というものを考えながら進めていかなければならないと、こう思っております。いずれにしても難しい状況下ではあるなと思っておりますが、いろいろな部分において関係機関等々には働きかけはしてまいりたいと、こう思っております。

詳しい細部等、詳細等のご質問があれば担当課の方から答弁をさせたいと思います。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。

○13番（川守田稔君） 担当課長の説明をお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木博美君） 健康増進課からの回答でございますが、特定健診・特定保健指導ということで町長からもお話ありましたけれども、来年度から始まると。私の方では、基本的には現在、健康増進課で進めている住民健診が国保の事業になるというふうに考えてございます。事業そのものとしてはうちの方で住民健診をやっているわけですから、同様にこれからも、ただし国保の被保険者に対象が絞られると。現在、30歳以上についても対象としておりましたので、その部分についても実施していくことになるというふうに考えてございました。

その住民健診の実績の方でございますけれども、名川病院と県の健診センターの方をお願いして住民健診はやってきましたけれども、18年度の受診者の実績としましては、名川病院の健診者は2,250人、そして県の健診センターの方をお願いしたのは2,491人というふうになってございます。これが被保険者に今度絞られていくわけですので、特に受診率の件につきましては、今までは全体の住民から見た場合と、それからうちの方で呼びかけて対象となっている希望者というふうになっていましたので、その部分において対象者は職場の健診を受ける際にはうちの方では対象としていないんですが、本人が希望すればダブっている可能性もあったかと思いますが、いずれにしても希望者ということで実施してきたわけですので、対象者が漠然としていた可能性がある。その点、今度は被保険者になりますので、受診の勧奨もするし、それから追跡調査もしていくし、追跡の指導もしていくし、その辺は積極的に対応していかなければならないので、有効性については従来のものと格段の違いがあらうかと思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 飼料作物の導入についてでございますけれども、飼料作物には現在、牧草、トウモロコシ、稲わらなどがございます。このうち牧草やトウモロコシなどが現在利用主体となっております。それで、飼料作物の栽培についてでございますけれども、作物に合った土壌や地形の関係もございますし、また家畜の種類、利用目的、また農家の作業形態なども作付する場合は考慮する必要があります。

栽培につきましては、農地が点在している場合、それから山間部の場合は非常に作業効率が悪くなります。そしてまた、新たに機械の導入が必要である場合は生産コストが高くなるというデメリットもございます。飼料作物の栽培につきましては、畜産農家が自給用として生産して活用した場合には酪農生産の低コストが図られるものと思っておりますけれども、さまざまな問題もございますので、導入につきましては生産者と一体となった取り組みが必要となっておりますので、生産者からの意見を聞くなどの対応を今後してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） スマートインターチェンジのことですけれども、まず国道104号の高岩地点、町長が答弁いたしましたけれども、八戸市が事業主体になるということと、このスマートインターチェンジそのものがサービスエリアとかパーキングエリアとの接続型がより効果があるというようなことになっております。

東北道ですと、町長が岩手県と言いましたけれども、宮城県の間違いでございましたので。宮城県の長者原サービスエリアと、それから泉パーキングエリアと、それから福島県の福島松川パーキングエリアに今現在設置されております。利用時間も先ほど町長の方からありましたけれども、E T Cの搭載車のみが使えるということもございますので、利用時間が朝の6時から夜は22時ということで10時までの時間がほとんどでございます。

国道104号の高岩地点はそういうことで八戸市ということになりますと、ちょっと高岩地点の部分については八戸市と協議しなければならないわけですが、逆に福地パーキングエリア

の関係ですけれども、福地パーキングエリアに通じている幹線がちょうど羽黒線でございます。これは改良済みとなっている道路でございますけれども、それからパーキングエリアに入る下り部分、それから上り部分がありますけれども、これが下り部分が名称が八戸支線、それから上り部分が八戸線ということで、これも町道となつてはおります。この間、上下、約1キロぐらゐを拡幅改良をする必要がございますけれども、その中で上り線が高速道路をまたいで橋がかかっているんですけれども、これは高速道路を設置する際に、当時の福地村がお願いをいたしまして、もう改良された8メートルの橋がかかっていることにはなっております。そういうことで、もし今後やるとなれば、町長の方でも言いましたけれども、費用対効果ということで八戸線の利用が約136万台と。これは東北自動車といいますか、高速道路の利用数からいくとあんまり高い数字ではないというふうに伺っております。ということで、それを設置した場合に、果たして費用対効果としてそれだけのものが上がるかということは今後検討する必要があると思います。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） 飼料作物とこのスマートインターチェンジの件に関しては、私も果たして導入していいのやら悪いのやらわかりません。わからないというのはどういうことを基準に考えたらいいいのかすらわからない状態です。ただ、今回の質問に挙げたというのは、こういう一般質問の通告を受けて町がどういう基準のもとにどういう答弁をするのかというところを伺いたいと思ったところがあります。こういったことってたくさんあると思うんです。たくさんあるんですよ、今までもそうだったように。もう一つこういうことを考えるきっかけになったのは、今このごろ最近国からの補助金ですとか、県からもそうなんです、非常に隠されているという、何か広く皆さんがあるページを見ると全部網羅されていてすべてがわかるような状態にはなっていませんよね。こんな補助金がここにあったのかという、そういうふうな補助金のつけ方をしているという認識で私はおります。

まことに勉強不足だったのは、省庁が行っていた補助事業のようなことに対して、今は下の独立行政法人ですとか社団法人ですとか財団法人ですとか、そういったものが窓口となって補助金が出たりする仕組みになっているというのをついこの前まで知りませんでした。まことに勉強不足でありました。何を言いたいかといいますと、そういった補助金ですとか予算のつき方という傾向の中で、例えば飼料作物についても私たちが全部把握していないお金というのはあるんだよと。スマートインターチェンジにしてもそういったのがあっていいのではないかなという、そういった

観点でちょっとへそ曲がりな質問の仕方をしたけれども、そういう観点で質問させていただきました。

その上で、改めて質問なんですが、例えば飼料作物、コストどうのこうのということであれば、例えばどういう試算をしてどういうコスト計算をしたら、これは導入に値する事業になり得るのか、そうじゃないのか判断できる、その判断の基準を物の考え方として説明していただきたい。スマートインターチェンジに関しても同じことです。その辺をご説明いただきたいと思います。

それで、1番目の特定健診の件なんですが、これは5年間の事業ということでもあります。またこれは看板をかけかえてこういった事業がまたおりてきたのかなという印象があります。私の記憶ではこういったことは、それ以前のことはあんまりわからないんですが、シルバープランというのが二十五、六年も前になりますか、そこから始まって、それがゴールドプランだったり、プラチナになったりとか、いろいろ似たような事業として看板をかけかえた形でおりてきたような印象があります。シルバープランがどういう目的を持っていたかということ、30代、40代の現世代の年齢層に対して、健やかな老いを迎えるための施策を施したのが建前であったと私は記憶しております。その趣旨は今も変わらないんだと思うんです。今まで20何年間そういった似たような事業を継続して、それぞれの市町村は行ってきたわけなんですけど、果たしてその結果というのはどういう形であらわれているんだろうというのが甚だ疑問なところがあります。結局どうなんだろうという、医療費を膨らまして、薬価を膨らまして現在に至っているんじゃないのかなという、そういう物の見方もちょっと、ひねた物の見方もしてしまう場合もあります。

それで、今回この特定健診・特定保健指導ということに関して質問してみようかなと思ったのは、基準がメタボリックシンドロームなわけですね。あくまでシンドロームなんです。症候群です。特定の一つの原因に対して一つの症状があるという、そういう病気の方が珍しいのかもしれないけれども、そういう特定できない、いわゆる何とかシンドロームという形でとらえていることに関して、テーマに対して果たしてどういう一つの方向性を持った保健指導というのが成り立つのかなということ、私はちょっと疑問なところがあるんです。げすの勘ぐりではないのですけれども、これも結局わざわざ病人をつくる結末になるんじゃないのかなという危険性をはらんでいると思うので質問いたしました。専門のお医者様ですか学会の中でも賛否両論はあるようです。例えば、高齢者を対象にすれば、どこぞひっかかる検査項目というのは一つや二つ必ずあるんだと思うんです。そういったときに、それを指導の対象として指導に関して町の方で勧奨も行いという、そういう行為が果たして健やかな老いに対してついの時期を迎えるその対象の人たちに対して、果たしてそれが有効な手段であるのかなということを考えればちょっと疑問な

ところもありますし、またこれが医療費抑制のための施策であるということを考えると、運営上の段階を踏んでいく道筋において、望むと望まざるにかかわらず、医療費をふやしてしまうような方向性を持ってしまう危険性があるんじゃないのかなという思いがあって質問いたしています。そのことに関して思うところをご答弁願いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木博美君） 今回の特定健診及び保健指導ということでございますが、目的は医療費の削減というふうにあります、健康寿命を伸ばすということでございますので、そして現在医療費の中で占める割合においては生活習慣病が大変割合を占めていると。その生活習慣病を半減したらといいますか、減らせば、医療費も下がるというふうな考え方で来ているかと思いますが、そして40歳から74歳までと、高齢者の方については今後、後期高齢者保険の方から打診があれば実施することになってくるかと思いますが、目的としましては40歳から74歳の方というふうなうたわれてきておりまして、法律の施行でございまして、町としましては国保の加入者を対象としていくと。

そして、今、川守田議員からも言われました学説云々ということにつきましては、確かに腹囲の85センチ、90センチが外国ではもっと大きいですよとか、今の指針といいますか、データの高血压、高脂血症等の割合、データでございすけれども、レベルがどうのこうのというのは学説の方で揺らいでいるようなのも事実でございすけれども、私の方ではもうそれはやるんだということであってございまして、そして判定の基準、それも今ご存じのとおりといいますか、確かに言ってございす。

私の方としましては、特定保健指導ということでございすけれども、それにつきましては特定健診結果によりまして支援が必要な方を対象として実施しますと。具体的には、受診者全員への情報とメタボリックシンドロームの周知ということになろうかと思いますが、実施して、2番目には個別面接やグループ面接をします。電話によって動機づけ支援と、運動してくださいとかいうふうな支援をしていくと。そして、3カ月以上の継続的な個別支援も実施していくという積極的支援と、三つに分かれてございす。それによりまして追跡調査をしていきますので、効果はあると。先ほど5年あったら終わりみたいな話ですけれども、目標としましては5年先を、5年後といいますか、平成25年度には目標値等設定してますよということでございす。5年後の平成24年度までに健診の受診率を65%にと、保健指導実施率を45%と、メタボリックシンドロ-

ムの対象者及び予備軍を10%減らすというふうな目標が掲げられてございますので、それに向けて努力していくことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） どうしたら飼料作物の導入ができるかということでございますけれども、まず牧草が一般的でございますけれども、トウモロコシもございます。トウモロコシの方は若干所得が多くなります。牧草の例をとってみますと、牧草の収量でございます。まず1ヘクタール当たり約40トンから50トンで試算してございます。これを乾燥した場合は、量は4分の1程度になります。牧草の価格でございますけれども、品質により変動がございますが、キロ単価約30円前後とお聞きしてございます。平均しますと、乾燥した牧草1ヘクタール当たり収量が約11トン。キロ単価、先ほど30円の平均でございますので、掛けますと収入33万円程度となります。

生産費でございますけれども、さまざまな経費、肥料とか燃料費、牧草を包むためのラップとかさまざまな経費がかかりますので、その経費がキロ当たり約20円程度と計算してございます。それで、11トンですので、生産費22万円で差し引き1ヘクタール当たり約11万程度と試算をしてございます。10アール当たり1万円程度となります。これですと、かなり所得が低くなる、生産性がとれないという現状になります。

現在、いろいろ飼料を調査いたしましたけれども、飼料用稲、稲の導入をしているところもあります。まず、田んぼで稲をつくるのが最も適しているわけでございますので、飼料自給率が、田んぼで飼料用をつくりますと、田の有効利用にもつながると。稲を穂と茎葉、茎の部分ですね、これを一緒に刈って発酵させ、牛のえさにするというものでございます。今まで専用の飼料用稲が東北地域の北部においてなかったということでございますので、これが今栽培に適した和製の新種が育成されたということを聞いてございます。今後、飼料稲の生産の可能性が出てきたということでございますので、今後の事例研究が期待されているわけでございますけれども、まず状況の推移を見ながら、飼料用にはもし現実になりますと所得がかなり高くなりますので、そちらの方の状況を見ながら判断してまいりたい、状況を見てまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） スマートインターチェンジの事業が始まったのが2005年4月に社会実験ということで始まってしまして、これが2006年から一部で本格導入されたと。まだ本当に新しい事業でございます。我々もこれ自体をちょっとインターネット等で調べながら、検索しながら、さらには先ほど町長の方からもありましたけれども、八戸道を管理しております管理会社の方からちょっと情報をつかんだんですけれども、やはり設置するにはそれなりに費用対効果というものを十分検討しなければならないと。万が一に設置した後に、それが効果がないということになると大変だというような話を聞いております。そういうことで、地区の協議会を設置して、自治体、それから整備局、道路会社等で作るわけですが、それで十分に検討しながらやらないとなかなか万が一ということがあれば大変ですからというような話の内容をちょっと聞いてはありましたけれども。といいますのが、もし福地パーキングエリアに設置するということになりますと、すべて南部町が財源を確保しなければならないというようなこともございますので、そういう意味での電話での対応だったというふうに思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 飼料作物とそのスマートインターチェンジに関しては、一般質問に限ったことではないのですが、例えば町民の負託を課に相談に行ったときに、どういう根拠でどういう答えをもらうのかということが非常に不明瞭な部分がふだんからあるわけですよね。そういったことを含めて、どういう根拠のもとにいいのか悪いのかということの判断を行っているかというのをわかりやすく示していただくきっかけになってもらえばいいというのが目的の一つであります。そういうことであります。

費用対効果ですとか、例えば損益分岐点のようなものを探るのは非常に漠然としている部分もあるので、どういう評価をするかによってその費用対効果というものの金額が変わってくる、そういう側面を持っているんだと思うんです。ですが、ないよりはあった方がいいだろうというのはだれでも同じことなんです、これはつくっちゃだめなんだという、そういうちゃんとした根拠を示すことは、逆にこれは必要なんだという意思を示す最大の根拠になるんだらうと私は考えます。そういう意味で心がけてもらえれば私はよろしいかと思っています。

特定健診云々ということでありますが、国の施策であるのでやらないわけにはいかないだろう

という、そういったところもあるんですけども、何か答弁聞いていますと、非常に取り組みのビジョンというのがまだあいまいなのかなという不安はぬぐい切れません。もっと具体的なさまざまな状況をシミュレーションするなり、そういう具体的なビジョンを持って取り組んでいただきたいと考えております。答弁はよろしゅうございます。

○議長（小笠原義弘君） 以上で川守田稔君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前11時10分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時16分）

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を続けます。

14番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（14番 工藤久夫君 登壇）

○14番（工藤久夫君） 南部町も合併して、あと20日で満2年を迎えるわけですが、おくれればせながら合併後初めての私の一般質問をさせていただきます。

今回大きく4点について通告をいたしておりますが、議論の中ではどうしても議会の使命と議員の職責という視点から町の行財政の運営、事務処理ないし事業の実施などがすべて適法、適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することが私ども議員の大事な仕事であると考えております。したがって、批判とか監視というのは非難でもなければ批評や論評でもなく、あくまでも町民全体の立場に立って町政発展という視点に立って正しい意味での批判、意見、提言であるということを理解していただき、なるべく詳しく答弁をいただきたいと思います。

まず1点目として、合併前に策定しました長期財政計画の現状はどうなっているのか、特に計画と結果が大きく異なっている項目については具体的な理由と今後の対応について説明していただきたいと思います。

2点目として、町内各地域で計画されております公共下水道及び集落排水事業についてですが、個別に計画の経緯と現状を説明していただきたいということであります。特に、供用が開始

されている事業について、事業計画と比較して極端に加入率、稼働率の向上が少ない場合の公費の負担といえますか、町の持ち出しはどの程度になるのか示していただきたいと思います。また、今後予想される人口とか世帯数の減少等と照らし合わせて、極端に計画を下回っている場合に、大きく事業を見直す時期ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、河川浄化あるいは環境衛生等の視点から、生活雑排水だけでも下水道につなげるべきだという考えも持つわけですが、その場合の助成とかさまざまな施策を考えているのであれば示していただきたいと思います。

私は旧福地村の福田に住んでいるわけですが、我が家のことを言いますと、昭和63年に自宅を改築して、その当時、合併浄化槽に対する助成制度がなかったものですから、自費で設置して現在に至っております。その間、大きく費用がかかったのが四、五年前にブロアという部品を1万数千円だったと思うんですが、交換したぐらいで、あと10年、20年は問題なくもつだろうと言われています。そういう経験から、平成3年にこの福地村と八戸市に青森県内で初めて厚生省から合併浄化槽に対する補助金制度を導入創設した立案者の1人だと自負しております。

あくまでも私の個人的な試算ですけれども、公共下水道とか農業集落排水事業で行った場合に、条件もいろいろ違うわけですが、1世帯当たりの工事費というのが条件のいい場所で300万から400万、条件の悪い場合だと七、八百万必要とされており、この補助率は約50%ですから、町の持ち出しというのは条件がいいところでも150万から悪いところで400万ぐらいかかると。そういうことになって、加入率が低い場合に完成後の運転経費の持ち出しが必要となってきます。翻って合併槽の場合は、1世帯当たり35万から40万ぐらいの低額でその80%がたしか厚生省から補助金で入ってくるわけですから、町の持ち出しというのは4万円前後であろうと。そして、以後のランニングの経費は個人負担ですから持ち出しはゼロになります。そのような観点から、私は旧福地村の議会でも集落排水事業はやめて合併槽へ助成をするような制度にして、助成の額を増額して加入率を上昇させるべきだというような意見を何回か述べてきた経緯がございます。

また、全国的には農村部では公共下水道とか集落排水はそろそろやめて、個々の家庭の設置の補助という制度に変わりつつある流れだと思っております。この点を踏まえて、この事業についての今後の見通しをお聞かせいただければと思います。

次に3点目として、原油が非常に最近高騰しておりまして、月が変わるごとに石油製品の価格は上昇を続けております。この影響は町民の生活、町政、農林業、商工業などに大変な不安と負担を強いてきていると思います。この状況をどのように町では認識しているのか。また、対応を考えてあるのであれば示していただきたいと思います。

また、政府では数年前から石油資源の需給がタイトになってきたということで、それに備えて各種エネルギー資源の創造とか開発に取り組んでいるようであります。この分野には資源エネルギー庁とか通産省、農水省など、積極的に高い補助率で事業を展開、あるいは検討しているようですが、南部町としてももっと積極的にこういう事業にかかわるべきだと思いますが、町としての考えは今のところいかがなものでしょうか。とりあえず国内の地域で参考にすべき、あるいは目標にするような事例があれば示していただきたいと思います。

また、町内の半分以上を占める山林の間伐とか手入れを兼ねる、また雇用を確保するというような視点から間伐材を有効に活用して燃料とかさまざま活用するという利活用を見直すべきではないかと思いますが、こういう観点からはどのような見解をお持ちでしょうか。

最後に4点目として、町発注の公共工事等について質問いたします。合併してこの約2年間、町内各地各層の方々といろいろ話をする機会があるわけですが、住民の方々からは予想以上にこの入札方法とか入札の結果に対して不平といいますか、不安といいますか、町のやっていることにまだまだ満足感が聞かれません。むしろ不信感がよく聞こえてきます。

具体的な意見として以下のようなものがございます。合併したらもう少し透明性の高い入札とか、競争原理の働いた入札を期待していたが、ほとんど変わっていないじゃないかというような不満であります。また、なぜ一般競争入札とか電子入札とかできないかという行政の担当者への不信と、能力はどのようなものか、やる気があるのかないのか、そういう声が聞かれます。また、個々の入札結果によっては、明らかに談合だと言われても仕方がないような数字が見受けられるわけであります。それは入札のシステムをもう少し変えなければ難しいと思いますが、その辺はどのように考えているのでしょうか。

また、1社で十分施工能力があるのに、ジョイントベンチャー方式にする、そういう発注をしている場合もございます。これは不必要に談合をあおったり、コストの増加につながる、悪くすれば官製談合だと言われてもやむを得ないような結果も散見されます。また、誠実な業者であれば、毎年相当の経費を使って経営審査というのを受けて、資格者を養成して各種の雇用に対する保険を掛けている。また、町の発注の予算の中には、建設業の退職金共済機構に加入して、その経費分も請負金額に当然積算されていると思われませんが、その加入の有無とか資格の有無とか、そういうものが指名時に完備された発注になっているかということ、それはないではないかという不信も聞かれます。また、町というのは町内では最大のサービス産業だと。だとすれば、少なくとも町内の仕事をしたいという業者に対して今後の仕事の発注の見込みだとか、希望する業者に対する親切な情報の提供、スケジュールの開示というのが必要だと思いますが、その辺はどうな

っているのでしょうか。

それから、先月の11月26日に名川地区の小学校のコンピューターの入札がございました。この数字を見ますと、これで住民は黙っているのがおかしいよと、明らかに官製談合だと疑われても仕方のないような結果ではないかと。もっとオープンな入札をすれば半額以下で落札できるんじゃないかと、そういう声も聞かれます。したがって、こういう不信を抱くような結果の入札はやり直すべきだと、そういう声も聞かれます。また、現在の入札の責任者、担当者をもう少し意識を変えない限り、この町はよくならないとか、非常に厳しい声も聞かれます。

以上のような町民の声が増加しているということを踏まえて、私はお聞きしたいことは、地方自治法の234条、あるいは地方自治法施行令の167条の1項及び2項にかんがみて、今までの入札の方法はいわゆる指名競争入札であります。これはこの法律の趣旨からいきますと明らかに違反する行為だと、そういうことを思います。したがって、地域の活性化とか、いろいろ地域の業者を育てるとか、そういう視点も大事なわけですが、この法律を読みますと、入札の発注の責任者である町長初め担当者、そういう方々にこれは時間をかけても改善の見通しを示すのが当然だろうと思いますが、その辺をどのように考えているのか、伺います。

また、工事の入札の中身によっては非常に落札率が低い価格で、またたくさんの工事を落札している業者もあるわけですが、このような業者に施工能力、管理能力が問題ないのか。万が一不良な工事をした場合に、現在の役場の管理監督の責任する担当課では能力的に問題がないのか。万が一不良な工事があった場合に責任についてはどのように考えているのか、答弁願います。

私は今まで述べた点は早急に改善していかなければ町民の不信とか不満は高まってくると思いますから、改善のプロセスを示してほしいと思いますし、町内外の健全な業者の育成のためにも正すべきは正すべきだと思っております。少し聞きにくい話もあったかも知れませんが、町民と町政のためだと思って、あえて言わせていただきましたことをご理解願いたいと思います。よろしくご答弁お願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、まず1点目の財政計画についてのご質問でございますが、合併前に作成した長期財政計画の現状、また対応等についてというご質問だと思います。

まず、合併前に策定しました財政計画と現状との比較についてでございますが、平成18年に作

成しました財政運営計画をもとに比較した場合、新町建設計画に掲載しております財政計画は、平成16年度決算及び当時の国における地方財政計画を反映させて策定しております。しかしながら、その後、三位一体改革を柱にしました改革のさらなる推進や税制改正等により乖離が生じているのが現状であります。

ご質問の要旨でございます、大きく違っている項目につきまして直近の決算であります平成18年度決算額をもとにご説明をしたいと思います。歳入につきましては、町の自主財源の柱となっております地方税については微増となっており、大きな差異はございません。

地方譲与税につきましては、制度改正により、所得譲与税の配分が大幅にふえたことにより、差異としまして約1億円の増となっております。なお、平成19年度からは税制改正により所得譲与税は廃止となり、町税のうち町民税へ移行となっております。

地方交付税につきましてでございますが、財政計画を策定しました平成16年度において全国平均対前年度比12%減と大幅な地方交付税の削減があったことから、今後も引き続き大きく減額されるものと想定し、策定をしておりましたが、その後4%から8%の減にとどまったことから、差異としまして4億8,000万増となっております。なお、平成18年度までの特例措置としておりました臨時財政対策債につきましては、特例措置の延長により平成21年度まで延びたことから、19年度以降は財政計画に対して減になるものと想定をしております。

地方債についてでございますが、財政計画においては合併特例債を活用して合併振興基金に積み立てるための地方債の発行を予定しておりましたが、事業債の借入れを一括方式から10年間分割方式に変更したことによりまして、大幅な減額となっております。

繰入金につきましては、建設事業に充当しました公共施設整備基金等により増となっております。予算編成において基金を繰り入れての脆弱な財政基盤であるということを物語っております。このままですと、基金を繰り入れてということでございますから、基金がなくなっていく、今はそういう状況の予算編成になっているということでございます。

引き続き、歳出に移らせていただきますが、人件費につきましては定年退職及び普通退職者に対しての不補充としておりますので、減となっております。

扶助費につきましては、児童手当制度の改正によりまして対象児童が拡充したことになりましたので、増となっております。

繰り出し金につきましては、介護保険にかかわる医療給付費が年々増加していることに伴い、繰り出し金の増となっております。

普通建設事業につきましてでございますが、新規事業の着手を見送り、継続事業を主として事

業を進めていることや、公債費の増加により財政指標が悪化したため、地方債の発行を伴う事業の先送り、縮小により大幅な減額となっております。今後も公債費の償還に関しましては、高どまりで推移していくことから、合併時の財政計画どおりの実施はなかなか厳しいものと考えております。

差異の大きな事項につきましては、以上でございます。

最後になりますけれども、町の歳入の半分を占めております地方交付税でございますが、今後も減額傾向で推移していくものと想定されていることから、合併時の財政計画と比較しまして、予算規模全体が縮小となるものと考えております。ちなみに、南部町9年間で交付税だけで10億円が減額されている、そういう状況でございます。

また、本年6月15日に成立しました地方自治体財政健全化法によりまして、実質赤字、または連結実質赤字、または実質公債費の各比率の一つでも国で定める基準以上になった場合は、財政健全化団体となることとなっておりますので、さらなる財政健全化に努めながら、依存財源に左右されない強い財政基盤を確立していくためにも、一步踏み込んだ行財政改善に努めていかなければならないと、こう考えております。

きょうの朝日新聞において、以前の新聞ですが、都市と地方の格差がますます広がっているということで、今、国の方も都市の法人税、これを地方に何とか予算化していきたいということで、その金額がおよそ3,000億から4,000億の数字になるだろうということで、今、都市部の方と国の方も折衝しているわけですが、私どもとすればぜひその部分を期待を申し上げたいと思いますし、ただ、都市部からすれば我々のお金を何で地方に持っていくんだと、恐らくそういう議論になっていくと思いますが、できるだけそういう財政確保に努めていかなければならないと、こう思っております。

次に、公共下水道または集落排水事業についてのご質問でございます。先ほど議員の方から公共下水、集落排水事業、また合併浄化槽の場合の基本的な金額が示されましたが、違う部分もあると思っております。合併浄化槽についても30万ではできないわけですが、それらも含めながら、ご説明申し上げたいと思います。

まず、計画の経緯と現状についてご説明申し上げます。まず、南部地区の公共下水道でございますが、快適な生活環境と良質な水環境づくりのために平成7年度に下水道整備基本構想を策定しておりました。平成14年度に見直しをし、翌15年度に全体計画の策定を行っております。そして、平成17年に都市計画を決定し、合併前でございましたが、認可を受け、17年度より平成32年度までの16年間で251ヘクタールを整備する計画となっております。

総事業費でございますが、大変大きい金額でございます、71億円でその中には処理施設と管路施設の整備を実施の予定でございます。現在、認可を受けた区域の1期工事概算事業費25億円に対し、19年度見込み事業費ベースで5億円、20%の進捗状況となっております。20年度より処理場の建設に取りかかる計画でございます。

次に、集落排水事業でございますが、旧名川町、旧福地村それぞれの生活排水処理計画に基づき、整備を進めてきたところであります。下名久井地区は平成8年度に着手し、総事業費21億円で13年度に完了しました。供用は12年4月から開始しております。上名久井地区は平成15年度に着手し、平成20年度まで22億円で整備する予定でございます。19年度より供用開始しており、19年度事業費ベースで94%の進捗となっております。

次に、苔米地地区は平成6年度から平成10年度までの13億円で整備し、平成10年7月に供用開始しております。片岸地区につきましては、平成10年度から平成12年度までで6億円で整備し、平成13年4月に供用開始しております。なお、福田地区は平成14年度に着手しまして、14億円で今年度完了し、来年度4月に供用開始予定で説明会等において周知をしているところでございます。

次に、加入率がふえない場合の公費負担等でございますが、例でございます。例えば、加入率50%の場合として18年度実績で積算してみました。全部供用開始している先ほどの3施設で年1人当たりの平均使用量をもとに計画人口の50%で算出しますと、使用量が1,200万円となります。実績維持管理費の2,400万円との差し引きは1,200万円の公費負担となるわけでございます。現状は、加入率が下名久井地区61%、片岸地区66%、苔米地地区77%であり、3施設合わせて1,500万円の使用量収入となっておりますので、現在は約900万円の持ち出しとなっております。

最後に、事業の見直しの時期ではないかというご質問でございますが、合併以前の事業を引き継いで実施している現状でございます、今後町の総合振興計画を踏まえ、南部町污水处理構想計画書を策定し、時期を見ながらローリングしていくことになろうかと思っております。

公共下水道につきましては、3期工事分の区分、手法、検討等について合併浄化槽、または集排の現状を踏まえながら、見直し、検討をする必要があるというふうに感じてございます。私も昨年、就任しまして、公共下水道につきまして担当課長含め職員からも事情を聞き、見直しが必要でないのかというお話をしました。事業的にはもう動いていたわけでございますが、1期工事的にはもう国の許可がおりて着手しているという中で、3期までの区分になっておりましたので、2期含め3期、これは見直しをする必要が、十分変えていかなければならないということをや昨年度から指示をしながら、担当課の方でもいわゆるどちらの方が費用対効果としていいのかと

いう調査をしております。そういう中で公共下水道、集落排水という部分については、いつきにやはり大きな整備費がかかるわけでございます。そういうデメリットがあれば、一方においては維持管理費においてはその後安く済むという部分、どちらをとっても一長一短という部分があるわけでございますが、それにしてもやはり常にこの事業にかかわらず、今までのやり方でいいのか、これでいいのか、これは常に検証することが私は大事なことで、こう思っておりますので、今後検討してまいりたいと、こう思っております。

3番目に、原油高騰の現状についてでございますが、これは一つは農林課サイドからの資料になりますけれども、当然農業関係の飼料及び燃料、ビニールや段ボール等の農業資材、施設用資材が軒並み高騰し、農産物の生産に影響を与えてくると。資材の高騰等により、生産コストが増す、よって農業所得が減少していくということが十分考えられてくるわけでございます。また、林業関係においても燃料費の負担がふえることで森林の保全、管理が厳しくなったというふうにもお伺いしております。この高騰は恐らくまだ続くであろうと思われまいますので、いろいろな部分での影響が拡大してくるのではないかと危惧しているところでございます。

商工業者等についても、少なからず同じような影響が出てくるだろうと、こう思っております。県において今、原油価格上昇に影響を受けている県内中小企業へのセーフティーネット資金の特別融資保証枠を設けておりますが、現在のところ、南部町内においての商工業者さんからの申請、相談というところは今はありませんが、恐らくこういう部分、活用できるものはしっかり活用しながら取り組まなければならないと、こう思っております。

次に、バイオ燃料等含めた研究機関等々でございますが、研究開発となれば非常に大規模な部分があると思いますが、燃料に水を加え希釈燃料とする方式や、燃料に添加剤を加えて燃焼効率をよくする方式や、廃タイヤをそのまま燃料として取り組む方式、さまざまな方式で今、動いているところがありますが、そのほかにも木材、植物を熱分解しながら可燃ガスを燃料とするバイオマス方式等があります。今後、これらの設備に係る経費については、当然メリット、デメリットもありますので、そういう部分の調査、検討はしていかなければならないと、こう思っております。

国においても、バイオ燃料の導入にかかわる問題、バイオ燃料利用促進など、総合的な対策を講じながら推進していくこととしておりますが、青森県における今、バイオ燃料事業の創出、推進を図ることを目的に、県内の産、学、金融機関、官の177団体において、青森県バイオ燃料推進協議会が本年7月に設立されました。本町もその会員として加入をしております。この協議会は、事務局を青森県商工労働部の方に置き、20年度からバイオ燃料に関する情報共有や相互の連

携促進などの事業を行うこととなっておりますので、いろいろ情報に努めながら、どういう部分で利活用できるのか検討してまいりたいと、こう思っております。

大変、工藤議員が詳しいようでございますので、我々もご指導いただきながら取り組みをしていかなければならないと、こう思っております。また、ちなみにきょうの朝日新聞でございますが、灯油等含め、原油の価格高騰に向けて今、国の方で灯油の支援というのがきょう11日の朝、官邸で開かれる会議で基本方針を示すという記事が載っておりますが、地方自治体が自主的に行う助成を国が特別交付税で支援するという内容でございまして、その内容を見ながら私どもも私どもの厳しい財政状況の中で国の支援内容がどういう内容なのかを見きわめながら検討してまいりたいと思っております。

次に、町の発注工事についてでございます。ご質問の中で何点かありましたが、一つは透明性、均等性、または基準の見直し等ということも含まれておると思いますが、私は基本的には町内でできるものは町内という考え、地元で調達できるものは地元という一つの考えを持っております。公共工事につきましては、納税者の皆様から納めていただいている税金で当然投資することなわけでございますから、地域経済の活性化、雇用の維持、または地元業者の育成強化という観点もあります。いずれにしても、入札方法については昨年からも見直しを指示しているところでございます。どの制度も一長一短あり、今までも何人かの議員さんからもご質問もいただきましたが、100%の制度というものはないぐらい、いろいろ一長一短がございます。しかし、入札制度につきましてはそれぞれの特性がある中でどの制度を導入していけばいいのか、また効率性、公平、公正性が確保されているかどうか、そしてさらに品質の確保が図られているかどうか、常に検証、研究しながら取り組むことが一番の課題であるというふうに認識してございます。

ご質問の中で監督員等でございますが、職員の監督員2名配置をしております、業者の現場代理人、主任技術者と連携、連絡をとりながら進めているところでございます。万一、不良工事としたときの責任等についても、工事検査において不合格となった場合は是正を求め、工期内に終了しない場合、規則に基づき遅延利息を請求することとなっておりますし、支払い後も施工不良瑕疵等があった場合には改善を求めることができるようになってございます。いろいろな部分でそのようなことがまずは起こらないように、業者選定には万全を図り、施工管理においても定期的な打ち合わせを通じながら不良工事がないようにしていかなければならないと、こう思っております。

最後に発注方法を改める計画、またプロセス等を示してほしいという件でございしますが、発注

工事の良質な成果の確保及び発注の均等性を図ることを前提として、早期に導入できる制度を準備中でございます。この制度は、入札日において同一業者が複数の落札業者とならないようにする手法でもあります。このことは今、県からの指導も受けながら来年度からも実施をしてみたいと考えております。

そしてまた、公共工事の減少による価格競争の激化が予想されるわけでございます。隣市でもダンピング等いろいろありましたが、著しい低価格による入札が急増するとともに、技術力の伴わない業者による不良工事の発注、下請や労働者へのしわ寄せということによつての公共工事の品質低下になってはいけないということも考えていかなければなりません。

このことから、一般競争方式による総合評価落札方式の入札制度について、入札担当課職員を、八戸市にあります東北地方整備局高瀬川河川事務所に派遣をし、手法について今学んでいるところでございます。また、最低制限価格制度等も含め、何が当町にとってよりよい制度であるのか、総合的な見地から導入について研究、検討してみたいと、こう思っておりますが、我々も常に疑問符というものを頭に入れながら、職員の方にも今までのやり方でいいのかどうなのか、常にこれでいいのか、それをまず頭に入れて、これは入札制度にかかわらず、他の事務事業においても同じことでございます。マンネリ化にならないように常に疑問を持って仕事をするることによって、新しい発想、新しい取り組みというものが出てくるわけでございますので、そういう部分は課長会議でも常に指示をしております。

今回のご質問につきましては、詳細等についてはまた担当課長が詳しい部分がございますので、必要に応じて担当課長等から答弁をさせたいと思います。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 私の方から先ほど質問あった2点について、ご質問にお答えしたいと思います。

最初、農業集落排水事業の雑排水の施策ということでございます。これは、町としての施策は現在行っておりません。けれども、三八地区で加入率促進協議会というのがございまして、そちらの方で町村、県一体となりまして、県、それから国に対してこれに対する補助事業の創設ができないものかどうか働きかけていくことになってございます。

それから、2点目にバイオ燃料に対する近隣の事例ということでございますけれども、青森県

において現在、八戸市で経済産業省の補助事業を導入しまして、食用油を集めて、それを精製して公用車の燃料に使うというような試みが行われております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 合併前に作成した財政計画についての現状はどうなっているかということでございますが、大きく2点ほどございます。まず1点目でございますが、財政環境が相当変化しておるということでございます。町長の答弁にもありましたが、合併前の長期計画の中での財政計画は平成16年度の地財計画をもとにつくったものでございまして、その後毎年度、国の予算編成によりまして地財計画が大幅に変更しているということのあおりを受けまして、税制改正、あるいは地方交付税改革、あるいは地方譲与税、各種交付金なども国の予算編成、あるいは景気の動向によりまして左右されているということが挙げられます。

また、保健、医療、福祉制度の改正がございます。その中で扶助費、あるいは補助費などの増額、あるいは特別会計の繰り出し金、例えば国保会計あるいは介護保険会計などへの繰り出し金が策定当時より大幅に増額になっておるところでございます。

また、18年度より当町が財政関係指標の悪化によりまして、財政運営策定団体及び公債費負担適正化団体の計画を策定する団体となりました。当時の新町のときにはこういった背景は計画に登載しておりませんので、これらによりまして何を健全化するかというと、いわゆる地方債の残高圧縮を図るんだということでございます。そうなるということ、地方債の発行の抑制、あるいは繰り上げ償還の実施、これ減債基金などの活用によりまして繰り上げ償還をしました。それから、あとは先ほど申しました地方債の残高を縮小していくんだと。帰結的には地方債の発行を抑制するということは、いわゆる建設事業を選択していくんだと。事業を厳選しますと。それから、採択事業であっても、年度間の平準化を図るんだと。2年でできるものを3年に延ばすとか、そういう手法をとるといっても考えられます。あるいは、建設事業であっても一部凍結も考えます。それから、単独事業で計画してあったものは補助事業へ採択できないものかどうかということも検討してまいります。

そういったことが大きな差異でございまして、対応策といたしましては、いわゆる健全化を図るんだということでございますので、集中改革プランを柱とした行財政改革の推進を図るということを第一目標に18年度決算では反映しております。人件費の抑制、あるいは内部管理経費の見

直し、あるいは事務事業の整理統合、あるいは補助金の見直しなども行います。それから、基金の適正管理を図るということもあります。財政調整基金あるいは減債基金の積み立て、あるいは適正な取り崩しなどなど、いろいろな手法で健全化を図るんだということが18年度の決算において反映したものでございます。合併前につくりました財政計画については、これらのことが反映されていなかったということでございます。

具体的には町長の答弁にもありましたが、歳入におきまして新町の建設計画の財政計画、あるいは18年度の決算の中で一番大きな差はいわゆる地方交付税でございますけれども、地方交付税を12%の減と見込んだ計画でございましたが、実際は17年度と18年度の普通交付税を見ますと、0.6%の増だったということの結果でございました。それから特別交付税、17年度、18年度、見比べますと、2億2,300万円の増となつてございます。47.7%の増と。これは、合併によります包括分を合併にかかわる需要額を特別交付税で見えあげますということの結果でございまして、18、19年度、この特別交付税で救われる部分がございます。

それから地方債でございますが、合併振興基金17億3,000万を一括積み立てを、それを10年間に分割積み立てするということが歳入の減でございます。また、新町の建設計画では、建設事業としまして統合給食センターを建設予定しておりましたが、種々の事情によりまして20年度に今変更したということで、歳入の中では地方債と交付税が計画との大きな差異でございます。

また、積立金、先ほど申しましたとおり、いわゆる健全化のために財調あるいは減債の積み立てをしたということがございます。

以上が策定時と現状との差でございます。

それから、公共事業のことでございますけれども、見直しがなされているかということですが、毎年度業者の登録をしております、その登録の中で客観的な査定要素によりまして、これは経営審の点数によるんですけれども、AとB、Cというふうに業者を登録がえをしております、18年度、19年度も春先、いわゆる19年度の当初におきまして、業者の登録がえをしております。格付業者の登録がえをしております。町内業者だけを見ますと、土木建設業者によりましては18年度は総計で30社でございますが、19年度は35社というふうな入れかえがございまして、A、B、Cという格で申しますと、19年度においては土木ではA級14業者、18年度7業者、増減では7ということでございます。B級につきましては19年度11社、18年度は19社、ここは8の減ということでございますが、C級につきましては19年度10社、あるいは18年度4社、6社の増というようなことで、経営審点数によりまして業者さんの、県が発行しておりますけれども、その客観的な点数によりまして業者の格付は見直しを行っているところでございます。

それから、競争性の確保ということのお話でございました。この競争性確保ということには、入札の参加業者をふやすということが一つの手法であろうと考えております。その中で考えられることは、入札参加資格における格付等級区分の拡大をして参加業者を確保する、大きくするということがございます。それから、一般競争入札の導入でございます。このことも、それからもう一つが一般競争方式による総合評価落札方式、簡易型ということがございますが、それらのことも導入に向けて今検討中でございまして、これらに係る課題もあるわけでございます。総合評価方式におきましては、審査からいろいろな手続などなどで日数を要するんだということも課題がございまして、それから、一般競争入札につきましても、参加資格審査の事務量の増加ということもございますが、課内での体制を考えながら事務の負荷なども考慮しながら一般競争入札、あるいは総合評価落札方式なども導入に向けて今、検討、研究中でございます。

それからもう一つ、最低制限価格の導入でございますが、不良工事、あるいはダンピングの防止ということもございまして、これらのことも積極的に検討しなきゃならない制度だなと思います。制度設計に向けて今いろいろと検討中でございまして、これらのことを踏まえて対応してまいりたいと考えております。

それからもう一つ、共済加入とそれから技術者の配置ということがございましたが、共済加入につきましては落札後、契約までの間に業者は加入するわけでございますが、強制ということではできませんので、契約時において共済加入しておりますかということの確認はしてございます。それから、技術者の配置の問題でございますが、届け出により、事業担当課の方で逐一確認しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 間伐材の利用の見直しについてでございますけれども、石油価格の原料高騰に伴いまして、暖房用灯油価格が上昇してございます。その対応策といたしまして、木材ストーブの利用が見直されており、木材ストーブを利用する方が増加しておる現状でございます。木材につきましてはさまざまな利用方法がございまして、これまでも有効活用されておりますけれども、今後とも有効利用活用のための情報の収集、提供に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） 質問の量が多かったから答弁も時間かかるんでしょうけれども、まず一つは財政の問題からいくと、基本的な方向を伺いたいんですが、一番歳出に占めるボディーブローみたいに効いてくるのが人件費だと思います。よく合併協議のときに決めた計画があるから、それは当然守っていかなくちゃならないという事情が前提にあるわけですが、今、ある程度予想以上に財政が厳しくなった、歳入が減ったという場合に、やはり歳出を抑える一番の方法は人件費をいかに抑えるかと。いろいろ町民の方から、お互い酒飲んだりすれば言いたいことを言うわけですが、そうすればどういう声が聞けるかということ、やはり民間でできることは民間に早目に委託すべきだろうと。あるいは仕事と給料というのは責任の重さに給料といいますか報酬が比例する、それだけ重い責任を持った人はいっぱい給料をもらうということになるのかと思うんですが、だんだん今、行政事務要員といいますか、当初280人ぐらいおった方を10年ぐらいでたしか160人ぐらいまで自然に減っていくのを任せていくという方針だということを伺っているわけですが、これを場合によってはちょっと早目に希望退職を募るとか、定員を見直すとか、そういう考えがあるかどうか。住民の方からよく聞きますと、課長席を見ると非常に多くて、それだけでも人件費が多過ぎるんでないか、もっと課とか責任者の縮小といいますか、整理といいますか、そういうのも必要ではないかということと言われるものですから、その辺の基本的な考え方をお知らせ願いたい。

それから、いろいろさっき聞いていまして、いろいろ聞きたいことあるわけですが、要するに入札の関係で私が言いたいことは一生懸命保険を掛けたり、講習を受けて資格を取らせたり、いろんな保険でも何でも完備してやっても、参加してくれという声すらかからないという業者もありますね。だから、本社をここから移したらいいのかというような意見もあります。ですから、要は入札について言いますと、だれが見てもこういうルールで指名して業者を選定していますと、こういうルールで発注しましたというのがガラス張りに見えるような発注をしないとどうしても不満が出ると思うんですよ。そういう道筋を示していただきたいというのが私の考えなんです。そうしないと、よく聞かれるのが今の発注方法だと100点満点の30点だか50点だろうとよく言われる。その一番の理由はやはりそういう基準がこういう基準でやっているというのが公開されていない、それが大きいんじゃないかなと思うんですね。ですから、その辺を文章でだれが見てもわかるような形で基準を示した方がいいんじゃないかなと。そしてなるべく町内の業

者を優先で仕事をさせるというのは非常にいいことである半面、なあなあでどうしてもなりやすいんじゃないかなという不安もあるわけです。その辺を、例えば町内だったら間口を広げてこういうふうな業者まで入ってもいいですよとか、町外だったら厳格な基準を設けてやるとか、いろいろあると思うんですけれども、いずれにしても文書化してやる必要があるんじゃないかなと、そう思っております。

それから、さっき下水のことを言いますと、聞いていて感じるのは、何というんですか、工事さえ進めばあとはどうでもいいんじゃないかと、悪くとればそういうふうな経緯が見られるわけですね。やっぱり事業がどういう目的で事業をして、どういう目的で加入を促すかという根本のルールがあるわけですから、もうちょっと管路をつなぐために経費がかかるわけですが、これだったらやっぱり自分も早目に加入してつなげなきゃならないと、自己負担もこれからかかるけれども、これはやっぱり必要だという意識の高揚のためにPRがまだまだ必要じゃないかなと、そう思うんですよ。特に、川が汚れる、そうするとサケも上がらなくなるとかいろいろ考えられるわけですが、環境問題を考えても、できる部分からだけでもやることを進めないとだめだろうと、そういう考えです。

いろいろ時間もなくなりましたから、答えは後であさっての議会まででも資料としていただけるものはいただければいいと思うんですけれども、いずれにしても合併して私らよく聞こえるのは、どうも窓口がどこに行ったらいいのか、ここでないと言われる、案内が不親切だと、そういう声をよく聞きます。例えば、私のおふくろの個人的なことを言いますと、インフルエンザの予防注射に行った。資料をもらって、ある病院に行きました。あと紙1枚足りないから、おまえまた出直してくるんだ、また戻ってきた。別な病院に行ったら、いやこれでいいですよとやってもらったとか。そういう手続が煩雑になるのもあるでしょうけれども、要は住民の方のために、住民が暮らしやすくするために役場の職員はあるんだということを基本に、なるべく親切に対応していただきたい。担当の係の方は、自分らはそのプロだから覚えて当たり前だ、住民の方も覚えて当たり前だという視点じゃなくて、よく来てくださいましたと、親切に教えると、優しく接すると、それをよろしく願って私の質問はこれで終わります。答弁はいいです。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤久夫君の質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

.....

◎散会の宣告

○議長（小笠原義弘君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月12日は議案熟考のため休会とし、12月13日には午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後0時17分）

第13回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成19年12月13日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第102号 南部町奨学基金条例の制定について
- 第 2 議案第103号 南部町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第104号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第105号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第106号 八戸地域広域市町村圏事務組合理約の変更について
- 第 6 議案第107号 三戸地区環境整備事務組合理約の変更について
- 第 7 議案第108号 三戸地区塵芥処理事務組合理約の変更について
- 第 8 議案第109号 南部町総合振興計画基本構想について
- 第 9 議案第110号 土地改良事業（災害復旧）の施行について
- 第 10 議案第111号 税総合システム購入契約の締結について
- 第 11 議案第112号 コンピュータ機器購入契約の締結について
- 第 12 議案第113号 土地の取得について
- 第 13 議案第114号 平成19年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 第 14 議案第115号 平成19年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）
- 第 15 議案第116号 平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 16 議案第117号 平成19年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 17 議案第118号 平成19年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 18 議案第119号 平成19年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 19 議案第120号 平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 20 議案第121号 平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 21 議案第122号 平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）
- 第 22 議案第123号 平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）
- 第 23 請願第3号 高すぎる国保税の引き下げを求める請願書

第 24 請願第 4 号 「産業廃棄物中間処理施設建設反対を求める意見書」採択のための請願書

第 25 陳情第 8 号 法務局職員の増員に関する陳情書

第 26 発議第12号 道路財源の確保を求める意見書案

第 27 常任委員会報告

第 28 閉会中の継続調査の件

追加第 1 町長提出議案追加提案理由の説明

追加第 2 議案第124号 人権擁護委員の候補者の推薦について

追加第 3 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君

企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小 野 寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐 々 木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	農 林 課 長	岩 館 茂 好 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
福 地 総 合 サ ー ビ ス 課 長	庭 田 卓 夫 君	名 川 総 合 サ ー ビ ス 課 長	田 村 淑 延 君
南 部 総 合 サ ー ビ ス 課 長	山 口 裕 貢 君	会 計 管 理 者	坂 本 與 志 美 君
名 川 病 院 事 務 長	堀 合 悦 夫 君	老 健 な ん ぶ 事 務 長	佐 々 木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総 務 課 総 務 推 進 監	小 萩 沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐 々 木 秀 雄 君	社 会 教 育 課 長	工 藤 光 行 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	中 村 喜 雄 君	農 業 委 員 会 会 長	沼 畑 俊 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勝 君	代 表 監 査 委 員	鈴 木 聰 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

◎開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第13回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時01分）

◎議案第102号から議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 議案審議に入ります。

お諮りいたします。この際、日程第1、議案第102号と日程第2、議案第103号を会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号、南部町奨学基金条例の制定について、及び議案第103号、南部町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、一括議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 議案第102号、南部町奨学基金条例の制定について。南部町奨学基金条例を別紙のとおり定めるものであります。

提案理由であります。奨学金制度につきましては、町村合併後も旧町村の制度を用いて行われておりましたが、貸付償還条件に差異があり、一本化を図ることから、旧名川小林基金の1億円と旧福地村の基金5,262万2,000円を原資とし、次ページの南部町奨学基金条例を制定するものであります。

次に、4ページをごらんください。議案第103号、南部町奨学資金貸付条例の一部を改正する

条例の制定について。南部町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものであります。

提案理由であります。南部町奨学資金の貸し付けの10年在住による2分の1の返還免除の特例など、貸付条件を改めるため、条例の改正を行うものであります。なお、南部町奨学基金条例及び南部町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例は、平成20年1月1日より施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず、議案第102号、南部町奨学基金条例の制定について質問いたします。

議案の2ページになります。管理、「2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」とありますが、「必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」とはどういうことを言っているのでしょうか。また、「できる」とあるのは、使用しなくてもよいということでしょうか。

一括になりましたので、質問も続けてさせていただきます。不利になるような使い方はしないと確約していただけるでしょうか。

議案第103号、南部町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について質問いたします。

8ページに当たりますが、延滞利子、第11条「被貸与者は、正当な理由がないにもかかわらず、奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利子を納付しなければならない」とありますが、申請者にどのような形でお知らせしているのでしょうか。また、「正当な理由がないにもかかわらず」とはどういう状態を指しておるのでしょうか。

まず、第1点目、よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

基金なんですけれども、基本的には奨学基金という基金があります。でも、一応貸し付けはしておりますけれども、貸し付けすれば、例えば10年にしか戻ってきません。1億幾らの基金があったとしても、4年間で貸し付けするとなれば、戻るまでは倍以上の時間がかかります。それにおいて、必要があれば基金にもそれなりに一般会計から補充するということもありますし、また基金の中で余裕があれば一般会計の積み立ても可能であるということです。

4条の2項ですけれども、「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」。有価証券、その基金を普通預金じゃなく、いろいろな形で最も有利な方法に用いることができるということです。

それから、8ページの延滞利子のことですけれども、この延滞利子というのは滞っている方に催促通知を今も出しておりますけれども、税金で言えば督促状なんですけれども、催促状を発行します。それでも理由なくして納めない方には、これだけの割合で利息が課されるということです。ただ、正当な理由とありますけれども、この正当な理由につきましては大学院、それから就職がすぐできなかったとか、いろいろな事情があると思います。ですから、例えば休学とか、その時点の中で正当な理由というのは、簡単に言えば、今大学4年入った後、大学院はあと2年とかいう方もありますし、そういう方においては事情によっては猶予するということに該当になります。

よろしいでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず、第1点の有価証券についてなんですが、これはどういうものを有価証券と、どういう種類のものを言っているのか。いろいろ聞きますと、大変不利になるような状況も聞かれておりますので、不利になるような使い方はしないと、この場で約束していただけるのかどうか。このお気持ちを聞かせていただきたいのが質問の趣旨でありました。

そして、7ページに戻りますが、特別事情による返還の免除等、「（3）災害、病気その他の理由により特に返還が困難となったとき」とあり、「その他の理由により」に、低賃金で生活が苦しく、支払いできなくなったときもこの条件に入るのかどうか。これは、協議会でもいろいろ手厚く保護されている話はありませんでしたが、それでは現場は本当にそのように手厚く申請者にお知らせが行き届いているのかどうか。この点を質問させていただいているのです。ですから、支払い意志があるにもかかわらず、支払い期限がおくれがちになった場合を教育委員会は想定して、

申請者に早目の手続をとるとそういう延滞利子を払わなくてもいいような状態になりますよというお知らせを早目早目にしているのかどうか。とかくお借りする方は、借りられるかどうかを心配する余り、細かいことまで気をつけて借りられていないと思いますので、こういう手続もありますし、早目早目に相談していただければ、支払いが困難になったときも苦しまなくても済みますよという一言の心がけをしていただけるのかどうか。現場の窓口の状況をお聞きしているのです。いかがでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

今、第8条の特別事情による返還の免除ということですが、要するにこれは本人が死亡した場合、心身障害者、それから災害、病気、要するに想定されない災害がいろいろあります。もう返済できないみたいな災害に遭うときもあると思いますし、すぐ就職してやれないような病気ということに対しての返還困難などということにしております。

いずれもこの詳細については、最初奨学金を申し込みに来ます。そのとき、その方には保護者、本人には内容を説明して始まるわけなんですけれども、ただ、大学を終わった時点で初めて返済計画をお聞きしながら、例えば今は10年以内とありますけれども、これは10年で返すというわけではなくて、10年以内、もっと早く返してもいいわけです。ただ、この時点で誓約書を交わす、要するに正式な貸借契約書を交わすということで、この後、その時点ではほとんどお借りしている方は当然学校に入って就職してお返しするという計画のもとでお借りすると思います。ただ、卒業した時点で、そのときの病気とかいろいろな事情によったときは、うちの方としてもいろいろな本人の事情をお聞きしながら対応したい。それで、その他の詳細につきましては、奨学金貸付規則、これは教育委員会の貸付規則を整備して定めたいと考えております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 南部町奨学基金条例が制定されています点は、教育行政に力を入れているということで評価できます。この基金条例があるということをどのような形でお知らせしているのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 奨学金のいろいろな形でやっておりますけれども、とりあえず今回は1月1日から施行するということは広報等に掲載するために、1月1日から改正するものがあります。また、各学校関係、中学校においても高校に進む方もありますし、そのほか町内の有線放送ですか、そういうのも奨学資金の貸し付けの受け付けをそういう形で町民の方々にお知らせしたいと考えております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。会計管理者。

○会計管理者（坂本與志美君） 先ほど、立花議員さんからの質問の答えが出ていないのが1件ありまして、「有価証券に代えることができる」とはどういうことでしょうかとありましたけれども、その件につきましては、有価証券というのは株券とか債券、国債のことなわけです。そういうのにも代えることができるとありますけれども、今現在、当町で基金を運用しておりますけれども、定期と普通預金のみでございます。株券とかそういうのには一切代えておりません。これからも、リスクの大きいものについてはそういうことは一切しないで、先ほど不利なものには、とありましたけれども、そういうことはないように万全を期したいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 延滞利息についてなんですが、この14.6%というのは決して安い金利ではないような気がするんですが、その14.6%という設定をした経緯。それから、この奨学金の運用の仕組みからすると、原資はどんどん減っていくことになるわけですが、その原資の補給ということをするのかどうか。長い目で見れば最後にはなくなってしまうような運用の仕方になるわけですね。それを運用して原資をふやす、そういうことも必要かと私は考えますが、そうであるならば、ある時点から原資の減った分の補給をしていくのは、例えば小林さんに対してもなくしてしまうのではなくて、そのままの規模で維持していく努力をするのは礼儀といいますか、そ

ういったものを感じるものですから、見解を伺いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 最初の延滞利子のことですけれども、これは税務課でも税金が対象の利息と同じく、法定の利息で算定したものであります。

それから、基金の充当でありますけれども、当然基金は補充しなければならない時期も出てくると思います。ですから、条例なんかの中にもありますけれども、基金に繰り入れすることはできるということにしております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号及び議案第103号は原案どおり可決されました。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、議案第104号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） それでは、議案第104号についてご説明いたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、職員の育児短時間勤務制度に関し必要な事項を定めるものであります。

次のページをお願いします。

これまで全部を休んで育児に専念する育児休業や、1日2時間の範囲内での短時間勤務を行う部分休業制度がありましたが、国では少子化対策の一層の充実を図るため、職員が希望によって育児のための時間をとれるよう、小学校就学前の子の養育を行おうとする職員の申し出によりまして、1日4時間の5日勤務、それから1日5時間の5日勤務、1日8時間の3日勤務、これ2日休みになります。1日8時間の2日勤務と、それから4時間の1日勤務、2日休みとなります。これらについて、1週間に20から25時間の勤務形態を認めることとする育児短時間勤務の導入をするため、法律の改正を行ったものであり、地方公務員においても同様の措置を講ずることが適当であるとのことから法改正が行われており、この育児短時間勤務を本町において実施するに当たり、必要な事項を定めるため、条例の一部改正を行うものであります。

改正の概要を簡単に申し上げます。育児休業後、職場復帰した職員の換算率の改正ですが、これまで育児休業職員が職場に復帰する際、その期間の換算率は2分の1として給料を調整することとされております。このため、1年間の育児休業を行った職員は6カ月のみが考慮され、昇給等において調整されておりました。今回の改正は、この換算率を100分の100以下に改めるものであり、育児休業職員にとっては有利な改正となるものであります。

育児短時間勤務制度についてであります。第9条から第18条までは育児短時間勤務制度の実施に際し、育児休業法の規定により、各地方公共団体の条例で定める事項について規定しております。その他、育児短時間勤務制度を導入することに伴う字句の整理や条項の移動等を行っております。

施行期日についてであります。この条例は平成20年4月1日から実施するものです。また、育児休業後の職場復帰したときの換算率の改正は、国や県と同様に平成19年8月1日にさかのぼって実施することとしております。

簡単ではありますが、以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 働く人の立場、あるいは人を使う企業であれば企業経営する、そういう立場で権利とか義務とかいろいろ観点が変われば考え方も変わってくると思うんですが、少子高齢化だから、例えの話ですけれども、いっぱい子供を産んでくださいよということで、その子供を育児するために休む、それはそれでいいわけですが、子供を育てやすくなるわけですから。ただ、企業であっても役場であっても視点は同じで、いい子供をいっぱいつくって育ててくださいよと。ある程度手がかからなくなったら今度は職場へ戻って一生懸命稼いでくださいよという期待もあってこういう制度をつくる。いいことです。

ただ、例えばこういう場合はどういう観点になるのか、お伺いしたいんですよ。3人、5人と子供をつくったと。一生懸命休んで子育て、育児休業をとってやったと。やっぱり子供いっぱい余計だから、仕事もうできませんと、やめますというと、人を使う立場からいけば踏んだりけったりなところがあるわけですね。そういう場合の、何というんですか、権利があれば裏には義務があると。そういう場合のペナルティーとか、そういうようなことが法律にあるのかないのか。そういう観点があるということは、やっぱり事前にそういう対象の方には説明しなきゃならないと思うんですけれども、その辺は現在どういうふうになっているのか。そこをちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 今の制度は、申し上げられましたように、育児をしやすい環境づくりということでございます。それで、今ご質問がありましたように、それじゃ逆に何人も子供が生まれました、そして期間が長くなっていきまして、職場に復帰するに自信がなくなりました、これが考えられるわけです。そうしたときに、じゃあ職員が自分の理由で仕事をやめたいとなったときにはペナルティーというのはないです。そういう状況であります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 工藤君。

○14番（工藤久夫君） だとすれば、ペナルティーまではあるないにかかわらず、視点がこうだ

よということを十分説明して制度を活用してくださいということを意識として徹底するようにしていただきたいと。これは私の個人的な要望ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） この条例に関して、内容に関して私は余り賛成だとか反対だとかという基準はないのですけれども、ちょっと育児支援、違和感を覚える点の一つありまして、育児支援とその少子化対策ということと一緒にとらえているような雰囲気があるんじゃないのかなという、そういう違和感が私にはあります。

どういうことかという、ふと気がつきまして、私の周りのことだけですが、よくよく考えてみると、結婚して子供をもうけた人というのは大体2人とか3人とか、5人とかという人もいますし、もちろん1人という人もいます。ですけれども、平均して考えると2人以下ではないような気がするんですね。それで、出生率が1.何%だとかという数値が問題視されるのですけれども、実はそういう出生率を引き下げているというのは結婚しない……。私がこういうことを言うのは非常に甚だ、毎回恐縮な思いでいるところもあるのですけれども、結婚しない男性とかいうよりも、結婚しない女性だとか、結婚しないことを決め込んでいる女性ですとか、例えば結婚しても子供をつくらないことを決め込んで、そういう価値観で生きている人たちが多分相当数いて、そういった人たちがその平均値として考えると、1.何%と、2人というボーダーラインを押し下げている現象があるんじゃないのかなという考えに至ったわけです。

そうなれば、あくまでこれはこういう条例は子育て支援であって、こういう子育て支援の条例整備だとか法律整備がなされても、結婚しない、私は結婚しませんよとか、そういった価値観を持った人たちに対しては子供を産むという後押しする力には甚だ乏しいような気がいたします。何を言いたいかというと、この条例自体はよろしい内容を含んでいるものだと思います。それは子供をもうけた人たちにとってはよいことかなと思うんです。ですが、少子化ということをごっちゃに考えることはちょっと何か目的と方法論を間違えているような気がして、認識を統一する必要があるんじゃないかなという気がして質問しました。お答えください。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 今、少子化と育児支援という二つの観点からお話がございましたけ

れども、一つは育児休業の関係から申し上げますと、役場職員の実態であります。産前産後は認められております。8週間、8週間。それから、産後におきましてはこれまでの状況であります。育児休業に大体移行しております。平均的には1年でありますけれども、長い人は1年半とか2年とかという人もたまにはございますけれども、そういう方につきましてはこの制度が生かされているなど思っております。そしてまた、その考え方からいきますと、次にじゃあもう1人産もうかという気が出てくるのかなと感じておりました。そういう点では少子高齢化につながっていくのかなと思います。ただ、もう一つは先ほど結婚しない方もありますので、そういう女性について結婚を勧めるように、あなたにもこういう特別な休業を与えますという制度はないので、その部分は不公平感があるかもしれませんけれども、ただ呼び水にはなるのかなと思っております。答えになっていないかもしれませんが、以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） その呼び水の部分を否定する気はないんです。1人産んだら2人目、3人目という、子供をつくろうと思う人はそれでいいかと思うんですよ。ですが、あくまで私の勝手なものですから、そのことも言えないんですが、そうなのかなと思うような節もあるんですよ。

例えば、昔は何でじゃあ子だくさんだったんだろうとかということを考えてもします。そうすると、それは労働力だったり、親の老後の世話になるための保険を掛けているということだったり、また避妊が一般的でなかったという要素もあるでしょうし、そういったことを考えると、例えば親が老後のことを考える、その手段として多分確実にあったと思うんです。私の親がそうでした。息子から面倒を見てもらうということを疑わずに亡くなっていきました。そういった要素の部分を考えますと、例えばこの育児支援にかかわらず、老後の福祉の部分が充実すればするほど、何も子供に面倒を見てもらうという発想自体が、そういう価値観が育っているんだと思うんですよ。だからどうなんだということではありません。ただ、こういったことを考えると、そういう相反する方向性をこの問題ははらんでいるという物の見方をしてしまっているようにありません。私は何かそういうところが最後に絶対的な少子化の対策の部分にあるのかなという感じもしているんですよ。あと何年、遠い将来。近い将来ではないんでしょう。

それから、もう一つ。例えば、初産が可能な年齢がだんだんと高い年齢に達してきているわけですよ。以前であれば20代のうちにという、そういう基準があったんだと思うんです。例えば、

これが40代でも初産大丈夫だよという医療技術の水準になってしまえば、もっともっと、子供はつくるんだけどおくれていくという、その時間的な、5年なり10年なりの初産のタイムラグがそのままシフトして続いてくるんだと思うんです。そういったのが相乗効果になってしまうんだと思うんです。だから、そういうことと、単に子育て支援をしたら少子化対策に策を講じましたという、そういう思い込みというのはちょっと違うような気がするんです。私が思っていることであります。それは違うというところがあったら指摘していただければ。だからどうしようということではありません。所見として伺えればよろしいです。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 少子化対策になりますと、いろんな要素が入っておりますので、現在私が考えているのは、育児支援、子育て支援につきましてはその少子化の一部であると考えております。今おっしゃいましたように、社会環境、女性が社会にかなり進出しております。それから、社会福祉が進んでいきますと核家族化という問題もいろいろあります。それから、いっぱい若い人たちがそれにこだわらなくても生活できる、楽しめる場面が多くありますので、そういういろんな要素が含まれていると思いますけれども、今のこの支援につきましてはそのうちの微々たる一部であると感じておりますので、そのようにお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 南部町職員の育児休業等と書いてありますが、これは女性職員に限ったことでしょうか。男性職員にも当てはまることなのでしょうか。そして、この育児休業法、大変きめ細かく決められておりますが、現実としてはとりやすい状況になっているのか。実際、これに当てはめて利用したいという方はどのぐらいなのか。お話が広がっているのでしょうか。現実的に使いやすい職場になっているのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） まず第1点目の男性が対象かということでありまして、対象になります。一つの例として、奥さんが最初育児休業をとりました。本人が病気でとれなくなり

ました。となりますと、そこにまた男性職員がかわってそのまま育児休業の申請を受けていますし、可能であります。

それから、利用者の把握につきましては、まだこの条例が通らないうちに職員に発するわけにはいきませんので、これが通ってから周知を図りたいと思っております。

それから、環境づくりができているのかということでもありますけれども、今までの、先ほど申し上げました2時間の部分休業については、これまでは職員はどなたもありません。それを今度は4時間に延長したときにあるかどうかというのもまだ未知数でありますので、ここではちょっと予想はつきにくいと思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号は原案どおり可決されました。

.....

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第4、議案第105号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第105号について説明いたします。

南部町要保護児童対策地域協議会の設置に当たり、この委員報酬及び費用弁償の支給対象とするものであります。

次のページをお願いします。

別表第2を改正するもので、「予防接種健康被害調査委員会委員」の次に「要保護児童対策地域協議会委員」を加えるものであります。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について質問いたします。

提案理由に、「南部町要保護児童対策地域協議会の設置に当たり」とありますが、仕事内容と報酬及び費用弁償は幾らになっているのでしょうか。質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

この地域協議会でございますが、これは平成17年4月に市町村が今まで児童相談所で行ってありました相談等を第一義的と申しますか、最初に市町村で相談を受けるということに改正されまして、それに伴いましてこの協議会を設置しなければならないという努力義務に変わりました。それに従って今回設置をするということでございまして、仕事の内容といたしましては、児童の虐待、それから虞犯行為といいますか、それら児童の総合的な部分の相談を受け付けるということになってございます。

報酬でございますが、条例に規定されております会長5,700円、委員5,300円という報酬を予定しております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 今の説明にありましたように、児童相談所でいろいろな仕事を請け負っていたのを町の窓口といいますか、協議会というところでやるということになるのでしょうか。窓口とかメンバーはどういうふうにするのか、もう少し具体的な現場の様子をお知らせしていただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） まず最初に、委員のメンバーであります。南部町の民生委員、児童委員協議会の中の主任児童委員、それから人権擁護委員、それと三八地域県民局こども相談総室が児童相談所でございますが、あと病院、それから歯科関係、それから警察、それから南部町の小中学校の校長会、あと行政機関といたしまして健康増進課のこのメンバーで組織したいと思っています。

当然、内容でございますが、町でといいますか、この協議会で解決できるものは協議会で解決しますが、困難事例が発生した場合は当然児童相談所と連携をとりまして、必ずしも地域協議会で全部を解決するということではございません。したがって、関係機関が連携をとりまして問題解決に当たっていききたいと。協議会の中には代表者会議のメンバーと、それからケース担当者会議のメンバー、この二つの部署を設けまして、ケース担当者会議の方ではそういう相談、あるいは事例があったときには検討をして代表者会議の方へ報告をいたしまして、代表者会議のメンバーの方々からいろいろ助言、指導をしていただくと、そういうふうに考えてございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号は原案どおり可決されました。

.....

◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第5、議案第106号、八戸地域広域市町村圏事務組合理約の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 議案第106号、八戸地域広域市町村圏事務組合理約の変更についてをご説明いたします。

提案理由でございますけれども、八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に積み立てた関係市町村からの出資金に相当する額の処分手続を定めるため、八戸地域広域市町村圏事務組合理約の一部を変更することについて、構成団体と協議するため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

規約の一部変更でございますけれども、老朽化した消防本部庁舎、これは46年に建設されておりますけれども、その移転新築でございます。移転先は八戸市民病院南側の田向地区の予定でございます。その事業費の財源として、構成市町村の出資金で積み立てております9億円の基金のうち5億円を取り崩して充当するために、規約の一部を変更するものでございます。

それで、消防本部の建設につきましては20年度は用地取得と設計、それから21、22年度で庁舎の建設工事、23年度は訓練棟の建設と外構工事という予定になっておりまして、概算事業費は18億6,600万円。財源は起債が12億8,100万円。一般財源5億8,500万円。この一般財源のうちの5億円は基金を取り崩して充当するということで、残りの8,500万が構成市町村の負担金になりますけれども、南部町の負担金は678万円という見込みであると事務局の方から説明を受けてござい

ます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 今まで八戸地域広域市町村圏事務組合議会でそういう話があって、ここに議決を求めるということになったのですが、全く消防本部の移転などということは今まで議会でも、まして協議会でも話がなかったように記憶しておりますが、この経過報告は今、課長がお話ししたとおりなんでしょうけれども、事前に話し合われるというようなことはできなかったのか。また、土地の選定は、場所はお話ありましたが、なぜそこに落ちついたのかとか、建物の規模はどうなっているのかとかということは事前にお知らせしていただけなかったのか、まず質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） お答えをします。

議会に話がなかったということでございますけれども、あくまでもこれは八戸広域の議会でございます。あと構成市町村の市町村長で協議してはございます。それで、あくまでも広域の議会は議会がこの広域分は決めるものですから、今回この規約の変更を提案したのは、その協議をするためには構成市町村の議会の議決が必要なんですということで、今回ご提案申し上げたものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 特に協議会などでも八戸地域広域市町村圏事務組合で話し合われたことを協議会という形で発表していただいてもよかったのではないのでしょうか。今、この場で町長の趣旨説明には消防本部を建設することに伴い、というのはあったんですが、全く経過報告がなくて議決を求められるというものはいかななものなのでしょうか。そういう一部事務組合とか広域議会

などの内容を随時お知らせしていただくとか、年1回の報告などを改善できるというのは議会の方でやらなければならないというものなのでしょうか。町長部局の方でそういう報告をするということは、形としてはなじまないのでしょうか。どのように考えておられますか。

○議長（小笠原義弘君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 一部事務組合は広域だけでなくいろいろございますけれども、議員の皆様方の中から一部事務組合の議員もございまして、出席してその中でお話し合いをしてございますので、それぞれ各構成市町村で協議会等を開いて説明をするというふうなことは現在どこの構成市町村もしていないはずでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第106号、八戸地域広域市町村圏事務組合同規約の変更について討論を行います。

とかく、広域議会とか一部事務組合議会の様子は、関係する議員でなければ議会の様子や議案審議の状況がわからないようになっております。年1度の報告とか、議案内容によってはその都度報告していただく必要があるのではないのでしょうか。

さて、議案第106号についてであります。一度も報告がなかったということで、広域議会における報告等、広域議会に参加していない議員のための内容の周知徹底を求める改善を要請し、反対するものであります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第106号は原案どおり可決されました。

ここで11時5分まで休憩いたします。

（午前10時56分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

.....
◎議案第107号から議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 議案審議を続けます。

お諮りいたします。この際、日程第6、議案第107号と日程第7、議案第108号を会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第107号、三戸地区環境整備事務組合同規約の変更について、及び議案第108号、三戸地区塵芥処理事務組合同規約の変更についてを一括議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 22ページからになります。

議案第107号及び108号について一括説明いたします。

まず、説明でございます。各家庭からのし尿を清掃業者が三戸地区の環境整備事務組合にまず搬入します。そして、その搬入したし尿を事務組合で処理し、脱水した汚泥が残ります。その脱

水の汚泥をこれまで青森市の処理業者に委託しておりました。委託業者で焼却され、残った灰だけを今まで三戸地区塵芥処理事務組合で処理することとなっております。

このたび、経費削減のために、19年度から三戸地区塵芥処理事務組合で焼却して試した結果、支障がないと認められました。このことから業者委託を廃止し、平成20年度より脱水汚泥全量を三戸地区塵芥処理事務組合で焼却処分するために、両組合の規約変更について構成団体と協議するために地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

22ページの提案理由の2行目なんですけれども、三戸地区環境整備事務組合の共同処理という言葉が出てきます。この共同処理という意味でございますが、田子町、三戸町、南部町3町での共同事務処理という意味でございます。

なお、参考までに、南部町の場合は名川、南部地区が三戸地区環境整備事務組合の処理区域となっております。福地地区のし尿については、八戸の事務組合で処理してございます。

23ページをお願いいたします。条文中の「し尿汚泥焼却灰」を「し尿脱水汚泥」に改めまして、焼却後の灰だけ排出処理していたものを、脱水汚泥の段階から外部に排出処理することとしたものでございます。

続きまして24ページ、議案第108号、三戸地区塵芥処理事務組合規約の変更についてをご説明いたします。

当議案でございますが、し尿脱水汚泥を今度は受け入れる側の三戸地区塵芥処理事務組合の規約変更のための議案でございます。提案理由は先ほど議案第107号と同じ内容でございまして、規約変更する組合を三戸地区塵芥処理事務組合で記載してございます。

25ページをお願いいたします。条文中、組合で処理する事務を「し尿汚泥焼却灰」から「し尿脱水汚泥」に改めるものでございます。なお、これまでの委託を廃止し、三戸地区塵芥処理事務組合で処理することにより、約3,400万円の経費削減が見込まれております。各町村の負担金が軽減されることとなります。

両議案とも附則として、「この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行し、平成20年4月1日から適用する」こととしております。

以上で、簡単ですが、ご説明終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君）　ちょっとこの旧名川、旧南部の方々は詳しくこの事業のことは理解されていると思うんですが、私も旧福地なものですから。この環境整備事務組合と塵芥処理事務組合と二つあるわけですが、これを一つにするから3,400万経費が浮くのかということかと思ったらそうでもないみたいなんですけれども、これ構成メンバーから何からやることから関連もあるから一つにそのうちなるだろうとよくうわさを聞くわけなんですけれども、その辺の方向がどうなっているのか。また、一本にした場合に経費がどのくらい下がるのか。この今の3,400万経費が下がるという中身の意味をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君）　環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君）　ただいまの議員のご質問にお答えします。

当議案については、先ほど説明したとおりでございますけれども、今、工藤議員の方から言われました、二つの事務組合を一本化する構想についてでございます。私が聞いている限りでは、前にはそういう議論も一部あったと聞いております。ただ、これまでの経緯で、できた時期、そういうものから別々な形で運営しているというような形で聞いております。二つの組合が一緒になるということでございますけれども、そういうことであれば当然人件費等浮くことが考えられますけれども、現在のところはそういう議論はなされておりません。

あと、内容ですけれども、運搬処理していた業者、青森市の方まで委託して汚泥を運んでおりました。それを従来、青森市で焼却して残った灰だけをまたこっちに運搬してきて、それを塵芥処理事務組合、三戸の方にありますけれども、そちらの方で埋め立て処分していたということでございます。

今回、さかのぼれば平成12年ごろ、ダイオキシンの規制が変わりまして、それまで三戸地区の環境で燃やしていたものが、ダイオキシンの基準にひっかかってしまって燃やせないことになりました。そのために委託したということでございます。これまで実績により積算してございますけれども、3,400万円というのが今まで処理委託していた業者の委託分、燃やしている委託分、それがなくなるということなんですけれども、今度は三戸の塵芥に運ぶ運搬費、これはそのまま残ります。ですから、今まで委託していたものから、今度は塵芥に運ぶ運搬費を差し引いた額、それが今度浮くというか、負担金の軽減につながるというようなお話でございます。塵芥について燃やすための経費というものは全体に対して微量なものですから、経費的にはほとんどかからないというようなことで聞いておりました。よろしいでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 14番、工藤君。

○14番（工藤久夫君） この環境組合は構成の3町村でやっているというふうに聞いていますけれども、町長から伺いたいんですが、例えばこれを一本化した場合の経費の削減とか、そういう試算とか、議論というのが全くないのか、多少はあるのか。あるいは私らは全く詳しい経緯はわからないものですから、わからなくて言うのもあれですけれども、経費が下がるのであれば一本化して何ぼでもやった方がいいだろうと単純に思うわけですが、その辺、個人的な意見はどうですかというのもちょっとおかしいんですけれども、町長の立場としてわかっている範囲でその辺の考え方を知らせていただければと思います。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 環境組合と塵芥組合、私も実は構成町長たちには構成団体が全く同じであるということで、これは一つにしていくという議論をしていく時期ではないのかということで、当然雑談的な中でのお話でございますけれども、それについてはそれぞれ三戸町長さん、田子町長さんも統合するという方向がいいのではないのかと、こういう理解でおります。ですから、今後当議会もそうですが、環境組合の議会、塵芥組合の議会、その議員の方々でもこの議論をできるだけ、するしないは別にして議論をしていただきたいと思いますし、また私の方からも構成町長の方に議論してみる必要が現段階はあるのではないかと、そういうことを私の方からも切り出してみたいと、そう思っております。当然、金額的な削減がどうなるかという部分はまだそこまでいっていませんので、具体的数字はわかりませんが、当然、環境の議員さん、塵芥の議員さん、おられます。そういう中での同じ人数というよりは若干削減された構成にもなっていくと思いますし、管理者、副管理者についても現在の半分という中で経費削減には間違いなくこれはつながるだろうと、こういうふうに思っております。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第107号及び議案第108号は原案どおり可決されました。

◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第8、議案第109号、南部町総合振興計画基本構想についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画課長。

○企画課長(奥瀬敬君) 議案第109号、南部町総合振興計画基本構想についてご説明をいたします。

提案理由でありますけれども、地方自治法第2条第4項の規定に基づく、南部町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるため、議会の議決を求めるものでございます。

それで、地方自治法第2条第4項の規定でございますけれども、市町村はその事務を処理するに当たっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないというふうに規定されてございます。このことから、南部町のまちづくりの指針であり、最上位計画に位置づけられる南部町総合振興計画を策定するに当たり、基本構想を定めるものでございます。

基本構想策定のこれまでの経緯でございますけれども、昨年8月、南部町総合振興計画審議会、同じく総合振興計画策定プロジェクトチームを組織し、9月にまちづくり委員会を組織し、会議を重ね、基本構想を取りまとめ、11月開催の第7回総合振興計画審議会で基本構想最終案が

承認され、町長に答申されましたので、今議会に提案したところでございます。

28ページをお開き願います。

まず、基本構想の構成であります。序論として総合振興計画の趣旨と南部町の現状と課題をまとめてございます。34ページ以降に基本構想として、南部町の将来像、それから施策の大綱、重点プロジェクトの3項目に整理してまとめてございます。

主な項目についてご説明をします。まず、28ページの上段でございますけれども、1. 計画の目的であります。2行目の中段であります。「本計画は、新南部町（なんぶちょう）の目指すべき将来像を定め、その実現のために必要な施策を体系化したものであり、町政運営の総合的な指針となる」ものでございます。

次に、29ページの上段でございますけれども、計画の構成と期間ですけれども、2行目です。「本計画は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」で構成」と。期間は7行目の後段の方になりますが、「計画の期間は、平成20年度（2008年）を初年度とし、平成29年度（2017年）を目標年度とする10ケ年」でございます。

あと29ページ中段の第2章、南部町の現状と主要課題につきましては、現状の説明と今後解決していかなければならない主要な課題について33ページにかけましてまとめて整理してございます。

34ページをお開き願います。ここからが基本構想でございます。33ページまでの先ほどの序論を踏まえて、34ページの上段であります。1. まちづくりの基本理念として、点線で囲ってある「魅力と個性ある産業が展開し、活力と交流に満ちたまち」、それから「環境が保全され、健康で幸せを実感できるまち」、それから「将来を担う人をつくり、一人ひとりの個性を大切にすまち」、「笑顔にあふれ、生き生きと輝いているまち」、この四つを掲げまして、南部町の将来像として、次のページの上段でございます。「名久井岳と馬淵川に抱かれ自然・環境・福祉に恵まれた交流のまち」と定めてございます。

35ページの中段、将来像実現のための基本方向と基本目標でございますけれども、38ページにかけまして六つの基本方向と40の基本目標を掲げております。

40ページ中段でありますけれども、第2章、施策の大綱、ここにつきましては、先ほどご説明した六つの基本方向の40の基本目標をもとに施策について体系的、具体的に説明をしてございます。

45ページをお開き願います。中段以降でありますけれども、第3章に計画期間の重点プロジェクトとしまして、保健・医療・福祉プロジェクト、それから達者村プロジェクト、それから46ペ

ージでございますけれども、協働・参画プロジェクト、この三つのプロジェクトを掲載し、基本構想として取りまとめてございます。それで現在、この基本構想に基づきまして、総合振興計画審議会、それからまちづくり委員会が出されました意見を参考に、プロジェクトチームで基本構想の取りまとめの事務を進めているところでございます。南部町総合振興計画は年度内に冊子として完成させまして、また概要版を作成して、町内全世帯に配布することとしてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 南部町の主要課題というところなんですが、（８）厳しい財政状況への対応。ちょっと読み上げてみます。協議会で使ったものなので、ちょっとあれなんですが。一番最初の、南部町の現状と主要課題。第２章に含まれる、南部町の主要課題の（８）に当たるところであります。33ページです。

「国の財政は危機的状況にあり、長期にわたって続いてきた景気の低迷による税収の落ち込み、財政対策に伴う公債の大量発行などを背景に、巨額の借金を抱えています。国はこの状況を立て直すため、1997年から財政構造改革を、2003年から三位一体改革を、2005年から集中改革プランを推進しています。これらの改革などは地方財政に大きな影響を与え、今後、さらに大きな改革を迫られることが見込まれ、本町の財政状況は一層厳しさを増していくことが予想されます」。問題は次なのですが、「このような中、限られた財源をより効果的に運用し、各種行政サービスを維持していくため、効率的で小さな行政を目指す必要があります」。この中の「効率的で小さな行政を目指す」とはどういうことを具体的に言っているのでしょうか。

その下、「そのため、受益と負担の関係を踏まえながら、現在実施している集中改革プランに基づく行財政改革に加え、本町独自の行政改革大綱を早期に策定し、徹底した行財政の簡素・合理化、効率化への取組みが課題となっています」の中の、先ほどの「小さな行政を目指す」とは具体的にはどういうことをお話しされているのでしょうか。そしてこの文章はどうしてもここに書き加えなければならないものなのか。もう少し住民の皆さんの状況から違う文章が書き込まれないものか、この点はどういう状況からこういう文章になったのか、お聞きしたいと思います。

質問の２点目ではありますが、また同じような内容です。次は、基本方向６というところなので

すけれども。38ページ、11と書いてあるところだそうです。基本方向6、計画的・効率的な行財政運営を目指すまち。「地方分権社会の中で自立した自治体経営を確立していくため、組織・機構の見直し、アウトソーシングの展開による行政のスリム化などの行政改革を積極的に推進するとともに、事業効果や優先度、効率性を考慮した財政運営に努めます。国および県、関係機関との連携を強化していくとともに、近隣自治体との広域行政を積極的に推進します」ということで、基本目標、「行政改革の推進」「財政運営の健全化」「広域行政の推進」とは具体的にどういうことを言っているのでしょうか、質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） まず初めに33ページでございますけれども、「効率的で小さな行政を目指す」ということでございますけれども、まず3町村が合併して、それなりに規模も大きくなりまして、ただし、これから先を見据えていけばやっぱりこのままの状態ではいけないだろうということで、あくまでもここは現状をとらえていまして、今後10年先を見据えた文章になってございます。ということで、文章もこのままにしたいと思っております。

それから、38ページでございますけれども、行政改革と近隣自治体との広域行政の推進でございますけれども、行政改革につきましては今、行政改革大綱の作業を進めてございます。この基本方向につきましては、先ほどの現状と課題を踏まえまして、今後取り組むべき基本方向をここでうたっているものでございまして、広域行政につきましても今ある一部事務組合でいろんなのをやってございますけれども、それらをまた推進していくと。行政改革は先ほどお話ししましたけれども、財政運営につきましても計画的に計画を立てまして、これからそういうふうに努めていくというふうな趣旨でございます。

○議長（小笠原義弘君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） さまざまな分野でごもったもな文章は並んでいるんですけれども、このように住民の皆さんと協働とか協力をしていただくということは当然のことではありますが、しかし国の方向にのっとって進めていくということになれば、さまざまなことも言われていても、結局は住民の苦しみや、まして職員の皆さんの人件費削減とか、そういう方向で大変難しい方向に進んでいくのじゃないでしょうか。そういう意味ではもう少し国の方針を乗り越えて、町独自で

何か対策を立てるとか、こういう希望を持てるとかというような文章にはならなかったのか。そういうところは入れられなかったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 国の方向でございますけれども、やはり私たちは国の方針にのっとって事務事業を実施しているわけございまして、あと財政的にも地方交付税50%近く依存財源頼っているのございまして、財政的にもう少し税収等が多くて自立できる自主財源が多い自治体であれば別でしょうけれども、やはりその辺もございまして、ここはあくまでも10年先、これからの方向を示したもので、個々の事業につきましては毎年それぞれ取り組んでいくと、そういうふうにしてございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。2番、夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） 大変すばらしい振興計画ができていますと思いますが、一つ質問をします。

第3章の重点プロジェクトの中に、医療健康センターの建設促進とあります。既に、医療健康センターの建設の計画が進んでいると聞いておりますが、どの程度進んでいるか質問します。

○議長（小笠原義弘君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木博美君） 医療健康センターの件でございますが、現在、健康増進課の方の事業といたしまして、マスタープランの策定ということで、本年度の予算に張りついてございます。現在、先月11月、中心となる医療機関、名川病院でございますけれども、施設の配置等について先進地視察ということで最近の効率的な病院を実際見てきて、私たちの必要とする希望に見合うような配置を考えるということで、先般それを見てきて、今般、今度マスタープランの実際の策定に当たっては自治体病院共済会というところに先般、先週でしたか、契約をしたところでございまして、これから策定業務の方に入っていくということになっております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 2番、夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） そうすると、この医療健康センターの中に名川病院が集約されるという
とらえ方でよろしいですか。

○議長（小笠原義弘君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木博美君） はい。医療機関を中心といたしまして、福祉と、そして健康
増進の部門と、周りに関係機関、それを中心に一体化して効率的な町民のための施策として遂行
できるものと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 2番、夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） ありがとうございます。今、名川病院も集約されるということでござい
ますが、近隣の町村ではやはり病院を抱えている町村が財政的に大変厳しいという、その中でこ
の医療健康センターの建設というのはなかなか難しいものがあるのではないかと考えますけれど
も、十分に財政をかんがみて、そしてまた住民からの聞き取りも十分にしてい進めていくべきだと思
いますが、町長、答弁をお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） この医療健康センター構想でございますが、動き始めたのは七、八年ほ
ど前から旧名川時代の構想を立ててまいりました。一つは旧建物の方が老朽化しているという点
もあったわけでございますが、それと在宅福祉を含めながら保健・医療・福祉、いわゆる包括ケ
アを推進していこうと。これは今、県の方も、三村知事も取り組んでいるわけでございます。

そこで、一番我々が気をつけなければならないのは、いわゆる過剰的な建物、これに向かった
ときに償還金等で非常に苦労しているというのが県内の自治体病院の状況でございます。幸いに
して、名川病院、ここ6年、年間約5,000万から6,000万の黒字経営でございます。この黒字経営
というのにはいろいろなとり方がありまして、県内の病院でも黒字の病院がありますが、交付税

に含まれている一般財源から適正な金額の繰り出しをして黒字なのかどうかというのが大事なところでございまして、当町におきましては交付税に含まれている、現在は9,000数百万だったと思いますが、これが交付税に算入されております。その分だけしか病院の方には繰り出しをしていない中で黒字経営でおりますから、まず健全運営を今、院長含め、していただいているなど。2億円を例えば繰り出しをして、同じ5,000万、6,000万の黒字ということとなると、内容が全く違うわけですが、そういう中で五、六年、経営的にも安定している。

ただ、非常にこれから安心はできないのは、国の方で法改正なり医療改正がどんどん頻繁に行われていきますので、その都度それに対応していかなければならないという部分も先を見据えて、建設に向かってご理解をいただいたときにはまず過剰な施設は絶対これは避けなければならないと、こう思っております。これにつきましては、千葉院長の方も全く同じ考えで、本当に必要な部分の金額の中で建てた方がいいと。ここは一致した考えでおりますので。高価なのは私は必要ない、ただ地域の住民が慢性的な患者さんを主体とする、しっかりとした医療体制はとらないと逆にいけないと。そして今、療養型を40床に変えております。これが県が示すように、再編で診療所というような構想を一時されたわけですが、私は絶対それは納得できないということで、この一つの理由は今でも待機者の方々が、いわゆる介護が必要な方々がいるわけでございます。これが病床がなくなると、ますますその方々がどうなるのかと。そういう部分も含めながら、まずこれを進めていくにおいてはしっかりと意見を皆さんからもお聞きをしながら、十分万端整えて慎重に進めていかなければならないと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。14番、工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） この合併した新南部町の総合振興計画なるものを議論するときに、ちょっと視点を変えて考えてみたいんですけれども、この三戸郡という地図を見てみれば、いずれこの次の広域的な合併とかそういうのは幾らかは頭の隅に入れていろいろ進めていかなきゃならない部分があると思うんですよね。ただ、相手があることですから、相手のことを余り刺激するようなことはできないにしても。そういう視点に立ったときに、この南部町はどういうふうな方向を目指すべきだろうといえますと、大きく二つのことが考えられますよね。三つぐらいですかね。一つは、道州制がどうなっていくだろうという視点に立ったときに、ここはどうあるべきかという考え方。また、道州制を抜きにして考えても、この町が次のさらなる合併を周辺を考えるとすれば、八戸を抜きにして、あるいは階上さんも飛び地になるからということでそれ以外の町村が

合併を模索するといいますか、検討するという状況がいつ始まってもし不思議がないんじゃないかなど。あるいはまた、もう三戸郡、八戸市が一本になるという方向がいずれ来るんじゃないかという、いろんな考え方が町民だれでもいいから少なからず持っていると思うんですね。

そういう視点に立って考えたときに、今の構想している福祉の施設というのが、そういう視点に立つとまた考え方を変えなきゃならないのか、変えなくてもやはりここの旧名川地区を中心に今のような構想で進めて問題ないのか。そういうところを考慮する必要があるかどうか。そこをちょっと計画の全体の取り組みの中で考え方を伺いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先ほど担当課長からの方の説明にもありましたが、もろもろによってやはり広域的な行政の推進という文言もありました。そういう部分で見据えていかなければならない部分も当然この中にいっぱいあるだろうと思っております。また、広域的になっていくにしてもやはり部分的でしっかりと対応していかなければならないもの、広域的になったために逆にサービスが低下していくような、どういう形で今後合併になっていくのか、これはまだまだ私どもも合併して2年たったばかりでございますから、現在はまず我が町として当然考えていくわけですが、そういう部分でまずは第一に我々の地域が南部町でいくにしろ、将来的に広域的な議論になっていくにしても、住民への現在のサービスがどうなるのかという部分をきっちりと協議をしなければならないだろうと、こう思っております。

また、福祉の部分で特にそれを感じるわけですが、ここの仮称医療健康センターの部分ですが、これは工藤議員も八戸協議会の委員でもございました。ここについてはもう八戸市合併協で進んでいたときも、これだけは譲れないと。これから担当の地域も住民が、患者が大変になるということを言い続けてまいりました。

今回の南部町の合併においても、公約の一つにも掲げておきましたが、私は本当に地域の方々が町立病院というのをまだまだ必要としている、また病床についてもまずほとんど満床という形でおります。一時、66床一般病床でしたが、経営改善のために40床に変えた。常にそこも満杯でございまして、そういう介護が必要な方々も受け入れができる、そういう構想の中でのセンター構想でございます。

また、いろいろな部分煮詰めて、これはご理解いただけたらと思っておりましたけれども、そういう中で物によってはやっぱり広域的な部分で立って進めなければいけないもの、先ほど同じ構

成町村ですから環境、塵芥組合、これにしても先ほどやはり一つにしていくべきじゃないのかなと、そういうのも感じておりますし、具体的なものでもってまた対応の仕方が違う部分があると思いますから、そこはご理解をいただきながら、まず我が町のまちづくり、このことをこの最上位計画、これがもとになってまいりますので、そういう形でしっかりと部分的なもの、また広域的に考えなければならないものという見地から取り組んでいきたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 41ページをお開き願いたいと思います。

魅力ある体験・交流・滞在型観光の定着。（２）のところですね。グリーン・ツーリズム・達者村・農業観光の振興というふうにあるんですが、何を聞きたいかというのを言いますと、達者村というのは一体どういうことなんだろうという。こういう文章を読むとわからなくなっちゃうところがあるんです。それで、グリーン・ツーリズムですとか、農業観光を含めたものが達者村の姿なのかなと勝手に思っていたんですが、こういう書き方をしているということは若干違うんだなという。それと、もっとわからないのが、達者村をバーチャルビレッジというとらえ方をしているんですが、私も余りバーチャルというのがよく理解できない世代に入ってきているのかどうかわかりませんが、例えばそうすれば、バーチャルであるんだったらセカンドライフの中に達者村を設定できるような、そういうコンセプトがあるのか。逆に言えば、この文章の中からバーチャルビレッジをとったらすんなりよくわかるなという部分も実はあるんです、私は。それで、バーチャルビレッジということをキーワードに、どういうことなのかご説明いただきたいと。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） ご説明申し上げます。

達者村ということで、今、来訪者と町民との交流事業ということで進めてございます。さまざまな事業を実施しているわけでございますけれども、これはセカンドライフとかグリーン・ツーリズム、達者村、総合的に考えて現在進めております。それぞれの関連がございますので。セカンドライフというか、団塊世代……。

○13番（川守田稔君） 例えばですよ、例えば。例えば、セカンドライフと用いただけでして、こだわることはない。

○農林課長（岩館茂好君） 団塊世代の方々が余力といいますか、余暇時間がございますので、そちらの余暇時間を利用していただくという観点からさまざまな、当町においていただきまして、観光農園だとか南部町をよく知っていただくと、そういった事業を通しまして町をPRして南部町を知っていただくと、そうした事業に取り組んでございます。バーチャルというのは架空ということでございますけれども、活動拠点が町ということで今活動しているわけでございます。主たる場所、拠点があればよろしいわけなんですけれども、達者村事業の拠点は南部町全体の事業として今実施しているわけでございます。そこでバーチャルという言葉が出てくるわけなんですけれども、セカンドライフも含めてバーチャル、架空のまちづくりといいますか。仮想ですね。村全体そのものを事業としてとらえて町民の交流事業ということで実施しているわけなんですけれども、なかなか拠点がいないということで皆様にもいろんな質問をいただくんですけれども、旧名川町の方々は事業そのものを実施しておりますので理解していただけますけれども、旧南部町、旧福地村の方々からよく質問いただくんですけれども、なかなか説明するのに大変苦労しているという状況でございます。

○議長（小笠原義弘君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 旧名川の方がよく理解していると言われますと、じゃあ私はどういうことかと思うんですが、それは考え違いしているんじゃないのかなという。私の周辺の人からもよく「達者村というのは何の意味だっけ」と。「あんた、議員だべ」という話。「議員でもよくわからないんだよ」という。「ただグリーン・ツーリズムだとか、観光農業だとかと、そういったものを含めた総称の達者村でないのか」という内容の返答をしていたんです。どうやらそれは間違いだったような感じがあるものですから、改めて聞いたわけです。名川はもちろん、例えば旧南部町の方に行けば、「一体全体何物だっけ、あれは」という、そういうことをよく聞かれます。同じように答えましたけれども、どうやら違うと。バーチャルというコンセプトをどのように考えているかというのがわからないんですね。岩館課長もよくわかっていないんじゃないかなという、そういう勘ぐりもしたくなるような。バーチャルというのは仮想ですとか擬似ですとか、何か現実とはまた違うルールを持った、そういった世界のイメージが私はあるんですね。例えば、

バーチャルビレッジであれば、そこの法律があったり通貨があったり、そこ特有の環境設定された別世界があるわけですよ。翻って考えるに、グリーン・ツーリズムであれ、観光農業であれ、農業体験であれ、対象となっているのは紛れもないこの南部町の農業の現実ではないのかという気がするんです。対象としているところが。その上で、さらにバーチャルであるんだというコンセプトを描くということは、どういうコンセプトを持って事が進んでいるのか。非常に、今になっても私が理解できないということなものですから、これはもっとわかりやすい形に達者村というのを設定し直して、それで達者村という事業が守備範囲とするある程度のカテゴリーを限定して、具体的に事を進めていくべき事業ではないのかなという感想もあるんです。確かにバーチャルビレッジという、何かカッコいいような気もするんですけども、このバーチャルビレッジという単語一つあることでもって非常にあいまいな、わけがわからない、いろんなことに想像が及ぶという。それが目的なのかもしれませんが、具体的な事業の進め方としてはちょっと混乱を来すんじゃないのかなという。混乱を来しながら実は進んでいるんじゃないのかなという感想があるわけです。

今言ったことについて、もう1回そのバーチャルビレッジという言葉キーワードに説明願いたい。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） バーチャルということで、私の考えとしては拠点がない。町全体の事業としてとらえているということで、私はバーチャルと理解してございました。

○議長（小笠原義弘君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） その答弁によりますと、結局は実体のない。別に事業自体は拠点がどうのこうのという問題ではないと思うんですよ。皮肉な言い方すれば、実体のない事業じゃないのかなという、このままでは。ですけども、事業自体は確実に進んでいるわけですから、何か課長が理解できないコンセプトで事を進めるというのはいかがなものかなと思います。そういう感想を持ちます。ですから、達者村というコンセプトの全体的なすり合わせといいますか、認識の統一というのが必要なのではないのかなと、そういう感想でした。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、バーチャルビレッジ、達者村、これについては先ほど課長の方からも出ていますが、まずは南部町と、こういう自治体として存在している達者村という村ではないですよと、そういうあらわし方なわけでございまして、取り組みについてはさまざまな部分があるわけですが、主にグリーン・ツーリズム含め農業観光等を主体とした動きの中で達者村開村という形になりましたから、とにかく農業関係部門が主に当然事業内容もなっておりますが、決して農業関係だけではない、いわゆる達者で元気に暮らすということなわけでございますから、そういう達者なところに多くの方々がぜひ来てほしいと。そのためにいろいろな取り組みを具体的に行っているわけでございます。健康増進課部局においても、当然達者村に取り組む事業というものはいっぱいあるわけでございます。ですから、非常にわかりにくい部分、説明しにくい部分というのがあるような気は私もしております。また、課長たちの認識もまだ統一されていない部分はあるのかなという思いもご指摘のとおり感じます。それにはまた再度勉強しながら、農業関係だけじゃないんだと。私は課長会議では言っているんですが、全課で取り組むのが達者村ですよ。ですから、すべてにかかわってくる。体育にしてもかかわる。そういう中で元気に暮らす、そういう南部町になっていくためにさまざまな事業を取り組み、そしてこの元気ある南部町、果物もおいしいものいっぱいある、またいろいろな趣味をやりたければいろんな趣味もできる、そういう南部町にまずは来て、短期でも中期でも、できれば長期、定住と、そういう流れで南部町をPRしていくと。一つのこういう達者村の取り組みというふうにご理解をいただければ。これは恐らく時間もかなり必要なわけでございますが、早くどここの地区で取り組んで、そこは理解度が強い、取り組んでいなかったから理解度が浅いと、これは我々公務員にとって決して許されることでもありませんし、南部町として今取り組んでいるわけでございますから、同じ認識の中で今後取り組める、そういう勉強もしていきたいと思っております。

○議長（小笠原義弘君） ほかにはございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第109号、南部町総合振興計画基本構想について討論を行います。

国の方針のもと、つくられているとは思いますが。全国町村会議会において、地方交付税の財源保障、調整機能の堅持と総額の復元、農村漁村対策、過疎地域対策の充実強化、医療・保健・福祉施策の強力な推進など、6項目の決議案を採択されたとか、町長の説明にありましたように、自助努力のみでは限界があります。このような状況があるにもかかわらず、基本構想の厳しい財政状況の対応の文章は今の政治のやり方そのままでありませんか。これでは幾ら住民が行政に協力しても、生活面では救われないのではないのでしょうか。

昨年8月から南部町総合振興計画審議会等を開き、住民参加型の審議を重ね、ご協力いただきました皆さんには本当にご苦労さまでございました。審議会に参加された皆さんの希望は組み込まれているとは思いますが、今の政府のやり方に町独自の対策や抵抗策がもう少し見受けられたらよかったと考えております。南部町の主要課題の一部に異議を申し立て、反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第109号は原案どおり可決されました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時07分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後1時01分）
.....

◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 議案審議を続けます。

日程第9、議案第110号、土地改良事業（災害復旧）の施行についてを議題といたします。
本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 議案第110号、土地改良事業（災害復旧）の施行についてご説明を申し上げます。

これは、平成19年9月17日から18日にかけての秋雨前線による大雨災害により被災した農地及び農業用施設の災害復旧事業を施行するため、土地改良法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次のページをお開きください。

災害事業の内容でございます。名川梵纏地区、田、0.53ヘクタール。これは計3面分の土砂排除分です。事業費が100万、国の補助率が50%です。福地小池地区、水路1件分。これも土砂排除になります。456.5メートル、事業費が100万円、国の補助率が65%でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号は原案どおり可決されました。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第10、議案第111号、税総合システム購入契約の締結についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） それでは、議案第111号、税総合システム購入契約の締結についてご説明をいたします。

これは、財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、次のとおり税総合システム購入契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

現在の税システムについては、合併事務調整時に合併前3町村のうちの既存システムを使用するという導入を決定し、現在稼働しているものでございます。合併後の最初の各税目の賦課計算及び収支消し込み等を行った際、事務調整時、合併前に把握することが困難であったと考えられるシステムに関する改善事項が多数あることが判明いたしました。したがって、賦課収納、納税貯蓄組合管理、それから口座振替管理、証明発行、滞納管理等のシステムを統一する必要があるため、税システムの整備を行うこととなりました。これは、市町村合併推進体制整備費補助事業でもって改修を行うこととなったものでございます。よって、平成19年3月開会の第7回議会定例会において、平成18年度一般会計補正予算(第7号)で税総合システム整備費として8,285万8,000円の予算措置をしていただき、年度内に事業の完了が見込めないため、繰越明許費として平成19年度に繰り越したものでございます。

繰り越し後について、税総合システム整備事業等を関係課といろいろ検討してきたところ、税のシステムだけの改修をした場合と比較して、住民登録、それから印鑑登録など、総合行政システムを導入した方が予算面、性能面とも有利なことがわかり、平成20年4月1日より施行される後期高齢者システム導入等もあわせ、行政システムとして後期高齢者システムと、それから税総合システムの整備を行うこととなりました。これに伴いまして、総合システムのソフト及び機械の購入台数等が決まりましたので、今回、議会の議決をいただくということでございます。

50ページをお開きください。業者選定方法につきましては、企画提案協議プロポーザルによりまして業者を選定してございます。業者につきましては、現在、町に納品のあるシステム等の業者等を参加業者として4社を指名いたしました。一つは株式会社青森電子計算センターです。二つ目は北日本コンピューターサービス株式会社。三つ目は株式会社リーディングシステム。四つ目は富士通株式会社青森支店。この4社でプロポーザルを実施いたしました結果、富士通株式会社青森支店と今回税総合システムの購入の締結をすることになりました。

契約の概要でございますが、名称が南部町税総合システム購入。納入場所、南部町役場。購入代金が3,339万1,050円。契約の相手方は、青森県青森市長島2丁目13の1、富士通株式会社青森支店。支店長、天野順二ということでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。14番、工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 二、三ちょっと聞きたいんですけども、一つは年間というと、いろんな各課でパソコンをいろいろ使う関係で、ソフト、ハード合わせて、私がぱっとイメージするのは、年間2億ぐらい何だかんだと使っているんでないかと思うんですね。このコンピューターだとかソフトの代金として。素朴な疑問ですけども、パソコンとかコンピューターの知識が明るい人材が二、三人おったら、全部自社開発というんですか、自力でできそうな気もするんですけども、まずそういうことは考えているのか、考えていないのか。できなかったとすれば、どういう理由なのかというのをまず1点。

それから、私の友達も何人かこういうソフト開発の会社の経営なんかしているわけですけども、聞けば、「声かからないのに仕事したくても行けないしな」なんていうようなことを聞いたりますんですけども、この周知徹底といいますか、こういう仕事があるからプロポーザル方式でやるとかというのはどの程度の周知徹底を図った上で発注しているのか。その辺をまず聞きたいと思って。

それから、この間も聞いたわけですけども、基本的に役所の発注というのはすべて一般競争入札でやりなさいという原則があるはずなんですよ。それを一言も私らが言わないということは議会の怠慢になるということであえて言わせていただくし、議事録にも残したいということで聞くわけですけども、基本的にそういうことはどの程度意識の底にあって、今、指名競争入札

とかそういうのをやっているか。やはりいろんな事情があるにしても原理原則というのは変わるわけじゃないわけですから、方向としてこうだというのがはっきりしていないと、今のままでずるずると指名競争入札を続けるということは住民に対して納得できる説明ができないやり方じゃないかなと。そこちょっと、どういう考えかお聞かせください。

○議長（小笠原義弘君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 私の方からは、職員でできないかという部分についてお答えをしたいと思います。

システム開発は専門分野ですので、やっぱりそれなりの専門的知識を持った人でなければできないので、それを職員をとということになれば、やっぱり3人なり4人なり、そういう専門職員を採用すればできないこともないんですけれども、やっぱり現在やっているのは自前と委託方式、両方合わせてやっているんですけれども、これがやっぱり一番経費的に完全委託するより、また完全自前よりは、委託、自前両方でやった方が経費的に一番効率的であるということで、現在もそういうふうな形で電算関係の事務を行っております。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 私の方からは、プロポーザル企画提案協議の周知徹底ということでございますが、今回のシステム改修につきましては本稼働が20年4月ということで、導入の時間が短かったということで、一応町にシステム等を導入している業者をプロポーザル参加業者として指名したということでございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。5番、松本陽一君。

○5番（松本陽一君） ちょっとお伺いしたいんですが、このソフトをつくる場合に町のそれぞれの課の要望を入れたソフトでお願いしてあるのか。それとも、全国的に使われている標準的な、といいますのはやはり開発というのは非常にお金がかかるというふうに聞いてございます。それで、今どこでも使われているようなソフトを導入する場合には非常に安い経費で入るというふうなことで聞いているわけでございますけれども、そしてまた、かつ、これから税等の改正があっ

た場合にはそこでまた更正をしなきゃならないというふうなことも出てくるわけですので、そういうふうな場合には標準的なソフトといえはなんですけども、町の要望もあると思いますけれども、そういうふうな場合にはそのソフトを使えるというふうなことで非常に開発の作成費というようなのが安いというふうに聞いてございますけれども、その辺はどういう形で町の一方的な計画だけでソフトを購入しているのか。

それから、もう一つ聞きたいのは、4業者と言いましたが、今まで納入している業者がこの指名業者の中に入っているのかどうか、これをお伺いしたい。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 今回のシステム導入につきましては、従来これまでは富士通のP O R I S 4、いわゆるオフコンのやつで使用してありました。それで、今回導入するに当たって、税システムで予算措置した中で、その上のW i d e G Vというパソコン版があるということで、今回はその上のパソコン版を入れてカスタマイズ等を少なくするという形で導入を決めました。

それから、あとそれぞれの税の改正等によりまして、今回入れた税システムの中で、そこは税改正ごとにシステムをカスタマイズしていくという形で進めていっているというのが状況でございます。

○議長（小笠原義弘君） 14番、工藤君。

○14番（工藤久夫君） 何というか、合併時のいわゆる事務方の行政事務の職員というのが、10年後ぐらいでたしか100人とか120人減するという、自然減に合わせて採用人数を調整するという計画がまずあるわけですよ。そうすれば、合併して10年たてば160人ぐらいに減るとすれば、今二百七、八人あったのが何人減ってるかわからないですけども、そうすると、比較的人員が今余っているはずだと、素人が考えれば思うわけですね。10年後にここらまで行政事務の職員が減るよという予測があるとすれば。だとすれば、素朴な住民の疑問とすれば、これだけの人数がいるんだから、ソフトぐらい開発するスタッフが3人、5人いても不思議はないんじゃないかというのはだれでも疑問を持つと思うんですよ。

私の友達なんかでソフト開発やってる会社の経営者なんか見ていると、大体3人1組で夜昼や

って3カ月ぐらいというと一つのソフトを仕上げると。それでもって大体どれぐらいの経費でやっているかという、実質3カ月3人が飲まず食わずに近い形ではあっと残業してやって、いただく開発費が300万から500万ぐらいなんですね。大体その開発会社が半分とって、人件費が半分で。そんなことでやって、それを組んだらテストして、いいよということでゴーサインでやっている。

そういうのからいくと、例え今、通販なんかでもパソコンでも五、六万から売っていますね。デスクトップもあればノートパソコンもあるわけですがけれども。そういう部品を組み合わせてやれば、パソコンなんていうのは何ぼでも安くできるんじゃないかというのは私はイメージ的に持つわけですよ。特に今の若い人方はそういうふうなイメージがあるだろうと。だとすると、いつも感じるのは、毎年毎年機種も変わっていった性能もよくなっているんでしょうけれども、それをただただ外部に委託して、悪く言えば業者の言いなりで買っているんじゃないかと、そういう疑問を持つわけですよ。疑問を持たれない方法でこうやるにはどうしたらいいかという、この役場に今どの程度パソコンとかこういうのに知識明るい人が職員とか人材がいて、どの程度までだったらできるのかというのをもうちょっと詳しく説明してもらえませんか。

○議長（小笠原義弘君） 企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 現在、職員の中には専門的な知識を持った人はおりません。ですから、電算関係の調整役として1人職員はいるんですけれども、その職員も要はほかの仕事も兼務していますし、それこそソフト開発できるような専門的な知識も持ってございません。

○議長（小笠原義弘君） 14番、工藤君。

○14番（工藤久夫君） しかれば、そういう人材をこれから自前で多少は擁すべきだと私は思うんですが、その辺については時間もかかるでしょうけれども、目標として例えば3年後とか5年後にはこれぐらいのことはできるようにしたいとかというような考えは全くないわけですか。多少あるわけですか。

○議長（小笠原義弘君） 赤石副町長。

○副町長（赤石武城君） 近々にそのような対応ができない状況でありますので、昨年からのコンピューターに対してのさまざまな査定について、それなりのNPOでございしますが、コンピューターの研究対応しておりますところにさまざま委託しまして、昨年4件の査定をしてもらいまして、それなりのさまざまな問題を削除してもらった経緯がございましたし、今回もまた2件そういうふうな形でパソコンの関係についても査定については対応してございました。大体1件当たり200万から300万ぐらいの査定金額が当初の予算からは減であるというような状況でありますので、今のところ、そういう事情が、議員さんがお話しのそういうふうな具体的な対応ができない状況でありますので、そういうふうな形で現在是对処していくことになります。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 工藤久夫議員の質問に関連するんですが、私も基本的には職員の中にこういったプログラムを管理できる人間がいる方がよろしいと思っているんですが、それはなぜかという、年間何やかんや1億以上2億近い金額は確かですか、これは。多分1億以上のコストはかけているはずなんですよ。ということは、職員1人当たりの生涯賃金的なことを考えますと、これが自前でできるとなれば何年かで償却できるコストなわけですよ。

ところが、このページを見ると、3,300万、後期医療云々というのをつけ足しましたという、カスタマイズした部分もあるんでしょうけれども、考えてみれば基本ソフトというのは普通の人が入る基本ソフトを使って構築しているわけですよ、これはね。極端な話をすれば、中身がわからないことをいいことに、例えば南部町で使っているソフトとどこぞの別な自治体を請け負った場合に、そのソフトの内容というのはどれほど違うのかという疑問があるんです。多分ほんのちょっとしか違わないんだと思うんです。

そういったことを、例えばこれを入札で変更のたびに、例えば今回はA業者、次はB業者というふうな、業者の変更があったりすれば、結局最初からまたシステムをつくり上げてという構図でもって、コストというのは発注する方からしてみれば、何ら努力する余地がないという、ずっといかななくてはならない、そういうたぐいのシステムだと思うんです。そういう意味で、私はこれからずっと南部町の行政が存続するのであれば、そういった才能のある方を雇用して、そういったシステムをつくることは随分と行政に対しては有効な姿勢だとは思いますが、それでもなおかつそういう余地が、人材を育てる余地はないものなのか、伺いたいと思っています。

○議長（小笠原義弘君） 赤石副町長。

○副町長（赤石武城君） 先ほども申し上げましたように、緊急にそういうふうなことの対応はできないんですが、議員のおっしゃるとおり、方向性としては考えていかなければならない日が来ると思います。

○議長（小笠原義弘君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） それから、この3,339万1,050円という予算措置の内容なんですが、これはどういう予算のつき方がするのか、ご説明ください。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 今回の税総合システム購入代金3,339万1,050円でございますが、これはまず一つはハードウェアということで住民情報サーバーとそれからサーバーラック、パソコン周辺機械装置とかという、機械にかかわるものが大体1,533万6,000円ぐらいですね。機械類が……、サーバーです。サーバー類が1,453万6,000円ですね。それから、これに伴う機械の調整費用ということで84万。要は、今申し上げた前の機械を持ってきたものを設置するとかという、いろいろな費用に84万。それからあと、要は住民税とか固定資産税、それから住民記録、印鑑登録等のパッケージにかかわるものが15種類、これが1,642万5,000円。消費税込みで3,339万1,050円の契約金額、購入金額ということになります。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） これはサーバーをそのまま取りかえねばならないわけですか。サーバーを取りかえねばならないわけですか。サーバーの能力をふやすといいますか、その分を足さねばならないわけですね。そうなんですね、なるほどね。

それで、私が今聞いたのは、財源をどこから持ってくるんですかと、そういうことなんです。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 財源につきましては、冒頭でもご説明申し上げましたが、市町村合併推進体制整備補助事業ということで、今回の税システムについては滞納システム管理と基本の2本立てでやって、全体の予算が8,285万8,000円。これに対して、先ほど申し上げました市町村合併推進体制整備補助事業で実施していただくお金が7,620万という財源が国からいただいてやるということになります。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 今、るる説明がありましたが、基本的なことをお聞きしたいと思います。

まず、先ほどこれは指名競争入札で契約されたやりとりだと思いますが、事前に入開札一覧表をいただけませんでしたので、予定価格、それから入札業者の名前と入札額をまずお知らせください。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 予定価格というんですか、税システム購入の予算額が全体で7,016万6,000円になってございます。というのは、今回は契約の云々は出てきませんけれども、システム導入とそのほかに導入経費にかかわる委託経費も3,600万ほどかかることになっています。それで、業者については冒頭でもご説明申し上げましたが、青森電子計算センター、それから北日本コンピューターサービス、リーディングシステム、富士通株式会社青森支店とこの4社でございます。

○12番（立花寛子君） 金額、入札額。札が幾ら入っているか、各社。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） これについては、一応プロポーザル企画提案協議ということで、我が方で指名した仕様書に基づいて、各業者から提案書を提出いただいて、見積書も添付していただいてやったということでございます。それで、青森電子計算センターについては今回のシステ

ム導入については時間がないということで、4月稼働までに責任を持ってできないということで、青森電子計算センターについては辞退をさせていただきます。それから、リーディングシステムについては、我が方の仕様書と全く合わない、外部委託提案という形で上げてきていましたので、プロポーザルの企画提案には合致しなかったということになっています。それから、北日本コンピューターサービスについては、提案書については我が方の提案どおり良好ではありましたが、仕様が予算の範囲を超えてきたということでございます。富士通株式会社については、提案書良好かつ費用は予算の範囲内でおさまったということで、富士通株式会社青森支店に決定ということになっております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） そうしますと、業者の選定をこうすることでしているとは言いがたいのではないのでしょうか。まして1社にだけ決まっていたということでは、指名競争入札ということにもなるのかどうか。ちょっと私はこの業者の選定に対して疑問を持つものでありますが、どのようなところからこの4社を設定されたものなのか。まず1点お聞きしたいと思います。

2点目は、財政課の方から次の名川地区小学校コンピューターの入開札一覧表はいただくことはできましたが、各課ごとに入開札の公開状況に差があるものなのかどうか。指名競争入札じゃなかったか、事前に入開札一覧表をいただけなかった、その理由をまずお聞かせ願いたいと思います。現在、入開札一覧表は庁舎の玄関などに張り出されているのを見ておりますが、おのおの課のある玄関に現在は入開札一覧表を張り出しているのかどうか。入開札一覧表の公開はどこまで行われているのか、質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 質問者は議案第111号だけに質問してください。税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 業者をどのようにして決定したかということでございますが、一応今回はこの導入期間が短かったため、現在町に納品してあるシステム導入業者をプロポーザル企画提案協議に決定してございます。

それから、入開札一覧表につきましては、プロポーザルということで開札一覧とかは実施してございません。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 質疑の最後になると思いますが、確認したいのは予定価格が7,000万云々で落札されたのが3,300何万で、半分か、その落札率というのは50%前後ということになるのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 今回は皆さん方の方に議会の議決をお願いするものは、動産、それから物品を購入する場合、700万を超えた場合は地方自治法に基づいて議会の議決が必要だということで、今回は備品にかかわる機械とそれからソフトウェアの部分について3,339万1,050円の議決をお願いする。そのほかに、今回のシステム導入にかかわる費用ということで、委託料で、そのほかに3,638万1,450円。合わせて6,977万2,500円。全体の金額が7,016万6,000円という形になってございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

工藤さんの質問は3回まで行っておりますので、ご遠慮……。

○14番（工藤久夫君） じゃあ、おれの質問にちゃんと答えてくださいよ。残っているのもあるし、あと言いたいことは、これおかしいと疑問を持たれるような発注をしているわけですよ。時間がないというけれども、時間なかったら2年、3年またがるように発注するとか、競争原理が働くように発注しなきゃだめなわけですよ。時間がなかったからこういうふうにしましたって。悪くとれば、なあなあで言いなりで契約していると同じじゃないですか。さっきの契約の経緯を聞けばですよ。辞退しましたとか。そういうことはいけないことなんですよ。だから、注文の仕方が悪いから、今のような契約を時間がないからしてしまうということでしょう。それで時間が来たからしゃべるなって、そういう問題じゃないと思うんですよ。疑問を持たせるようなことをしちゃ困るから言っているわけですよ。その辺どう考えているんですか。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 導入に時間がなかったという話をしてございましたが、要は平成20年4月から後期高齢者の事業が施行されるということで、それもそのシステムの中に取り込まなきゃならないということで、どうしてもそのシステムについても導入しなきゃならないということで、そちらの導入と並行しながら進めるという形になりまして、こういう形になったということになってございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 工藤さん、質問に納得いたしましたか。工藤さん。

○14番（工藤久夫君） 全然納得しないんだけど。要するに、八戸にもハイテクパークありますよ。あそこにソフト開発の会社何社あるか、多分10社ぐらいあるんですよ。そのほかに八戸だったら市内にソフト開発やってる会社って、大小合わせて30、50はあると思いますよ。あるいは、個人でやっている人もいるでしょう。この南部町内にいるかいなかかわからないですけども。今のようないきさつを聞いていて感じることは、やはりコンピューターの知識というか、ソフト開発の知識がなさ過ぎるから、悪くとれば業者の言いなりで言い値で発注せざるを得ないという、そういう今までの結果を見ればそう感じられるわけですね。だから、じゃあ例えば顧問に何社か頼むとか、地元がいい人材がおったら、そういうのをちょっと透明性が高まるような発注方法をするというような努力というのをしないと、常に入札の都度こういう疑問を抱かれると。決して住民から疑問を抱かれるような発注はいけないと、そういうことを言いたいんです。だから、努力をしてくださいということです。終わります。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「議事進行」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第111号、税総合システム購入契約の締結について討論を行います。
業者選定について透明性を高めていただくことを要望し、議案第111号に反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成の発言を許します。ほかに討論ございませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。
よって、議案第111号は原案どおり可決されました。

◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第11、議案第112号、コンピュータ機器購入契約の締結についてを議題といたします。
本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 51ページでございます。議案第112号、コンピュータ機器購入契約の締結についてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、名川地区小学校コンピュータ機器購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。契約の要項であります。名称、名川地区小学校コンピュータ機器購入。納入場所、南部町名川地区小学校。購入代金、3,525万7,950円。予算措置額は3,850万円で行いましたので、入札残により324万2,000円ほど不用額が生ずることになります。契約の相手方、青森市大字三内字丸山393-270。株式会社青森電子計算センター、代表取締役、葛西義

明。

入札会は11月26日、5社による指名競争入札により行ってございます。予定価格及び落札価格でありますけれども、配付いたしました入開札一覧表のとおりでありまして、落札率は98.77%でございました。

名川地区の小学校につきまして、コンピューターのリースが満了になりましたので、更新するものであります。今回の契約によりまして、リースではなく、買い取りということにしております。なお、今後南部地区、あるいは福地地区についても順次更新する予定としております。

この財源といたしまして、県の市町村合併支援特別交付金を充当してございます。納期は、明年1月20日までとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） これは総額でこのぐらゐの金額になっているのでしょうか、何台購入されて、1台は幾らにつくものなののでしょうか。各学校ごとの配分はどうなっておりますか。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

各学校のコンピューターの台数と、今お伺いしましたけれども、すべての機種にかかわるものですから、学校ごとにとりあえずお知らせいたします。例えば剣吉小学校、これはサーバー1台、教職員用パソコン16、教員室用のパソコンが1台と、それから児童用パソコン、これは36ですけれども、各学校20年度に一番多いクラスの分の1人に1台、これが剣吉小学校は36台になっています。それから、カラーレーザープリンター2台、カラーインクジェット3台、液晶プロジェクター1台、デジカメ4台、それからそれに附属する機種なんかがあります。

それと、名久井小学校の場合は、サーバーが1台、教職員用パソコン19台、教員室、職員室のパソコン1台、児童用パソコン、こちらは38台です。カラーレーザープリンター2台、カラーインクジェット3台、液晶プロジェクター1台、デジカメ4台となっております。

名川南小学校。サーバー1台、教員用パソコン12台、教職員室用パソコン1台、児童用パソコ

ン16台、カラーレーザープリンター2台、カラーインクジェット1台、それからデジカメ4台と、学校ごとの内訳はこうなっております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） これは今お話しされた機種といいますか、それは1台1台値段が違うものなのでしょうか。やはり値段がはっきりしないと、その値段が妥当なのかどうかという判断もつきませんので、お願いしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 値段ということですが、これには仕様書を作成してあります。当然、このコンピューター導入については仕様書は納入するパソコン台数100台以上の多額、多数に上りましたので、専門的な知識を有する団体に確認をお願いすることにより、機種の導入をすることといたしました。

それで、内容の値段ということですが、値段で選んでいるものではありません。例えば、サーバーの関係ではタワー状とか、メインメモリが2GBとか、ハードディスクの装置が140GBとか、専門的なその機械の能力とか、そういうのを指定してあります。ですから、これに指摘するのであれば、例えば今回はNECですが、富士通であってもこれに合うパソコンであればということです。例えば、パソコンの場合はメインメモリが1GB以上とか、ハードディスクの装置は160GB以上とか、フロッピーディスクの装置は3.5インチ内蔵、3モード対応とか、このような内蔵記憶装置を明記して機種を指定しております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） リースから買い取りにしたという具体的な理由は何でしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） リースから購入という考え方でございますが、リースすれば5年間リースだといろいろと金利もかかるということも一つの条件でございますが、財源として県の市町村合併支援特別交付金を充当すると説明申し上げました。このことは、リースということではこの交付金を使えませんので、そういった買い取りということで交付金を充当ということの2点の考え方で買い取りという考え方に至ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第112号、コンピュータ機器購入契約の締結について討論を行います。

指名競争参加者の指名は最も重要なところですが、地方自治法上では指名競争入札参加資格者の中からだれを指名するのかという具体的な指名方法は定められておりません。しかし、多くの地方自治体では一定の指名基準に基づいて、当該契約事務担当者が設定した複数の指名業者から成る指名案を地方自治体内部の指名審査会にかけて決定する方法がとられていると思います。しかし、その場合も契約担当の上司、特に長の意向に影響されることはしばしば生じていて、その公平性が必ずしも保証されたものではありません。しかし、この指名の決定の公平性は当該地方自治体の行政施策が最も公共的、公正的に行われるための契約であり、指名入札であることも随時忘れない自治体担当者が存在することが基本ではないでしょうか。と同時に、それを民主的にコントロールする関係住民の自治力量を発展させることが大切だと考えます。このように指名業者の選定は公共的、公正的に、より高い透明性が求められます。指名競争入札は入札参加者が固定化し、特定業者に偏り、談合が最も生じやすい弱点があります。したがって、地方自治体の契約は一般競争入札が原則になってきております。入札方法の改善を求めて、反対討論いたします。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成の発言を許します。ほかに討論ございませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。
よって、議案第112号は原案どおり可決されました。
ここで2時5分まで休憩いたします。

（午後1時54分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時05分）
.....

◎議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 議案審議を続けます。
日程第12、議案第113号、土地の取得についてを議題といたします。
本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 議案第113号、土地の取得についてご説明いたします。
提案理由であります。南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する
条例第3条の規定に基づき、南部町学校給食センター建設用地の売買契約を締結するため、議会
の議決を求めるものであります。

次のページをごらんください。取得する土地、内容についてご説明いたします。

1. 取得の目的。南部町学校給食センター建設用地のため。
2. 取得する土地及び契約の相手方。所在地、地目、地積、契約の相手方の順でご説明いたし

ます。所在地、南部町大字上名久井字長尾下23 -2。地目、畑。地積、1,741平方メートル。契約の相手方、南部町大字下名久井字在家40、松井博。同じく、南部町大字上名久井字長尾下61。畑、1,066平方メートル。南部町大字下名久井字宗前41 -1、根市喜一郎。同じく、南部町大字上名久井字長尾下62。畑、1,454平方メートル。南部町大字上名久井字中町35 -3、掛端辰美。同じく、南部町大字上名久井字長尾下63。畑、777平方メートル。南部町大字下名久井字田端7、工藤善三郎。合わせて4件の合計で5,038平方メートルで、取得金額は1,158万7,400円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 提案理由を今いただいたわけでありますが、学校給食センター建設に当たっての経過報告とか建物の様子、規模など、議案説明の資料という形で事前に渡していただくということはできなかったのでしょうか。この土地の大きさから建物の大きさなど、妥当なものであるのかという判断はこの議案1枚だけでははかりかねると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

建設内容ということですが、現在、本設計の最中でありまして。まだ、本設計が上がっておりませんので、資料としては配付できませんでしたが、予定としては今現在給食センターの土地購入の中で建物面積は約1,193平方メートルの建築面積、建坪を今は進めている最中でありまして。これはまだ車庫とかそういうのは含めてはおりません。それから、受水槽とかそういうものも入る場合もまだあります。それから、進めている段階では、鉄骨づくりの2階建てということです。あわせて駐車場も職員、それから来賓の駐車場も今の面積の中に入れております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 給食センターそのものに反対というわけではないのですが、学校給食セ

ンター建設までかなり長い経過もたっておりますし、なぜ今この議案が上がってきているのか。経過がわからない皆さんも多いというところを考えると、議員全員協議会を推薦するわけではないんですが、この前ありましたところに学校給食センター建設に当たった経過とか、今お話しされた数字なども含めた議案説明の資料という形でお話があってもよかったのではないかなという気持ちを持っております。議案審議をスムーズにさせるためにも、提案理由ということを一、二行は書いてあるんですが、資料という形でもらえるのであれば、事前に渡していただいた方がより内容が理解していただけるのではないかと考えておりますが、要するに、一、二年の中で起こった事件でないで、その経過とかどういう話し合いでその土地におさまったのか、そういう今までのかかわりを知りたい。そういうことから今の発言をしておるのですが、改まった形での説明というものはこれから持たれるのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

最初に、建物の土地のことですけれども、合併前から4町村から始まって、3町村で学校給食センター共同調理場の計画はありました。それで、その時点で旧南部町、旧福地村、旧名川町の中でセンターの敷地が他町にはないということで、名川町の今予定している土地の周辺を予定したわけです。それもそのときの町長さんからいろいろ了解を得たということで、その周辺の土地となりました。

それで、今の土地の、きょうの議会にかけたということは、土地収用法もありまして、学校用地であれば、土地収用法に該当になりますけれども、学校給食センターの場合は土地収用法には該当になりませんでした。ということで、全部手続はすべて初めから農地転用、それからいろいろな税務署の説明を受けながら個人の方の説明、そういうことで個人の皆様に説明しながら、給食センターの説明も入れて、いろいろ説明して税務署の許可がおりるまで時間がかかりました。それで、今回12月の議会にこの今の土地の分の議決を求める議案を出したわけです。

それと、建設に関しては18年度に建設委員会を立ち上げました。それで、その建設委員会では来年の4月に向けた県の申請も含めまして、それまでということで第1回中間答申を町長さんに出してあります。その後、今月中にまた今年度最後の建設委員会を行いまして、最終的に建設委員会の答申を最終答申として町に提出する予定です。その後、それによって本設計が固まりますので、議会の中の、そうなれば議員の皆様方に議会全員協議会の中でもまた内容をいろいろお話

ししなければなりませんけれども、今の時点ではまだその最終答申も出ていませんので、建設の内容等はこれからそれが上がってきてから、また最終的には町で本設計の内容を固めなければならぬものですから、このような形になりました。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 12番、立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 土地の設定についてであります、これは名川中学校の周りの一画だという記憶がありますが、それを確認していただいて、もしそこだということになりますと水害でも被害が出ているところはお存じでしょうか。どうしてそこになったのか、いろいろご協力されている皆さん方にはお気の毒ですけれども、少し難があるところだと理解しておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

今、水害における災害があるのではないかということですけれども、その隣接は名久井小学校と名川中学校の中間にあります。それと、その周辺、また今運動公園を予定している土地に隣接しております。それで、給食センターの用地は、この前も測量はしましたけれども、今ある現在の土なんかもある程度高くしますので、水害においては大丈夫だと考えております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 素朴な質問をいたしたいと思います。そもそも何でこの新しい学校給食センターを建設しなくてはならないのか。その必要性をご説明ください。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 今現在、南部町には学校給食センターは福地給食センター、名川

給食センター、南部給食センターと三つあります。もうかなり老朽化して、30年以上ですか、今ちょっと各給食センターごとの年数ははっきり言えないんですけども、かなり老朽化して、名川給食センターではもうボイラーも限界に来ています。それから、いろいろな給食器具においても老朽化が進んでおります。そういうことで、三つのセンターを一つにするという。当初はこれは合併前から南郷も含めた、南郷、福地、南部、名川という共同調理場ということで進めたみたいなんですけれども、ただ、南郷さんは八戸市に合併したものですから、それから抜けて、その後合併前だと思いますけれども、合併前に南部、福地、名川と、また新たに町村ごとに共同調理場の建設委員会ですか、協議会ですか、そういうのを立ち上げて今の計画になっているものであります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 旧3町村、4町村ということを今言いました。そういう時代からの継続の事業であるということなんです、しからば3カ所ある施設に既存の建物を利用して一つに集約できないものなのかなということを考えるんですが、30何年前の生徒数のことを考えますと、多分今の児童数、生徒数をカバーできることもキャパシティーは多分あるんだと思うんですね。財政が豊かで豊かでお金をどう使っちゃったらいいたろうみたいな、そういう状況であるのであれば恐らくいいんでしょうけれども、緊縮財政をみずから心得ている上であれば、そういう選択肢もあるんじゃないのかなと私は考えるんです。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） お答えいたします。

確かに、生徒数は減っております。ただ、3カ所の給食センターを一つにするものですから、今あるセンターの敷地というのは、センターも稼働しておりますので、当然、今の予定では21年には2,000食の給食センターを稼働する予定です。2,000食といえば、昨年度でしたか、五戸さんの給食センターが建設になりましたけれども、うちより早かったんですけども、その建設敷地においても建物の敷地自体が1,000平米あります。2,000食の給食をつくるにはそれぞれのそれなりの器具もスペースも、今はH A C C P方式とか、何年か前の給食センターのつくりでは許可に

ならないような、部屋を小さく分けたり、総合スペースをとらなきゃならないので、今の現在の土地購入ということになりました。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） ご承知のとおり、学校給食センターというHACCPに準ずる衛生管理をしろという旧厚生省からの通達はあるわけですね。ですから、そういう厳密な衛生管理のもとに運営しなくてはならないということはわかっています。ですけれども、そのHACCPの管理の仕方ということを理解すれば、何も新しい施設でなくてはならないということではないんですよ。ご存じかと思いますが、HACCPというのはいわゆるHA、ハザード・アナライズですね、危害分析をして、CCP、最重要管理ポイントを設定するという、そういう作業の繰り返しですから、極端な話、この議場を給食センターとして使用するという仮定のもとにでもそのHACCPの管理の仕方というのはできるわけですよ。そういうことを考えれば、何も新築でなくてはならないとか、オール電化なんだ、ドライ方式だ、そういったことがHACCPの管理基準ということではないのはご存じだと思うんです。

その上で、本当は以前、学務課をお訪ねしたときに、12月の議会で詳しいことは説明いたしますからということで私、今回の議会でそういうことを伺えるものだと思った。どういう管理の仕方をしてどういう設計をして。そのつもりでおったんですが、それは延び延びということでありまして。できれば、そういったことに対して少し詳しく知って、意見の一つも述べてみたいとは思っていたんです。ですけれども、多分事後承諾ということで全員協議会を開くということになるんでしょうけれども、何といいますか、そういうことを前提に進んでいるのには何か無理があるのではないかなという印象があります。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 12月という、予定はできれば早目ということを私たちも考えていたんですけれども、建設委員会の中でもいろいろな討論がされております。というのは、まだこれもうちの方でもオール電化というのを視野に入れて進めてまいりました。ただ、やはり電気だけでもボイラーの性能もありますし、そういういいものを組み合わせることによってそれ以上の

施設ができるということにおいても、ただ油の単価もどんどん上がっています。ですから、その油を使うにはどのような形でそれを組み合わせていくか。ということで確かに協議しながら時間がちょっとかかった経緯もあります。ですから、できるだけ早目に皆様にはそういうセンターの設計に関することは早目にお知らせしたいと考えております。ただ、三つの給食センターと、一つずつでも新しくはできますけれども、三つを一つにすることでより効率的な経費も削減したセンター、配達もしなきゃならない、業務委託も含めてすべての運営においてはその方が効率的だと考えていることから、今の事業を進めているものであります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。12番、立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第113号、土地の取得について討論を行います。

まず初めに、学校給食を行っていること自体には反対するものではございませんので、よろしく願いいたします。一つの例を挙げて討論を行います。町村の例ではないのですが、福井県小浜市、人口約3万3,000人で、市の産業は農林水産と観光です。食のまちづくりを推進することによって、活力ある小浜市を形成していくことを目的に、2001年9月、全国に先駆けて食のまちづくり条例を制定しております。2002年度から食の教育推進事業に着手し、各学校での地域の人たちの協力も得て行われる特色ある食の教育推進とともに、具体的な施策の一つとして、学校区内で生産された農林水産物を学校給食に活用する取り組みが進められ、地産地消を推進し、自校方式の学校給食の充実を図り、生産者と児童生徒が交流しています。交流によって子供たちも生産者のことを考えるようになり、野菜嫌いの子が少なくなった、残食が減ったという報告も多いといいます。校区内自給率も当初の想定を超えて、重量ベースで80%に達する学校もあるといいます。事業を進めるに当たり、地場産学校給食推進協議会をつくり、実施学校ごとに生産者グループがつくられ、それらのグループの連絡協議会が組織されています。学校給食担当者と生産者との連絡調整会なども随時行われるなど、組織体制を整備して、地域ぐるみで取り組まれている、

こういう自治体もあるわけです。

さて、この議案は学校給食センター建設のための土地取得に関するものでありますが、合併前から共同で学校給食センターを建てたいという計画から進められたようですが、各地域に一つしかない学校給食センターですから、年次計画を立て、増改築で建てかえるなどした方が子供たちのための学校給食センターではなかったかと考えます。だれのための学校給食センターなのか、よく考える必要があるのではないのでしょうか。さまざまな経費が学校給食費にはね返り、父母負担を重くすることは目に見えております。また、土地の選定にも疑問があり、反対するものであります。

以上、反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第113号は原案どおり可決されました。

◎議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第13、議案第114号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 55ページでございます。議案第114号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入

歳出それぞれ2,735万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億9,906万8,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の補正でございます。第3条は地方債の補正でございます。

それでは、61ページをお願いいたします。61ページでございます。第2表、債務負担行為補正でありますけれども、変更でございます。事項でございますが、指定管理者の指定による観光施設管理業務について、管理者への委託料を864万7,000円追加し、変更後の金額1億8,062万5,000円とするため、変更するものでございます。指定管理者は南部町健康増進公社であり、変更の主な理由は、今年度の燃料費の高騰によるものでございます。

ちなみに、今、燃料のことが出てまいりましたので、若干、当町における予算措置額における燃料費の推移をちょっとご説明申し上げたいと思います。今年度、当初予算でレギュラーガソリンを132円と統一単価しておりました。今年12月1日現在、契約単価、いわゆる実勢単価でございますが、役場と納入業者と契約してございますけれども、レギュラーガソリンが132円が148円、12.1%の増。軽油でございますが、107円が128円、19.6%の増。A重油75円で措置したものが現行は89円、18.7%の増。最後、灯油でございますが、75円で当初予算、現行は91円、21.3%の増ということで予算上のアップ率でございます。ちなみに、当初予算、全会計とも、うちの方で燃料費と言われるもの、7,400万ほど予算措置しております。使用量によりましてけれども、平均大体20%のアップとなれば、今後予算補正が1,500万ほど追加補正になるのかなということを想定してございます。

次に、62ページでございますが、第3表でございます。地方債の補正でありますけれども、追加としまして、起債の目的のところでありますけれども、公共土木施設災害復旧事業、限度額300万円とするものです。今年9月の大雨災害による災害復旧事業でございます。変更でございますが、公営住宅整備事業、6,680万円を550万円追加して7,230万円と限度額を定めるものでございます。

次に、ふるさと運動公園整備事業、1億3,000万円から980万円減額しまして、1億2,020万円と限度額を定めるものでございます。

最後に、給食センター整備事業、4,510万円から2,170万円減額いたしまして、限度額を2,340万円とするものでございます。

次に、69ページ、歳出からご説明申し上げます。69ページでございます。

69ページ、歳出でございます。中ほど、2款1項1目一般管理費940万5,000円の減額補正でございますけれども、主な理由は右の方でございますが、19節負担金補助及び交付金、830万円の減、説明にあるとおり、退職手当組合の負担金の減額でございまして、退職者8名分に係るもの

でございます。

次に、主な補正を説明してまいりますけれども、72ページでございます。72ページの真ん中のところですが、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費、補正額1,221万6,000円。主な内訳としまして、18節備品購入費1,214万9,000円。業務用備品と説明がありますが、内容的には住民基本台帳ネットワークシステム更新に伴う機器の購入でございます。

次に、74ページでございます。74ページのところでは、3款1項2目の住民生活費779万6,000円の補正額でございますが、主なものは28節繰出金789万9,000円。説明は国民健康保険特別会計繰出金でございまして、財源内訳のところに国県の特定期間が入っておりますけれども、これ歳入でも説明しますが、保険基盤の安定事業として歳入を見ておりまして、それをもって国保会計への繰り出しに充当するものでございます。

次に、4目老人福祉費の106万9,000円の補正でございますが、28節繰出金が52万3,000円でございますが、介護保険特別会計の繰出金でございます。

次に、3款2項1目の児童福祉総務費でございますが、735万円の補正額でございますが、20節扶助費735万円。これは児童手当と説明あります。今年4月1日から児童手当の改正によりまして、3歳未満児までが1万円に改定されたことに伴い、増額補正するものでございます。

次に、76ページでございます。4款2項4目排水施設費でございますが、240万6,000円の補正額でございますが、19節負担金補助及び交付金240万6,000円。補助金でございまして、合併処理浄化槽設置者への補助金でございます。20基、当初予算措置しておりましたが、希望者がありまして25基、プラス5補正するものでございます。

次に、6款1項でございますが、77ページに入りますけれども、77ページの13節のところでございますが、委託料1,052万6,000円の減額補正でございます。農地地図作成業務とありますが、これが事業中止によりまして全額減額補正するものでございます。

次に、3目の農業振興費でございますが、74万7,000円の補正額でございますが、78ページのところで19節負担金補助及び交付金のところでございますが、54万円の増額補正。補助金、新規農業就農者が決定されましたので、対象者が8名と聞いてございますが、その決定をもって補助金を増額補正するものでございます。

次の5目果樹振興費でございますが、977万円の増額補正でございますが、19節の負担金補助及び交付金977万円でございます。果樹振興支援事業の補助金でございます。確定でございまして、苗木の購入、雨よけハウス、防風ネット、それから選果機とか、果樹用の柵などなどの補助をするもので、補正するものでございます。

次に、12目の農業集落排水事業費1,410万9,000円の減額でございますが、説明欄中、農業集落排水事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

次に、7款1項1目の商工業振興費でございます。13節の委託料210万円の増額補正ですけれども、市場アンケート調査業務とありますけれども、これは頑張る地方応援プログラムの応募事業でございます。プロジェクト名は南部町農産物一次加工拡大プロジェクト事業ということで、応募して採択された事業でございます。

次に、79ページでございます。3目の観光施設費のところですが、1,524万5,000円の増額補正でございます。13節委託料864万7,000円。指定管理者への委託料、先ほど債務負担行為のところでご説明申し上げました額でございます。次が28節繰出金607万3,000円。農林漁業体験実習館特別会計への繰出金でございます。

次に、80ページでございますが、8款4項下水道整備費のところでございますが、127万6,000円の減額補正、これは特別会計への繰出金を減額するものでございます。

次に、8款5項2目の住宅建設費996万8,000円の増額補正でございます。15節の工事請負費1,000万とあります。公営住宅建設工事であります。第2 苦米地駅前団地内の街灯整備をするため1,000万補正するものでございまして、財源内訳としては国から430万、地方債550万を充当してございます。

次に、9款1項2目の非常備消防費であります。140万4,000円の追加でございますが、次のページでは19節負担金補助及び交付金110万円の補正でございます。八戸圏域水道企業団への負担金でございますが、消火栓新設更新1基ずつの負担でございます。

次に、82ページでございます。10款2項1目学校管理費でございます。13節の委託料412万5,000円の減額補正でございますが、説明欄中、土壌浄化設備監理業務と土壌浄化業務それぞれ契約残、執行残を減額補正してございます。

次に、84ページでございます。10款6項3目保健体育施設整備費でございます。1,032万9,000円の減額補正でございますが、説明欄中13節及び15節のところで、これは運動公園に係る経費でございます。入札残、執行残を減額補正してございます。

次に、10款7項1目の給食センター管理費2,148万5,000円の減額補正でございますが、これは13節のところでございますが、それぞれ説明がございまして、統合給食センターに係る委託業務の執行残を不用額見込み額を減額補正してございます。28節の繰出金は、これは学校給食センター特別会計へ繰出金の減額でございます。

次に、11款1項1目農林水産業施設災害復旧費でございます。244万1,000円の補正でござい

ます。これは今年の9月の大雨災害による災害復旧事業を増額補正してございます。

最後のところですが、85ページになりますが、1目の公共土木施設災害復旧費1,063万9,000円の増額。これも今年9月の豪雨災害による災害復旧事業でございまして、河川が1カ所、道路3カ所を復旧するものでございます。

次に、歳入を説明申し上げます。65ページに戻っていただきたいと思います。

歳入でございます。65ページ。9款1項1目の地方交付税2,791万2,000円追加しまして、交付税総額補正後、47億6,577万2,000円とするものでございます。普通交付税を増額補正してございます。

次が13款1項1目民生費国庫負担金でございますが、ここは4目から8目にかけて児童手当に係る国庫負担金の組みかえ補正でございます。

次に、66ページでございますが、13款2項3目の土木費国庫補助金430万円の増額補正でございますけれども、1目の公営住宅整備事業補助金430万円、先ほど歳出でも説明いたしました第2苦米地駅前団地の整備に係る国庫補助金でございます。

次が6目の災害復旧費国庫補助金606万円の補正でございます。公共土木施設災害復旧事業に充当する国庫補助金でございます。

次に、14款1項1目民生費県負担金、これは3節から6節まで児童手当の県の負担金を組みかえ補正するものでございます。

最後、7目保険基盤安定事業費負担金1,194万3,000円の増額補正。これは国保会計への繰出金に充当するものでございまして、保険基盤安定事業県負担金でございます。

次は67ページでございます。14款2項の真ん中辺でございますが、4目農林水産業費県補助金321万5,000円の減額でございますが、内訳のところでは農業委員会交付金1,049万5,000円の減額補正。歳出でもお知らせしましたが、農地地図の作成事業が中止ということでございますので、歳入歳出とも減額してございます。

次のところで、おいしい果物産地振興事業補助金589万4,000円。歳出でもご説明申し上げましたが、事業費が確定したことに伴い、県からの補助金を増額補正してございます。

次が8目の農地等災害復旧事業費補助金118万4,000円の増額補正。それから農地農業用施設の災害復旧事業に充当する県補助金でございます。

最後になりますが、20款1節の町債、それぞれ減額もしくは増額補正してございますが、それぞれの事業費の確定に伴いまして、増減の補正をいたしてございます。

以上で、一般会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。5番、松本陽一君。

○5番（松本陽一君） 歳出の件でちょっとお伺いいたします。3点ほどあります。

今12月で、これから3カ月間、19年度の事業があるわけでございますけれども、総体的な補正の追加額が2,736万7,000円というふうなことでうたわれてございますけれども、その中で2款、3款、4款、10款で臨時賃金が540万というふうなことで上がってございます。これから3カ月間仕事があるわけですが、臨時といいますと、考えるには新事業が出た場合に人手不足、あるいはまた季節的に雇う、いわゆるチェリリン村とか、そういうふうなところの人員を他の場合とか、職員でできないところというんですか、そういうふうなのがあると思うんですけれども、これからそういうふうな新規の事業があるのか。あるいはまた、職員をこれから減らさなきゃならないというふうなことも合併当初は言われてございます。そういうふうな中で、臨時職員でなければできない仕事というようなのが事務的にはどういうふうなものがあるのか。できれば、19年度に事務的な職員で何名雇っているのか。各課ごとにお知らせしてもらいたい。

それから、もう一つは6の1の13ですけれども、農地の地図作成業務が中止というふうなことでございますけれども、これはどのような理由で中止になったのかお伺いしたい。

それから、もう一つは10款2項1目13節委託料ですが、土壤浄化業務。これはきっと南小学校のことなのかなと思ってございますけれども、これは事業が減ったから契約減になったのか、もう完了したのか。これからも子供たちに安全に使ってもらえるのか。その辺のところ、ひとつお願いしたい。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 賃金のことでちょっと説明申し上げますけれども、12月から3月までの新規の雇用かということもありましたけれども、現在雇用している臨時職員の中で、いわゆる業務が加重になって日数がふえたとか、それから簡易郵便局の関係では賃金の改定がございましたので、歳入歳出とも賃金の増額補正しております。

それから、学童保育などの補正を見てみますと、申込者が多くなったということ、前期、後期。

そういうことで、臨時保母さんなどなどの雇用があったということでございます。

全体的に540万という数字でございますけれども、4月からあったものの業務の拡大、あるいは雇用していても日数の増などが一つの主な理由でございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 福祉課の関係は、75ページの4目の学童保育費が臨時職員ということで上がっていますが、今、財政課長の方から説明がありましたとおり、学童保育申し込み人数が多くなって、それに伴っての臨時職員の採用ということでございます。

あと、19年度における臨時職員の人数というようなことでしたが、大変申しわけございませんが、それは臨時職員がいるのは今言いました学童保育、それから保育園、それから児童館、項目がありまして、今、正確な人数はちょっと把握した資料がございませんので、後ほどお届けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木博美君） 健康増進課といたしましては、76ページでございますけれども、4款衛生費2目保健衛生施設費の中で賃金47万6,000円ございますが、ゆとりあの清掃について昨年度までは民間委託して清掃業務を行ってございましたけれども、直接臨職を採用して清掃してもらった方が安上がりだということで計上しておりますけれども、不足を生じましたので、47万6,000円計上しております。

そのほかに、健康増進課の賃金という中には看護師とか栄養士、それとあと助産師とか専門分野の方で日々雇用という形で臨時職員賃金を計上しております。人員については、現在手持ちがありませんので、後日お知らせしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 農業委員会。

○農業委員会事務局長（坂本勝君） 農地地図の作成業務の減額補正ですけれども、農業委員会の事業実施ということで予算措置をしたところですが、農林省の事業の変更がございまして、農

業委員会の事業ではなく、市町村の地域担い手事業に変更されてございます。したがって、農業委員会では事業実施できなくなったということから減額しております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 82ページ、教育委員会の関係ですけれども、10款教育費、小学校費の委託料、土壌浄化設備監理業務305万円の減額をしております。これの内容につきましては、これまで前に行ってまいりました地下水浄化プラント委託料の水質検査の内容がよくなってまいりましたので、19年に八戸工業大学の教授に指導を依頼し、資料等分析していただいたところ、これまで年12回水質検査を行ってまいりましたけれども、十分、前年度の資料からもう年2回ぐらいでも大丈夫ということで、その結果を踏まえて年2回としてその分の業務委託料、924万5,000円から619万5,000円にした305万円を減額したものであります。

それから、その下の土壌浄化業務200万の減額としています。これは水質検査の結果、当然油の量も減少しておることから、19年度のボーリング調査を今までやっていない校舎の下のボーリング調査を行ったものに対しての入札契約により、この200万円が減額になったものであります。

それで、油の件ですけれども、現在いろんな調査分析をしていただいて、その資料のもとに八戸工業大学の教授先生にすべて分析していただいているものが、まだ全部報告が上がってきておりません。その結果が12月中にはもう先生からの報告書が提出になると思います。その結果を踏まえて、来年度からの油に対する対応をしたいと考えております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 臨時職員のことですが、住民生活課からは74ページでございます。3款1項3目老人福祉総務費の中の賃金、臨時職員20万1,000円。これは老人医療のレセプト点検の職員の臨時職員分でございます。半年分の実績を見まして、3月末までの不足分を計上したものでございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。10番、工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 67ページですけれども、14款4目の説明のところで、農業委員会の交付金が1,049万5,000円マイナスということと、それから中山間地域の直接支払推進交付金が10万5,000円とあります。この2項目について質問いたしたいと思います。この1,000万というのは、県の助成金が少なくなったということもあることながら、農業委員会の交付金として高齢の農業者が多くなったという、そういう状況があるのか、それともどういう状況のものなのかということと、それから中山間の方ですけれども、10万5,000円。これは町全体としては億の金、あるいは千の金、百の金と大きい額が耳につくんですけれども、この10万5,000円というのは細部にわたっても随時助成して交付しているものか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（坂本勝君） 交付金の減額ですけれども、先ほど地図の方で説明しましたが、農地を貸借したりとか、それから農振用地とか遊休農地とかを農家台帳でパソコン入力しています。それをパソコンで図面上で見る、そのシステムです。これは農業委員会の事業ということで、先ほど言いましたように予算措置したんですが、今度農林課の方が担当しています市町村地域担い手事業の方に組みかえされたということで、農業委員会が実施できなくなったと、こういうことでございます。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 中山間事業につきまして、ご説明を申し上げます。

補正額でございます。10万5,000円。これは町で中山間地域直接支払事業を実施しておりますので、この分の事務費の確定分でございます。事務局側、町側で事務を行っている場合に、さまざま郵送料とか消耗費がかかるものですから、それが今県からの確定になりましたので、今回補正したものでございます。

ちなみに今、中山間事業を実施してございますけれども、合併いたしまして65地域で実施してございます。トータルの面積は498.1ヘクタール。総額の事業費が2,455万7,000円でございます。そのうち町負担分でございますけれども、平成19年度は774万8,000円となっております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 82ページ、学校管理費、再度伺いたいと思います。

先ほどの説明では、水質がよくなりましたという説明であったんですが、これは水質の問題なんでしょうか。私は土壌自体がきれいにならないことにはこの土壌浄化というのは終わったことにはならないと心得ておるんですが、何ゆえ地下水の灯油の含有量を目安にこういう事業の打ち切りのようなことをするのか、ご説明いただきたい。

もう一つ、78ページ、7款の商工費の市場アンケート調査業務。調査はどういう業者が行って、これはどういう手法をもってどういう調査の仕方をして、どういうポイントで調査を行うのか、詳しくご説明いただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 土壌浄化の件につきまして、ご説明いたします。

土壌浄化の件につきましては、これまで浄化プラントというものを設けまして、地下水と一緒に水が川に出る部分に対して浄化しながら川に放流してきたものであります。それが、長年の今までも水質検査をしながら、その水を調べながら浄化していたものですが、その水質検査の分析が全然ゼロという、もうレベルがはっきり言って普通の水とほとんど変わらないという分析結果も出ています。ただ、この水質検査を今もうやめるというわけではありません。それから、プラントの機械ももう撤去するというものではありません。これはやはりどういう状況のものか、まだ年に1回、2回ぐらいは検査をしなきゃならない。しておいた方が当然いいわけですので、ただ雨の降り方もあります。ただ、なぜ油が前よりは減ってきたのかということは、地下にも油が少なくなってきたことも考えられますし、そういう観点から今年度、体育館の下とかその箇所をボーリング調査したものです。その結果が今分析した後のボーリング調査の結果の調査表を踏まえながら、大学の先生に分析していただいているわけですが、それによってはもうプラントの機械を稼働しなくてもいい場合とか、現在どれだけの量がしみ込んでいるということも調査の結果から見て分析結果が出ると思います。ですから、それでも検査は年に2度から3度ぐらいはこれからも続けていかなければならないものと考えております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 川守田議員のご質問にお答えします。

市場アンケート調査の業務の内容につきましては、果物の一次加工品等の市場調査を考えており、フルーツを使用した菓子製造業等を対象とし、県外、首都圏を調査地と考えております。委託先としましては、まだ決定はしておりませんが、県内の公立大学校等を考えております。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） まず、土壤汚染の件について申し上げます。地下水のくみ上げによる追跡調査しかしていないようなんですが、そもそもが何で地下水から灯油がしみ出して、如来堂川へしみ出したかということの本質がよくわかっていらっしゃらないのかなと。灯油であれ重油であれガソリンであれ、土にしみ込めば土自体がずっと含有し続けるわけじゃないですか。それがある濃度を越えた時点で、土壤が保持し切れなかった分が下に沈んだと。それが結果的に地下水にまじって如来堂川に流れ出したということの、問題はそういうことなんだと思うんですよ。ですから、地下水を分析しただけでは、それは減ってるのかもしれませんが、土の中にしみ込んでいまだに存在している分に関してはわからないということですよね。ただ、土壤汚染のいわゆる灯油、アルカン、アルケン、それぐらいの分子量のものがしみ込んだほかの文献を見ますと、20年から30年ぐらいのスパンで土壤の中にはずっと含まれ続けるというデータが幾つもあります。その上で、地下水だけを目安にして土壤浄化が済んだというふうな判断をするのはどこぞの大学の教授自体もよく理解していないんじゃないのかなという印象も持ったりします。そのところ、どういう考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 地下ということですが、今そのためにボーリング調査したわけで、土の中に油の形跡はないというわけではありません。ただ、その油がそこからもう動か

なければ問題がないですけれども、地下水に乗ったり、雨が降った場合、地下水の土の中に一緒に油も今まで水と一緒に出ていたということだと思います。ですから、今現在ボーリング調査した結果、土の中に含まれている油がかなり少ないという、そのためにボーリング調査したわけですが、それにプラスして地下水と一緒にプラントの方に出ている今までのデータからすれば、ほとんど普通の水と、害がないみたいな、そういう分析のもとで、ただ、それを今すぐ川に放流するかというのではなくて、そのために20年度はこの次の対策としてどのような対策をしていくのかという、これから協議しながら進めていくということです。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 13番、川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 土壤汚染ということの問題を履き違えておられるなという印象、多分履き違えておられるんだと思うんです。この問題は、実際によって学校の敷地が多分灯油でもって汚染されたという、それは紛れもなく土壤汚染を引き起こしたということであって、地下水汚染を引き起こしたということとはまた別な問題なわけであります。ですから、そういう思い違いでもって、そういう判断でもって事を進めるのはちょっと早急な、時期尚早な結果の出し方ではないのかなという感想を言わせてもらいました。

○議長（小笠原義弘君） 14番、工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 今の油が上がったという関連から、二、三点質問をします。

最近、この油が上がったということでマスコミの報道を見ていると、特に北海道では福祉灯油なんていう制度を30ぐらいの自治体が使っていて、それに対して国が幾らか助成をするというような報道を聞いたわけですが、ここの町の場合、あるいは青森県内の場合はそのような制度を取り入れている自治体があるのかないのかと、仮にここの町でそういう、現に困っている人があって、そういう制度を創設するとした場合に、ここは国からそういういろんな恩典が得られる地域なのかどうか。そこをまず聞きます。

それから、今最近の報道を見ていると、来年度に向けてふるさと納税制度とあって、例えば都会でいっぱい住民税を払っている人は、10%を限度に好きなところにくれてもいいというのができそうなんです、仮にこれに名乗りを上げてというか、うまくコマーシャルをして、この町

に縁がある人がいっぱいここにふるさと納税をする、寄附をするという仮定をした場合に、金額的にそのコマーシャルするだけの金額がここに寄附金が集まる可能性があるかどうか。その辺の考えは今あんまり頭にあるのかないかわからないですけども。

それと、東京都から3,000億ですか、愛知とかそのほかから1,000億だか、地方に格差を是正するために交付金を再配分するような報道がなされているわけですけども、あの制度の恩恵というのはこの町にどの程度期待されるかどうか。

そこをまず伺いながら、82ページの頭のところに教育費の補助金90万、大会出場補助事業とあるんですけども、これは何の大会にどの程度やったのか、詳しく説明してください。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 灯油の高騰による助成というお話でしたけれども、今総務省の方から流れてきている照会文書の中で、自治体で高齢者世帯だとか母子世帯などへ灯油の高騰による助成をした場合に、特別交付税でもって自治体の救済をしましょうと。その予算額は新聞でも出ていましたが、500億か600億という、特別交付税の枠内でそういう措置をしますよということでございますので、そういう情報は来ております。

それから、法人事業税のことでちょっと税務課上もあるんですけども、これは東京都だとか名古屋とかから法人事業税を地方間で分配するというお話の聞いていますが、これは県の方へ入る。そしてまた、5,000人未満の小さい町村に、それを人口規模によって配分しましょうということの情報を得ておりますので、当町にはちょっとプラス要素がないのかなと、このように考えます。あとについては担当課長の方からお知らせします。

○議長（小笠原義弘君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、福祉灯油のことですが、昨日、町長の方から、先ほど財政課長が言いました交付税の枠内で予算を500から600億の中での支援をするという情報があるということで、町としてもそれを実施した場合にどれぐらいの規模になるか、対象者とか、それから助成の方法とか、助成の量とかそれらを調査するようということで、現在調査しているところでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 82ページの負担金及び補助金についてご説明いたします。

補助金、大会出場補助事業、これは12月に名久井小学校のマーチングバンドが埼玉県で開かれる全国大会に出場することになりました。それに対しての補助金であります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） ふるさと納税の件、10%ということのお話が出ましたが、制度的にはこれがいよいよ始まるということでございますけれども、ただ、我が町、もし納めていただく方が出てきた場合、どれくらいの金が回ってくるかということについてはまだ試算をしかねておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 14番、工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） さっきの福祉灯油にちょっと関連して、一つの意見として言わせていただきたいんですけども、私の自宅の近所を見ても、老人の方のひとり暮らしというのは結構いるんですよ。それぞれ今のところ困っていないように私らは認識しているわけですが、年寄りの方って私らよりも我慢強いといえますか、結構本当の最低の国民年金もらいながら、ちょこっとした日雇いに行って手間取りしながら我慢して、なるべく子供に世話にならないで生きて頑張っていこうという年寄りの方も結構見られるわけですね。多分こう寒くなると、油が高くて本当はたきたいけれどもたけないという、そういう困っている方も多分いるだろうと思うんですね。ですから、広報なり何なりで配布しながら、私はその住民の中で寒さのためにちょっとインフルエンザ早く引いたとか、生活困ったという訴えがないように、そういう方々に対する気配りといえますか、目配りといえますか、その辺は十分落ち度なくやってほしいなど。これは要望ですけどもね。

例えば、今テレビなんか見てますと、窓ガラスだとかドアだとか、その辺に目張りして、すき間風が入らないようにするとか、そういういろんな知恵とか工夫をしているようですけれども、

まず1人ではどうしようもない方、年寄りの方が暮らしていた場合は、その辺周りが手助けするような、そういう対応というのを十二分に検討してやっていただければと思っています。

あとは、油が上がって恐らくこれから来年も行政で使ういろんな車の燃料、暖房用の燃料というのは、今までの想像を超えるくらい厳しくなると思うんですけれども、まず着物をちょっと今までより1枚余計に着て暖房の温度を下げるとか、節約に努めながら、ひとつ役場でも学校でも頑張してほしいと。それ要望して終わります。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第114号は原案どおり可決されました。

ここで3時30分まで休憩いたします。

（午後3時19分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時33分）

.....
◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 議案審議を続けます。

日程第14、議案第115号、平成19年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 議案第115号、平成19年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,337万5,000円とするものであります。

94ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。

1款1項給食費1目給食管理費3節職員手当は、改正により、15万6,000円を減額するものであります。

前ページ、93ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。

歳出の職員手当の15万6,000円の減額により、一般会計繰入金を1億1,634万2,000円から15万6,000円を減額し、1億1,618万6,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第115号は原案どおり可決されました。

◎議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第15、議案第116号、平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 96ページからになります。

議案第116号、平成19年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条からです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,753万8,000円とするものであります。

102ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明申し上げます。1款1項1目の管理運営費に補正額367万3,000円を増額補正するものであります。内訳としましては、節の主なものから申し上げますが、7節賃金に95万の臨時職員の賃金補正。それから11節の需用費313万9,000円の内訳は、消耗品費に90万、それから修繕費に120万、材料賄い料としまして130万を増額補正と。それから、14節の使用料及び賃借料、こちらの方はダスキンマット等の清掃用具の借り上げを返品しまして、45万の減額と。歳出の主なものはこれでございます。

前のページにお戻りください。101ページ、歳入になります。

1款1項1目の農林漁業体験実習館使用料50万の増額は、4月、5月、7月の使用料が予想を上回ったもので、増額補正となっております。

2款1項1目財産売払収入は食品売払収入でございますが、290万の減額。

それから、3款1項1目一般会計繰入金に607万3,000円を増額お願いしますと、そういうことになりました。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第116号は原案どおり可決されました。

◎議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第16、議案第117号、平成19年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(小野寺直和君) 103ページでございます。

議案第117号、平成19年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

既定の予算総額に9,019万円を追加し、総額を29億6,538万円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をいたします。109ページをお願いいたします。

歳出の主なものから説明いたします。2款保険給付費1項1目の一般被保険者療養給付費及び2目退職被保険者療養給付費につきましては、負担金といたしまして6,514万2,000円と1,460万9,000円。あと4目、5目合わせまして、8,041万円とするものでございます。

次に、2款2項1目の一般被保険者高額療養費でございますが、331万4,000円、2目の退職者被保険者高額療養費455万7,000円、合わせまして787万1,000円。これは高額療養費の負担金でございます。

次に、3款老人保健拠出金及び4款介護納付金は、財源の内訳を更正したものでございます。

次のページをお願いいたします。111ページ。諸支出金でございます。1項1目の一般被保険

者保険税還付金でございますが、保険税還付金としまして159万5,000円を補正するものでございます。

次に、歳入でございますが、108ページをお願いいたします。

3款国庫支出金2項1目の財政調整交付金でございますが、右側の説明にもございますとおり、一般被保険者療養給付費として4,584万7,000円、老人保健医療費拠出金2,470万4,000円、介護納付金1,056万4,000円、合わせまして8,115万1,000円を財政調整交付金として見込んでございます。

次に、8款2項1目一般会計繰入金でございますが、右の説明のとおり、国保保険基盤安定負担金の国保税軽減分といたしまして863万5,000円、保険者支援分としまして減額73万6,000円、合わせて789万9,000円とするものでございます。

9款繰越金でございますが、前年度からの繰越金114万円を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第117号は原案どおり可決されました。

◎議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第17、議案第118号、平成19年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第118号、平成19年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ52万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ20億4,244万円とするものでございます。

119ページをお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。

第1款総務費第1項総務管理費1目一般管理費は52万3,000円の追加でございまして、職員の人件費でございます。

次に、第2款保険給付費1目の介護サービス等諸費は9,000円減額いたしまして、第7款諸支出金第1項償還金及び還付加算金に9,000円を追加して調整を図ったものでございまして、この償還金につきましては18年度財政調整交付金確定による国への返還金でございます。

前に戻っていただきまして、118ページをお願いいたします。

歳入でございます。第7款繰入金第1項一般会計繰入金でございますが、52万3,000円の追加でございまして、一般会計からの繰り入れ、職員の人件費に充てるものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第118号は原案どおり可決されました。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第18、議案第119号、平成19年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 122ページになります。

それでは、議案第119号、平成19年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ244万円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ1,063万3,000円とするものでございます。

歳入からご説明申し上げます。127ページをお願いいたします。

第1款サービス収入第1項介護給付費1目居宅介護支援サービス計画費は150万円の追加、サービス計画作成単価の増加によるものでございます。

第3款繰越金は94万円の追加、前年度繰越金でございます。

次に、歳出をご説明いたします。128ページをお願いいたします。

第1款総務費第1項総務管理費1目一般管理費の2節給料と、それから3節の職員手当のところは合計で1万5,000円の減額となります。11節需用費は95万5,000円の追加でございまして、電気料等に充てるものでございます。13節の委託料は150万円の追加、介護予防計画委託件数の増加により、追加補正をするものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第119号は原案どおり可決されました。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第19、議案第120号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 130ページになります。

議案第120号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,251万6,000円とするものでございます。

134ページにお進みください。総括表でご説明いたします。

歳出、下水道建設費2億7,017万8,000円に給与改定額2名分の2万2,000円を補正し、2億7,020万円とするものでございます。

133ページにお戻りください。歳入でございます。充当する歳入ですが、2款繰入金を127万6,000円減額し、1,121万6,000円とし、4款の諸収入、消費税、これは還付金でございますけれども、を129万8,000円補正し、129万9,000円とし、差額分2万2,000円を歳出に充当するものでございま

す。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第120号は原案どおり可決されました。

◎議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第20、議案第121号、平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 引き続きまして、議案第121号、平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に74万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億9,465万3,000円とするものでございます。

142ページにお進みください。総括の歳出から説明していきます。

歳出ですが、1 款の総務費、これは加入奨励金とパンフレット用の印刷製本費でございますけれども、60万円を追加し、3,648万5,000円とし、2 款建設費を、これは職員の手当でございますけれども、給料改定により14万8,000円補正し、8 億2,827万3,000円とするものでございます。

141ページにお戻りください。充当する歳入として、繰入金を1,410万9,000円減額し、諸収入、消費税還付金を1,485万7,000円に補正し、その差額74万8,000円を充当するものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第121号は原案どおり可決されました。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第21、議案第122号、平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 146ページをお願いいたします。

議案第122号、平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6万6,000円を追加し、予算総額を30億5,156万4,000円とするものでございます。

今回の予算補正の理由でございますが、大きく3点ございます。一つは、職員の給与、手当の改定などに伴うものでございます。もう一つは、荷物の集荷業務を行っておりますけれども、その取扱量が増加したことに伴うものでございます。そしてもう一つは、出荷奨励金等所要額の増に伴うもの、以上の3点が主なものでございます。

149ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。

2款4項3目雑入でございますけれども、荷物の委託業務をお願いしておりますが、その取り扱いが、ウメなどが後半まで高値で推移したため、当初の見込み額より6万6,000円ほど増となりましたので、予算補正をお願いするものでございます。

150ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。

1款1項2目の一般管理費でございますが、2節、3節は職員の給料、手当の改定等に伴うものでございます。7節の賃金は、臨時職員の賃金でございますけれども、不用額と見込まれる77万7,000円を減額するものでございます。8節の報償費でございますが、出荷団体等に交付する出荷奨励金が当初見込んでいたより、出荷団体を通して委託販売をする割合が増加する見込みとなりましたことなどにより、77万8,000円の増額をお願いするものでございます。12節の役務費は、歳入で説明したとおり、委託業務の増に伴うものでございます。

3款1項の予備費の補正は、歳入歳出の調整を図るものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第122号は原案どおり可決されました。

◎議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第22、議案第123号、平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（佐々木利文君） 152ページをごらんいただきたいと思います。

議案第123号、平成19年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に増減はなく、一般管理費の節間の補正を行うものでございます。155ページをごらんいただきたいと思います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費ですが、2節の給料50万8,000円の増額、3節職員手当等87万5,000円の減額につきましては、4月1日職員の異動及び先般の人事院勧告に伴い、期末手当の減額等により、調整を図り、補正するものでございます。7節賃金101万6,000円の減額につきましては、臨時職員の不用額が見込まれるための減額分でございます。11節需用費39万4,000円につきましては、消防の査察結果に伴い、消防用設備修繕を行うため補正するものでございます。11節委託料につきましては、施設の外壁等のひび割れが伴われておりまして、それを補修するための実施設計の委託を47万4,000円お願いするものでございます。18節備品につきましては、介護度の高い入所者が入浴移動及び食事介助のため、通常の車いすでは姿勢を保てないことから、リクライニング式車いすを購入するため、補正するものでございます。

以上で、簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第123号は原案どおり可決されました。

.....

◎請願第3号から陳情第8号までの委員長報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第23、請願第3号から日程第25、陳情第8号までの請願2件、陳情1件は、所管の教育民生常任委員会に審査を付託しておりますので、ここで委員会の報告を求めます。

教育民生常任委員長の登壇を求めます。工藤幸子君。

（教育民生常任委員会委員長 工藤幸子君 登壇）

○教育民生常任委員会委員長（工藤幸子君） 教育民生常任委員会の請願及び陳情審査結果の報告をいたします。

去る12月7日の本会議において本委員会に付託されました請願第3号、高すぎる国保税の引き下げを求める請願書、請願第4号、「産業廃棄物中間処理施設建設反対を求める意見書」採択のための請願書、陳情第8号、法務局職員の増員に関する陳情書について、同日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付しております請願及び陳情審査報告書のとおり、請願第3号は、現状の保険税は郡内他町村との比較や財政事情を考慮すれば妥当であるとの意見が多く、低所得者への減免などの配慮も適正に行われているため、不採択といたしました。

請願第4号及び陳情第8号は、問題の重要性にかんがみ、なお慎重に審査する必要があるため、継続審査といたしました。なお、請願第4号については、既に施設建設に対する意見書を採択しているため、継続審査といたしました。

以上で、請願及び陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

○13番（川守田稔君） 議長、中間処理施設の件に関して、特別に申し上げたいことがあるので、発言を許可していただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 23が終わったら、24のところでもう1回お願いします。

◎請願第3号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第23、請願第3号、高すぎる国保税の引き下げを求める請願書を議題といたします。

この請願書に対する委員長の報告は不採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告どおり不採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

◎請願第4号の質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第24、請願第4号、「産業廃棄物中間処理施設建設反対を求める意見書」採択のための請願書を議題といたします。

この請願に対する委員長の報告は継続審議であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。13番、川守田稔君。

○13番(川守田稔君) 質疑として発言してよろしいのでしょうか。

○議長(小笠原義弘君) はい。

○13番(川守田稔君) 実は、中間処理施設誘致に関して、私たちは旧議員数の中で反対決議をしたわけなんですけど、よく考えてみると、私らはこの中間処理施設の概要についても内容についても何ら理解していないと思うんです。確かに、反対決議をしたあのときのタイミングというのは、環境アセスの閲覧が終了して云々というドタバタの中で行われたことであったものですから、ああいった流れになったのは仕方ないのかなと思うところもあるのですが、しかし、理解しないままに反対であるという態度を決め込むのはいかがなものかと考えます。なぜならば、この問題は事業者と許可認者である県との事務手続の問題であります。住民の意向ですか町の意向は加味されるにしても、基本的には事務手続の中で行われていることであるわけですから、その内容を理解しないままに議会として反対であるということを言い続けるのは、議員の、議会の素質としてちょっと認識に欠けているんじゃないのかなと。

したがって、私は提案したいのですが、全員ということに限ったわけではないんですけれども、議員対象にちゃんとした事業者側の事業計画の説明をしていただいて、それでちゃんと

質問と答弁を繰り返し、それぞれの議員が納得のいく結論を、個々の議員で態度を明らかにするべきだと思います。先般の議会で、新人の議員も5人誕生したわけであります。その5人の新人議員の意向を無視したままで反対決議を押し通すというのはいかななものかと考えます。その新人議員にも判断の余地を与えるべきだと考えます。その上で、反対であるか賛成であるか、明確な理由を示して、それぞれの議員はその態度を示すべきであろうと考えます。ですから、全員協議会という形でもよろしいのかもしれませんが。その形態にはこだわるものではないのですが、実は前回の住民説明会でも簡単な資料を私も写しとしてもらいました。その中に余熱利用の農業栽培であるとか、そういったいろんなプランが組み込まれていることを知りました。私はその内容をどういう具体性を持った計画であるのかというのをちゃんと説明していただきたいと思っています。もしかすれば、これは町にとってメリットのある事柄なのかもしれません。それを理解もしないまま、反対を押し通すということは、いわゆるこれは行政の上での機会損失になるのかもしれないという思いもあります。

また、実は斗賀上とかその部落の方の何人かからですが、ああいう形で議会が反対という態勢で反対運動に走ってしまったものだから、実は賛成なんだけれども、賛成の態度を示しづらいんだよと、おまえら、何てことをしてくれたんだという、そういった不平不満にも似た意見もいただきました。そういった経緯があります。さらに、おれの名前が反対の署名の名簿にあるらしいんだけれども、反対したつもりがないんだけれども、その辺確かめてもらえないかというような請願もありました。そういったこともろもろを含めて、私はそう考えました。

それで、議長に対してはそういう機会を持っていただきたいというお願いをしたいと思いますが、いかななものでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 教育民生常任委員長、工藤幸子君。

○教育民生常任委員会委員長（工藤幸子君） 本会議で付託されましたので、委員会としては慎重に審議しました。そして、今までの経緯と、それからこれからもまだありそうな、かもしれないということでいろいろ審査する必要があるということで継続審査ということで、やらないということとか、やるということではなくて、継続審査としてもう少し様子を見てやるということに決定してあります。

○議長（小笠原義弘君） 19番、西塚芳弥君。

○19番（西塚芳弥君） 私からは、それでは地元の声をお話し申し上げたいと、こう思います。というのが、日にちはわかりませんが、議会で38名の議員をもって意見書を県知事あてに提出しているのが、満場で議決して、県知事あてに意見書を提出しております。その後、斗賀部落は約300戸の戸数がありますが、その戸数の中で270名の反対の署名運動をさらに地元の代表と議員の方々と一緒になって県庁に赴き、県知事あてに提出しておる経緯があります。その大きな内容としては、南部町はもとよりグリーン・ツーリズムの活動が活発でありながら、県知事あてから達者村という指定を受け、これは県で1町村であります、そしてそれがさらに活動が認められて、地元の町長が総理大臣の官邸へ招待を受けながら証書を受けてきた経緯もございます。そういう緑豊かな名川町が、そういう中間施設によって、例えば風評被害とかいろんな問題が出る可能性がないのかという心配のもとで地元の方々が署名運動を起こし、そして県知事あてに提出している経緯がございまして、きょうの審査の結果は継続審査ということでございますが、私はやはり名川町には建設してもらいたくないと、こういうのが地元の大半の声でもあり、町を代表する議員38名でもって意見書を提出しているということでございますので、これを県知事も地元の意見を尊重してくださるものと私は信じております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 14番、工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 今回の38名で反対の決議をしたという、当時の、ちょうど昨年の9月の議会だったと思うんですが、実は私、その当時の議長という立場であったということと、それからそのときは余り言ったことがなかったんですが、私も平成14年に中間処理施設の許可申請とか手続を自分で全部やった経緯がございます。そういうことで、この廃棄物処理法の法律については幾らかここにいる議員の方々よりは詳しく知っているつもりです。それを踏まえて、地元が大半反対だということで、じゃあこういう決議をしましょうという手順をとった記憶がございます。ただ、先ほどの川守田議員の意見を聞きますと、賛成反対という以前に具体的な計画はどうかということ、実は私も見ておりません。ですから、まずちゃんと事業者の声を聞きながら、新しい議員も5人いるわけですから、個々に判断をするというのが私はいいと思うので、まず勉強会を開くというんですか、話を聞くというのは大いにやるべきだと思いますから、私だったら議長に一任しますので、場所とか時間とか決めて、判断はそれぞれがすればいいことだと、そう思い

ますが、いかがでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。17番、佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） 先ほど工藤幸子委員長が、本議会において付託をされた、その常任委員会の重みにおいて審議をしている最中でございます。しかも、議員各位の声がそれぞれの考えもあるやに聞いておる中での重要な課題であると。よって、継続をして結論を出すべきだと、こういう協議をした報告をされております。これは、全く当議会における正しいシステムの運用であります。昨年の決議の内容について、今、そのありようがどうかということは、これは論をまたずして、本議会に付託されたものについて慎重な審議をしたわけであります。私もその常任委員会の1人ですが、ですから、先ほど工藤委員長が申されましたように、継続審議の中で慎重に継続をするのが本議会に与えられた最善の方法かと思います。しかも、新議員の方々からそのことにかかわるご意見等も伺っていない中のことでありますので、今しばし教育民生常任委員会の審議を待つのが妥当かと私は思います。

以上。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は継続審査することに決しました。

なお、今各議員からある程度賛成、反対のご意見が出ましたけれども、今後のことにつきましては議員の皆様と勉強会を開きながら検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

◎陳情第8号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第25、陳情第8号、法務局職員の増員に関する陳情書を議題いたします。

この陳情書に対する委員長の報告は継続審査であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は継続審査することに決しました。

◎発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第26、発議第12号、道路財源の確保を求める意見書案を議題いたします。

本案提出者の説明を求めます。河門前正彦君の登壇を求めます。6番、河門前正彦君。

（6番 河門前正彦君 登壇）

○6番（河門前正彦君） 発議第12号、道路財源の確保を求める意見書案について提案理由を説

明いたします。

道路は、町民の日常生活や社会経済活動を支える最も基礎的な社会基盤であり、活力ある経済に支えられたゆとりある社会と、安全で安心できる地域を実現するには、地方の道路整備を計画的に推進することが必要であります。

しかし、青森県はもとより本町においても人口が減少し、高齢化が進み、首都圏との格差が拡大している中で本町が自立再生していくためには道路網を計画的に整備し、適時適切に維持管理することは極めて重要であります。

また、本町は平成18年1月1日の町村合併に伴い、旧町村間の交流機会が増加しております。自動車交通の依存度が高まってきているため、より広域的な道路網整備を早期に強化することが必要となっております。

このような中で、昨年12月8日に閣議決定された道路特定財源の見直しに関する具体策において、平成19年中に今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を作成することが示されたところであります。

しかし、本町が真に必要としている道路整備計画がこの中期計画に反映されず、その整備のための道路財源も確保されないのであれば、本町の自立再生に大きな影響を及ぼすことは必至であります。また、特定財源の暫定税率については、道路事業に一般財源を投入し、財政が悪化してきた状況等を踏まえ、さまざまな混乱を避けるために、間違いなく延長すべきであり、よって本議会は道路整備の中期的な計画の作成にあっては、このような本町の事情を十分認識され、次の事項を確実に実現させるよう強く要望するものであります。

1 地方と都市の格差是正のためにも、本町の道路計画については、平成19年中に国が作成する中期計画に優先的に反映し、早期整備のための財源を確保すること。

2 納税者の理解を得るためにも、受益者負担という本制度の本来の趣旨を踏まえ、道路特定財源については特に転用することなく、その全額を道路整備に充当すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月13日。提出者、南部町議会議員、河門前正彦。賛成者、南部町議会議員、川井健雄、同じく工藤久夫、同じく川守田稔、同じく根市勲、同じく工藤正孝。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、発議第12号は原案どおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長(小笠原義弘君) 日程第27、常任委員会報告を議題といたします。
本件はお手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終わります。

◎閉会中の継続審査の件

○議長(小笠原義弘君) 日程第28、閉会中の継続審査の件を議題といたします。
本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

.....

◎日程の追加

○議長(小笠原義弘君) お諮りいたします。

本日、町長から議案第124号、人権擁護委員の候補者の推薦について、議案1件が追加提案されました。また、先ほど、審議の継続審査となりました請願、陳情に係る閉会中の継続審査の件1件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、町長提出議案1件、閉会中の継続審査の件1件を日程追加議題とすることに決しました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

(午後4時26分)

.....

○議長(小笠原義弘君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後4時28分)

.....

◎町長提出議案追加提案理由の説明

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の

登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、追加提案であります議案についてご説明を申し上げます。

議案第124号、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の任期満了等に伴い、新任者1名、再任者1名の次の方々を推薦したいので、議会の同意を求めるものでございます。

まず、人権擁護委員の地区別の説明を申し上げたいと思います。それぞれの合併地区に人権擁護委員の方々がおられます。その地区の中でまた担当地区がございまして、その2地区の2名の任期満了に伴っての同意でございます。

まず最初に新任の方でございしますが、南部町大字大向字勘吉54番地の1、氏名、松尾敏治氏。昭和20年12月3日生まれの方でございしますが、前任者の方が病氣療養につきまして、引き続きできないということから、新任の松尾氏をお願いするものでございます。

次に、再任の方でございしますが、住所、南部町大字高橋字中道13番地1、氏名、高橋裕氏。昭和17年6月28日生まれ。この方は再任のお願いでございます。

以上、2名の方々を適任と認め、推薦したいと思いますので、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

◎議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 追加日程第2、議案第124号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第124号は同意することに決しました。

◎閉会中の継続審査の件

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題といたします。
本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、教育民生常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。
お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(小笠原義弘君) 以上で、今期定例会に付議された事件は、全部終了いたしました。
ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。
(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） 平成19年第13回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、12月7日から13日までの7日間の日程で開会されましたが、議員各位初め、参与の方々には、師走の何かとご多忙の中ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

平成19年度の補正予算初め条例案等、慎重審議いただき、ご議決、ご承認を賜りましたことに對しまして、心から御礼を申し上げます。

とりわけ本定例会では、平成20年度から10年間を展望したまちづくりの基本理念を定めた町総合振興計画基本構想をご議決賜りましたことは、合併3年目を迎える平成20年度からのまちづくりによって新たな指針となるものであります。今後はこの基本構想に掲げられた四つの基本理念のもと、基本計画づくりを着々と進めるとともに、基本方向、目標とともに示された重点プロジェクトをできるだけ早期に実現できるよう努力してまいる所存であります。

地方行政を取り巻く環境は地方交付税の減額や都市との格差など、一層厳しく憂慮すべきものとなっております。私は、この6月に青森県町村会長に就任させていただきましたが、これまで何回となく全国町村会とともに国に対し、偏在性のない地方税の構築や地方交付税の復元、都市と地方の町村がお互いに補完し合いながら発展できるよう、制度の改革、改正を強く要望してきたところであります。市町村合併が進み、全国の町村数はかつての3分の1にまで減少いたしました。私たちが町村は今こそ一致団結してこの厳しい状況を乗り越えていく努力が求められております。

南部町は間もなく合併して満2年となりますが、町民の皆様のご理解とご協力により、徐々に新町の一体感は造成されつつあると思っております。3年目を迎えるに当たり、さらに活力ある南部町を築いていくため、この自然あふれる豊かな南部町の個性を生かし、本職初め職員一丸となって誠心誠意努めてまいる所存でありますので、議員各位、参与の皆様にはこれまで以上のご指導ご鞭撻のほど、切にお願い申し上げる次第であります。

議員各位におかれましては、9月にご当選されて以来、臨時議会を含む3回の議会、全員協議会、各委員会の所管事務など、ご多忙の日々ではなかったかと思えます。来たる平成20年が皆様にとりまして、よりよい年でありますよう、心からご祈念申し上げ、本定例会のお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） ここで私から一言お礼の言葉を申し上げます。

今期定例会は、在任特例が終了し、20人の議員として最初の定例会でございましたが、ふなれ

な議事の進行にご協力をいただき、まことにありがとうございました。

議員各位には、提出された議案について終始熱心にご審議を賜り、また町長初め執行部の皆様には議案説明にご協力いただき、本日、ここに閉会の運びとなりましたことを心から厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、第13回南部町議会定例会を閉会いたします。

(午後4時36分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義 弘

署 名 議 員 松 本 陽 一

署 名 議 員 河 門 前 正 彦